令和2年度第2回滋賀県環境審議会自然環境部会 議事次第

日時:令和2年(2020年)10月27日(火)14:00~16:00

場所:滋賀県農業教育情報センター2階第3研修室

- 1. 開 会
- 2. 議 題

滋賀県ビオトープネットワーク長期構想の変更について

3. その他

今後のスケジュール等について

【配布資料】

- ●次第
- ●委員名簿・配席表
- ●資料1 滋賀県ビオトープネットワーク長期構想の変更案(概要)
- ●資料2 滋賀県ビオトープネットワーク長期構想の変更骨子案
- ●資料3 重要拠点区域と生態回廊
- ●参考資料 ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例
- ●滋賀県環境審議会条例

令和2年度第2回滋賀県環境審議会自然環境部会 委員名簿(50音順·敬称略)

(任期:令和2年6月1日~令和4年5月31日)

| 氏名 | 所属等 | 出欠 |
|--------|--|----------------|
| 荒木 希和子 | 立命館大学生命科学部生物工学科講師 | 出席 |
| 石川 聡子 | 大阪教育大学教育学部教授 | 欠席 |
| 石谷 八郎 | 滋賀県森林組合連合会推薦者 (滋賀県森林組合連合会代表理事会長) | 欠席 |
| 内海 來 | 一般社団法人滋賀県猟友会推薦者 (一般社団法人滋賀県猟友会副会長) | 出席 |
| 櫻井 洋一 | 近畿地方環境事務所 | 出席 (代理:德丸様) |
| 籠谷 泰伸 | 公益社団法人滋賀県獣医師会推薦者 (公益社団法人滋賀県獣医師会野生動物事業委員会委員) | 出席 |
| 酒井 章子 | 京都大学生態学研究センター教授 | 出席 |
| 中村 光伸 | 滋賀県野鳥の会推薦者(滋賀県野鳥の会委員) | 出席 |
| 西野 麻知子 | 元びわこ成蹊スポーツ大学教授 | 出席 |
| 畑田 彩 | 京都外国語大学外国語学部准教授 | 出席 |
| 前畑 政善 | 神戸学院大学人文学部教授 | 出席 |
| 山﨑 準 | 滋賀森林管理署 | 出席 |

令和2年度 第2回滋賀県環境審議会自然環境部会 配席表

議長(前畑委員)

| | 荒木委員 | \bigcirc | | 山﨑委員 | |
|-----|------|------------|--|------------------|--------|
| | 内海委員 | | | 籠谷委員 | |
| 記者席 | 酒井委員 | | | 中村委員 | 傍 聴 |
| 席 | 西野委員 | \bigcirc | | 櫻井委員 (代理:德丸様) | 席 |
| | 畑田委員 | | | | |
| | | | | | |

| | 事務局 |
|----|------|
| 16 | |
| | 事務局 |
| - | |
| | 関係機関 |

滋賀県ビオトープネットワーク長期構想の変更案(概要)

6 全を水水とすび 有理用中に 13 利用のな対策を 15 円のあるも 15 円のあるも 15 円のあるも 15 円のあるも 17 日間をお見しよう

~野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク化に関する長期構想

1 長期構想の目的

P.4~P.6

野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク化 に関する長期的な方針を定め、重点的に推進すべき区域を設 定し、方針を実現するための方策を示す。

2 長期構想の位置づけ・期間

P.7~P.9

(1) 位置づけ

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例 第9条に基づき策定

(2) 期間

2008 年度~2050 年度までのおおかね 50 年間

(3)点検

対応すべき課題や取組の進捗状況をおおむね 10 年ごとに 点検

3 長期構想の目標達成に向けた進捗 (2008年~現在)

【ビオトープ保全】自然公園、鳥獣保護区の指定等により保全が図られているが、

P. 9 ∼P.10

減少傾向にある種もある。

【ビオトープ再生】ヨシの再生、外来種対策等により一定の再生が図られているが、更なる再生の取り組みが必要である。 【ネットワーク化】ネットワーク化が一定図られているが、存続が危ぶまれる種が増加しており、生態回廊の生育空間としての重要性が高まっている。

4 ビオトープの現状と課題

- ・気候変動の影響、ヒトの自然への働きかけ の縮小等による生息・生育環境の劣化消失
- ・ニホンジカ等の生息増・生育域拡大による植生の衰退、土 壌流出
- ・外来種の侵入・拡大 等

5 野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク化に関する方針

P.10~P.32

(1)ビオトープの類型化

ビオトープタイプ分類 (7種) の現状と課題を整理 ①琵琶湖水域 ②湖岸域・内湖 ③河川・河畔林域 ④自然林・二次林 ⑤植林域 ⑥田園域 ⑦市街地域

(2)長期構想の目標1

- ビオトープの保全・再生・ネットワーク化
- (3)保全・再生・ネットワーク化の方針

各ビオトープタイプごとに将来像を設定



ビオトープネットワークのイメージ

6 野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク化を重点的に推進すべき区域

<u>(1)重要拠点区域(コア・エリア)</u>

P.43~P.45

P.80~P.98

地域全体の野生動植物が安定して生息・生育できる種の存続を図るために 必要なビオトープのまとまりの確保(重要拠点区域の範囲の見直し)

<u>高時川源流部</u>、伊吹、<u>霊仙、鈴鹿、安土</u>、<u>田上・信楽</u>、三上、<u>比叡・石山</u>、堅田丘陵、 <u>比良・朽木</u>、<u>野坂山地</u>、<u>奥琵琶湖</u>、西の湖、<u>湖北湖岸</u>、湖西湖岸、湖東湖岸

(2)生態回廊 (エコロジカル・コリドー)

生態回廊(河川)は生物の生息環境であるとともに重要拠点区域間を繋ぐ移動経路

・生態回廊として重要な河川(野洲川、日野川、愛知川、犬上川、芹川、姉川、高時川、安曇川、瀬田川、大戸川、天野川、知内川、大同川・伊庭内湖、余呉川)(4 河川)を追加

7 野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク化を図るための方策

①長期構想に配慮した事業の実施

・生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)

②自然再生のための事業の実施

- ・社会経済活動へ生物多様性保全の組込み(生物多様性の主流化)
- ③自然環境の調査・情報管理・評価 ④野生動植物種の個体の保護
- ⑤生息・生育環境を保全するための保護区の適正配置 ⑥鳥獣による農林被害等の防止

⑦各主体の取組の促進

「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想」変更骨子案

令和 2 年 10 月 27 日 (火) 滋賀県環境審議会自然環境部会

| 現行 | 変更骨子案 |
|---|---|
| 滋賀県ビオトープネットワーク長期構想 - 野生動植物の生息・生育・再生・ネットワーク化に関する長期構想 | (同左) |
| 序章 はじめに 1 長期構想策定の目的 2 長期構想の位置づけ 3 長期構想の期間 4 長期構想の点検・見直し | <u>〈新規〉 5 保全・再生・ネットワーク課に関する方針</u> <u>〈新規〉 6 滋賀県の自然環境の現状と課題</u> |
| 第1章 野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク化に関する方針 1 滋賀県のビオトープの概要 (1) ビオトープタイプの類型化 (2) 各ビオトープの現状と課題 | 第1章 野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク化 に関する方針 (同左) |
| 2 長期構想の目標(1) ビオトープの保全(2) ビオトープの再生 | |

- (3) ビオトープのネットワーク化
- 3 保全・再生・ネットワーク化の方針
- (1) 基本方針
- (2) ビオトープタイプごとの方針

第2章 野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク 化を重点的に推進すべき区域

- 1 基本的考え方
- (1) 「重要拠点区域(コア・エリア)」
- (2)「生態回廊(エコロジカル・コリドー)
- 2 指標種の設定
- (1) 指標種の考え方
- (2) 指標種の選定
- 3 ネットワーク化を推進する区域の選定
- (1) 重要拠点区域の選定
- (2) 生態回廊の選定
- 4 ネットワーク化を推進する区域の現状と課題
- (1) 重要拠点区域の現状と課題
- (2) 生態回廊の概要

第3章 野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク 化を図るための方策

- 1 自然環境の調査・情報管理・評価
- (1)調査
- (2)情報の管理
- (3)情報の発信
- (4)情報の評価

第2章 野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク 化を重点的に推進すべき区域

(同左)

第3章 野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク 化を図るための方策

(同左)

- 2 生息・生育環境を保全するための保護区
- 3 野生動植物種の個体の保護
- 4 長期構想に配慮した事業の実施
- (1) 公共事業の実施に当たっての配慮
- (2) 環境影響評価に基づく指導
- (3) 自然環境保全協定
- 5 自然再生のための事業の実施
- (1) 琵琶湖水域ビオトープ
- (2) 湖岸域・内湖ビオトープの再生
- (3) 自然林・二次林域および植林域ビオトープの再生
- (4) 田園域ビオトープの再生
- (5) 市街地域ビオトープの再生
- (6) 河川・河畔林域ビオトープの再生
- (7) 生態回廊の再生・創出
- 6 鳥獣による農林被害等の防止
- 7 各主体の取組の促進
- (1) 環境学習の推進
- (2) 人との関わりによる自然環境の維持
- (3) 身近なビオトープの復元・創出
- (4)企業活動における配慮
- 8 国・市町への要請
- (1) 国の取組
- (2) 市町の取組

- 4 長期構想に配慮した事業の実施
- (1) 公共事業の実施に当たっての配慮
- (2) 環境影響評価に基づく指導
- (3) 自然環境保全協定
- (4) 生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)

(同左)

9 近隣府県との連携

序章 はじめに

1 長期構想策定の目的

滋賀県は、世界屈指の古代湖である琵琶湖を擁し、その周囲に肥沃な平野がひろがるとともに、鈴鹿山脈、伊吹山地、比良山地、比叡山地等の山々に取り囲まれ、陸地部の60%が森林に覆われる多様で豊かな自然環境を有しています。琵琶湖の湖岸域や里地里山など、長い歴史を通して人の営みが大きく関わってきたものを含めて、多様性に富んだ滋賀県の自然環境は、多種多様な生きものを育んできました。滋賀県では、これまでに1万種を超える野生動植物(外来種を除く。以下同じ)が確認されており、特に本県あるいは琵琶湖水系だけにしかいない60種を超える固有種は、本県の生物の多様性の独自性を高めています。

こうした多種多様な野生動植物は、人類と同様、約40億年の生物の進化のたまものとしてそれ自体が尊重されるべきものであり、人類の生存の基盤である生態系の基本的構成要素として、日光、大気、水、土壌とあいまって、物質循環やエネルギーの流れを担い、地球環境を維持しています。さらに、様々な農作物等の原種をはじめ、私たちが生きていくうえで不可欠な資源としても人類に貢献してきました。例えば、滋賀県では、琵琶湖の多様な魚類が独特の漁法で獲られ、ふなずしや佃煮などとして地域の食生活・食文化を支えてきました。地域の恵みとしての野生動植物は、経済社会的な意義のみならず、学術研究、狩猟・採取、芸術・文化などの対象として私たちに活力と安らぎをもたらしてくれる存在でもあります。このように、豊かな野生動植物が示す「生きもののにぎわい」ともいえる生物多様性は、人類の豊

序章 はじめに

1 長期構想策定の目的

滋賀県は、世界屈指の古代湖である琵琶湖を擁し、その周囲に肥沃な平野がひろがるとともに、鈴鹿山脈、伊吹山地、比良山地、比叡山地等の山々に取り囲まれ、陸地部の60%が森林に覆われる多様で豊かな自然環境を有しています。琵琶湖の湖岸域や里地里山など、長い歴史を通して人の営みが大きく関わってきたものを含めて、多様性に富んだ滋賀県の自然環境は、多種多様な生きものを育んできました。滋賀県では、これまでに 1 万種を超える野生動植物(外来種を除く。以下同じ)が確認されており、特に本県あるいは琵琶湖水系だけにしかいない60種を超える固有種は、本県の生物の多様性の独自性を高めています。

こうした多種多様な野生動植物は、人類と同様、約40億年の生物の進化のたまものとしてそれ自体が尊重されるべきものであり、人類の生存の基盤である生態系の基本的構成要素として、日光、大気、水、土壌とあいまって、物質循環やエネルギーの流れを担い、地球環境を維持しています。さらに、様々な農作物等の原種をはじめ、私たちが生きていくうえで不可欠な資源としても人類に貢献してきました。例えば、滋賀県では、琵琶湖の多様な魚類が独特の漁法で獲られ、ふなずしや佃煮などとして地域の食生活・食文化を支えてきました。地域の恵みとしての野生動植物は、経済社会的な意義のみならず、学術研究、狩猟・採取、芸術・文化などの対象として私たちに活力と安らぎをもたらしてくれる存在でもあります。このように、豊かな野生動植物が示す「生きもののにぎわい」ともいえる生物多様性は、人

かな生活に欠かすことのできない役割を果たしています。

しかしながら、私たちが生活の利便性の向上を追求してきた中で、自然環境を犠牲にする形で地域の開発が進み、野生動植物の生息・生育場所であるビオトープ※をとりまく環境は急速に劣化、悪化しつつあります。また、外来種の侵入や地球温暖化など様々な人為的環境変動により、在来生物の存続が脅かされ、滋賀県の生物の多様性は、今や危機的な状況にあります。平成18年(2006年)3月に発刊した「滋賀県で大切にすべき野生生物~滋賀県レッドデータブック2015年版~」では、684種の野生動植物が絶滅の危機に瀕していると評価されています。

しかしながら、私たちが生活の利便性の向上を追求してきた中で、自然環境を犠牲にする形で地域の開発が進み、野生動植物の生息・生育場所であるビオトープ※をとりまく環境は急速に劣化、悪化しつつあります。また、外来種の侵入や地球温暖化など様々な人為的環境変動により、在来生物の存続が脅かされ、滋賀県の生物の多様性は、今や危機的な状況にあります。

類の豊かな生活に欠かすことのできない役割を果たしています。

平成28年(2016年)3月に発刊した「滋賀県で大切にすべき野生生物~滋賀県レッドデータブック2015年版~」では、719種の野生動植物が絶滅の危機に瀕していると評価されています。

世界の社会の変容に目を向けると持続可能な開発目標(SDGs)に みられるように生物多様性の保全や自然再生の実践においても地域 の他の問題と関連させて、1つの行動によって複数の側面における利 益が得られるに進めることやパリ協定における気候変動対策の取り 決めを受け、地球環境や経済や社会の在り方の変化も見られ始めています。生物多様性の分野においても2010年に採択された愛知目標の達 成に向けて生物多様性の保全に取り組まれています。

2020年は、パリ協定の運用が始まる年でもあり生物多様性の2021年 以降の国際枠組みを議論する年でもあり、生物多様性の保全の重要性 について再認識する契機となっています。また、新型コロナウィルス 感染症などの発生も踏まえて、新型コロナウィルス感染症の収束およ び収束後の持続可能で自立分散型の強靭な経済社会づくりに向けて、 これまでの生物多様性の保全の取組や知見を活かしつつ、最大限の取 組を進めていく必要があります。

滋賀県においては、第五次滋賀県環境総合計画で人間が「いかに適切に環境に関わるか」という、より広い視点を取り入れており、長期構想においても野生動植物の生息・生育環境の保全・再生ネットワーク化に加えて、自然環境への適切な働きかけの視点も取り入れた施策の推進方策について定めています。

<u>今後、滋賀県内の</u>地域在来の野生動植物種の安定した存続を図り、

こうした地域在来の野生動植物種の安定した存続を図り、将来の世

代へと引き継いでいくためには、貴重な種の個体の保護や、一部の原生的な自然環境や優れた自然景観地を保護するのみでは不十分で、多くの野生動植物にとって主要な生息・生育地である森林、琵琶湖、河川や、人手の入った二次的自然である雑木林・水田を中心とした里地里山、大規模に開発された市街地のなかに点在する身近な公園や社寺林などを含め、様々なビオトープを対象とすることが必要です。さらに、自然環境の破壊が進み、野生動植物の生息・生育環境が現状のままで放置できないほど悪化している地域も少なくありません。このため、すぐれた生息・生育環境が残されているビオトープを維持するために「保全」することが重要なのはもちろんですが、それだけではなく、生息・生育環境が損なわれた地域においても、自然の回復力や再生プロセスを人が手助けすることにより、その「再生」を積極的に進めることが必要です。

さらに、野生動植物の安定した生存や減少からの回復を図るために は、十分な規模のビオトープのまとまりを核としながら、それぞれの 種の生態的特性に応じて、それらが物物理的なつながりを維持できる ような生態系ネットワークが形成された県土づくりが必要です。この ため、各種制度に基づいた保護地域や公園・緑地、自然再生事 業の実 施等により確保した野生動植物の生息・生育にとって好適な地域を拠 点として、奥山から丘陵地、里地里山、琵琶湖に至る面的な空間と、 河畔林、河川、湖岸等の線的なつながりとを有機的に結合し、野生動 植物の移動や交流が容易になるようビオトープの「ネットワーク化」 を図ることが求められます。このため、滋賀県では、野生動植物種の 個体の生息および生育環境の保全および再生ならびにネットワーク化 に関する長期的な構想(以下「長期構想」という。)を策定することと しました。この長期構想では、まず、野生動植物のビオトープとして 重要な地域がまとまりをなす地域を「重要拠点区域(コア・エリア)」 として選定し、ビオトープの保全・再生を図る中核として位置付けなり がら、それらのつながりを維持・回復させるネットワーク化を目指し ます。このため、山地から田園域や市街地を通って琵琶湖へとつなが

将来の世代へと引き継いでいくためには、貴重な種の個体の保護や、一部の原生的な自然環境や優れた自然景観地を保護するのみでは不十分で、多くの野生動植物にとって主要な生息・生育地である森林、琵琶湖、河川や、人手の入った二次的自然である雑木林・水田を中心とした里地里山、大規模に開発された市街地のなかに点在する身近な公園や社寺林などを含め、様々なビオトープを対象とすることが必要です。さらに、自然環境の破壊が進み、野生動植物の生息・生育環境が現状のままで放置できないほど悪化している地域も少なくありません。このため、すぐれた生息・生育環境が残されているビオトープを維持するために「保全」することが重要なのはもちろんですが、それだけではなく、生息・生育環境が損なわれた地域においても、自然の回復力や再生プロセスを人が手助けすることにより、その「再生」を積極的に進めることが必要です。

さらに、野生動植物の安定した生存や減少からの回復を図るために は、十分な規模のビオトープのまとまりを核としながら、それぞれの 種の生態的特性に応じて、それらが物物理的なつながりを維持できる ような生態系ネットワークが形成された県土づくりが必要です。この ため、各種制度に基づいた保護地域や公園・緑地、自然再生事業の実 施等により確保した野生動植物の生息・生育にとって好適な地域を拠 点として、奥山から丘陵地、里地里山、琵琶湖に至る面的な空間と、 河畔林、河川、湖岸等の線的なつながりとを有機的に結合し、野生動 植物の移動や交流が容易になるようビオトープの「ネットワーク化」 を図ることが求められます。このため、滋賀県では、野生動植物種の 個体の生息および生育環境の保全および再生ならびにネットワーク 化に関する長期的な構想(以下「長期構想」という。)を策定すること としました。この長期構想では、まず、野生動植物のビオトープとし て重要な地域がまとまりをなす地域を「重要拠点区域(コア・エリア)」 として選定し、ビオトープの保全・再生を図る中核として位置付けな がら、それらのつながりを維持・回復させるネットワーク化を目指し ます。このため、山地から田園域や市街地を通って琵琶湖へとつなが る河川が潜在的に持つ「生態回廊(エコロジカル・コリドー)」としての役割に注目し、県域におけるビオトープネットワークを促進するうえで有効と考えられる重要な河川を選定しました。このようにして選定された重要拠点区域と生態回廊としての河川とを地図上で示すことにより、その保全・再生・ネットワーク化の必要性と望ましい将来像について、県、市町、県民・NPO、事業者等の間で幅広く共有し、具体的な取組につながる契機となることを目指しています。

「ビオトープ」について

「ビオトープ」という言葉は、最近では、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の人工的な生息・生育空間に対して用いられる場合が多いですが、本来は、ギリシャ語で、「生命」を意味する「bio」と「場所」を意味する「tops」を組み合わせた合成語で、生物が生物共同体(生物群集)として互いにつながりを持ちながら生息・生育している空間を示す言葉です。

このため、この長期構想では、動植物の生息・生育環境として最も 重要な要素である植生に着目して、野生動植物が生物共同体として生息・生育している空間について、以後「ビオトープ」の語を用いることとします。

2 長期構想の位置付け

長期構想は、平成18年(2006年)3月に制定された「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例(以下「野生動植物共生条例」という。)」第9条の規定に基づき、また、同条例に基づき策定された「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画(以下「野生動植物共生基本計画」という。)」に即して策定されるものです。

県の他の計画との関係については、環境行政の上位計画である「新 滋賀県環境総合 計画」 (平成 16年 (2004年)) 3月策定)、「滋賀

る河川が潜在的に持つ「生態回廊(エコロジカル・コリドー)」としての役割に注目し、県域におけるビオトープネットワークを促進するうえで有効と考えられる重要な河川を選定しました。このようにして選定された重要拠点区域と生態回廊としての河川とを地図上で示すことにより、その保全・再生・ネットワーク化の必要性と望ましい将来像について、県、市町、県民・NPO、事業者等の間で幅広く共有するとともに生物多様性の保全の幅広い取組の一助となっていくことを目指しています。

(同左)

2 長期構想の位置付け

長期構想は、平成18年(2006年)3月に制定された「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例(以下「野生動植物共生条例」という。) | 第9条の規定に基づき、策定されるものです。

県の他の計画との関係については、<u>「第五次滋賀県環境総合計画」(平成31年(2020年)3月策定)</u>、「滋賀県自然環境保全基本方針」(昭和50年(1975年)4月策定)、「生物多様性しが戦略」(平

県自然環境保全基本方針」(昭和50 年(1975年)4月策定)、琵琶湖総合保全の指針である「琵琶湖総合保全整備計画(以下「マザーレイク21計画」という。)」(平成12年(2020年)3月策定)と整合したものとします。また、湖岸域における野生動植物の生息・生育環境の保全、再生およびネットワーク化に関しては、水域と陸域の推移帯(水辺エコトーン)を保全、整備するための指針である「水辺エコトーンマスタープラン」(平成16年(2004年)3月策定)と調和したものとします。

3 長期構想の期間

長期構想は、マザーレイク21計画の計画期間との整合性を図り、おおむね50年後である2050年頃の滋賀県の自然環境の望ましい将来像を視野に入れて、これを実現していくための構想として策定します。

このため、長期構想の期間は、マザーレイク21計画を踏まえ、平成22年度(2010年度)までを第1期、令和2年度までを第2期、最終の令和32年度(2050年度)までを第3期として、それぞれに、表1のような期間目標を設定することとします。

期間目標

| | 期間 | 目標 |
|-----|---------------------|--------------------|
| | 平成 20 年度 (2008 年度) | ビオトープをつなぎネットワーク化す |
| 第1期 | ~ 平成 22 年度(2010 年 | るための拠点の確保(ネットワークの |
| | 度) | 拠点となる重要拠点区域 等におけるビ |
| | | オトープの保全・再生を図る) |
| | | ビオトープの拠点をつなぐネットワー |
| | 平成 23 年度 (2011 年度) | クの骨格の概成(生態回廊としての河 |
| 第2期 | ~ 令和 2 年度 (2020 年度) | 川・河畔林城ビオトープ等の保全・再生 |
| | | に向けた具体的方向性の骨格 を明ら |
| | 令和 3 年度 (2021 年度) ~ | ビオトープの拠点をつなぐネットワーク |
| 第3期 | 令和 32 年度(2050 年度) | の完成 |
| | | |

表1 長期構想の期間

成27年(2015年)3月策定)と整合したものとします。

3 長期構想の期間

長期構想の期間は、他の計画との整合性を図り、2050年頃の滋賀県の自然環境の望ましい将来像を視野に入れて、これを実現していくための構想として策定します。

本長期構想は2009年に策定され、第1期にビオトープを繋ぎネットワーク化するための拠点の確保、第2期にビオトープの拠点を繋ぐネットワークの骨格の概成、第3期にビオトープの拠点を繋ぐネットワークの完成を目標として2050年までの30年間の取組を設定します。

期間目標

○2008年から2020年までは、長期構想に基づき希少野生動植物種の 保全、外来種対策、野生鳥獣害対策および生息・生育環境の保全再 生・ネットワーク化などの取組を進めてきました。

○令和3年(2021年)から令和32年(2050年)では、ビオトープの拠点をつなぐネットワークの完成

4 長期構想の点検・見直し

滋賀県の自然環境の状況について継続的・定期的にモニタリングを行い、その結果を 県民・NPO、事業者、関係機関等に随時フィードバックします。この長期構想において、重要拠点区域と生態回廊としての重要河川は、野生動植物のビオトープとして重要とされる地域の重なり状況に基づいて抽出されています。第1期の終了する2010年度(平成22年度)には、抽出された重要拠点区域と重要河川において、県の希少野生動植物 種やこの長期構想で定めた指標種の生息・生育や分布に関して、既存の文献記録や知見等に基づいて取りまとめ、ネットワークの拠点となる重要拠点区域等におけるビオトープの保全・再生が図られているかについて評価を進めることを通じて、この長期構想に位置付けられたビオトープの保全・再生・ネットワーク化が実現に向かっているかどうかを点検します。それ以降は、おおむね10年おきにモニタリングの成果を整理、評価、分析した結果に基づいて、順応的な見直しを取り入れながら、長期構想の実現をめざします。

なお、短期的な施策の実施状況の点検・見直しについては、県の行政計画である野生動植物共生基本計画の点検・見直しの中で、おおむね5年おきに実施します。

4 長期構想の点検・見直し

長期構想の実現に向けておおむね10年ごとに点検・見直しを行い、 モニタリングの成果を整理、点検、分析した結果に基づいて、順応的 な見直しを取り入れながら、長期構想の現実を目指します。

<新規>5 保全・再生・ネットワーク化の進捗 <新規>6 滋賀県の自然環境の現状と課題

滋賀県の野生動植物の生息・生育環境は豊かな自然が維持されています。一方で、開発など人為的な圧力によって劣化したり、消失したりするだけでなく、逆に人の手が入らなくなり自然への働きかけが縮小した結果、里地里山ではニホンジカ、ニホンザル、イノシシなどの野生鳥獣の生息数の増加や分布の拡大により、農林業の被害が増加しています。特に、ニホンジカは食害や樹木に対する剥皮などの被害を及ぼすことがあるため、下層植生の衰退・消滅により土壌の流出する恐れが出ています。

また、人により持ち込まれた外来種の蔓延などによって野生動植物

第1章 野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネット ワーク化に関する方針

- 1 滋賀県のビオトープの概要
- (1) ビオトープタイプの類型化

滋賀県は周囲を山地・山脈に囲まれた盆地地形をなし、中央部には

の生息・生育環境への影響が継続していることや、琵琶湖や里山、森林では希少な野生動植物種の数が増加傾向にあることなど自然環境をめぐる深刻な状況が明らかになっています。このため、自然環境を開発などから守るだけでなく、獣害対策のように自然環境へ働きかけが求められるとともに、住民自らが農地や森林などの保全方法などについて検討し、自然と人とのつながりの再生に取り組めるよう身近な環境への保全意識を高めていく必要があります。

近年では、気候変動の影響と思われる豪雨災害などが全国各地で 多発しており、滋賀県でも農林水産業や自然生態系など様々な分野 において影響が出てきています。琵琶湖では、全層循環が確認でき ないという事態が生じており、気候変動の影響と考えられる現象が すでに現れています。

こうした影響を受けて気候変動対策や防災・減災のため、生態系の価値を再評価することによって、人が適切に自然へ働きかけるようになり、自然が持つ多面的な機能を利用する生態系を活用した防災・減災(以下「Eco-DRR」という。)という重要性が高まっており、こうした取組が注目されています。

さらに、人と自然の共生を実現し、生物多様性に配慮した社会経済への転換を図るためには、生物多様性の保全と持続可能な利用を地球規模から見近な市民生活レベルまで様々な社会経済活動の中に組み込む「生物多様性の主流化」を滋賀県においてもさらに取組を推進していく必要があります。

第1章 野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネット ワーク化に関する方針

- 1 滋賀県のビオトープの概要
- (1) ビオトープタイプの類型化

滋賀県は周囲を山地・山脈に囲まれた盆地地形をなし、中央部には

県域の6分の1の面積を占める琵琶湖が位置しています。本州のほぼ 中央の最狭部に位置するため、県域は日本海型気候と太平洋型気候双 方の影響を強く受けます。特に北部は有数の多雪地帯、南端部は近畿 地方でも最も内陸的な気候を示す等、滋賀県の気候は内陸県でありな がら変化に富んだものになっています。

滋賀県のビオトープについては、マザーレイク 21 計画では、図 1 のように「沖帯生態系のビオトープ」、「湖辺域生態系のビオトープ」、「平地・丘陵地生態系のビオトープ」、「山地森林生態系のビオトープ」 および「河川・河畔林生態系のビオトープ」の 5 つに類型化しています。

この長期構想では、琵琶湖を中心とする水域に比べ、これまで十分に検討されてこなかった陸域について、野生動植物の生息・生育空間としての観点から注目します。そのため、マザーレイク 21 計画でなされた分類を基礎としながらも、いくつかの点で独自のビオトープの類型化を提案します。

まず、マザーレイク 21 計画では、沈水植物の生育限界という陸生生態学的観点から琵琶湖の推進 7m に境界が置かれ、それよりも深い沖側を「沖帯生態系のビオトープ」、それよりも浅い琵琶湖のいわゆる「沿岸帯」と呼ばれる部分から、これまで記録された最高水位 3.74mまでの湖周辺の陸域までの、いわゆる水辺エコトーンを「湖辺域生態系のビオトープ」としています。しかし、ビオトープのネットネットワーク化を重視するこの長期構想では、沖帯生態系のビオトープと、湖辺域生態系のビオトープのうち琵琶湖沿岸帯の部分とは、琵琶湖内での物理的な連続性が確保されているため、それらをまとめて「琵琶湖水域ビオトープ」とします。そして、湖辺域生態系のビオトープのうち、内湖や河川の河口部を含む湖岸よりも陸側の水辺エコトーンを「湖岸域・内陸ビオトープ」とします。また、陸域では、動植物の生息・生育環境として最も重要な要素である「植生」の状況に着目して(表2および図2参照)、「山地森林生態系ビオトープ」を「自然林・二次林

県域の6分の1の面積を占める琵琶湖が位置しています。本州のほぼ中央の最狭部に位置するため、県域は日本海型気候と太平洋型気候双方の影響を強く受けます。特に北部は有数の多雪地帯、南端部は近畿地方でも最も内陸的な気候を示す等、<u>面積が限られているにもかかわら</u>ず、滋賀県の気候は変化に富んだものになっています。

この長期構想では、琵琶湖を中心とする水域に比べ、これまで十分に検討されてこなかった陸域に<u>焦点を当て、野生生物の</u>生息・生育空間としての観点に注目し、マザーレイク 21 計画(2000 年 3 月)で示されたビオトープの5つの分類を基礎としながらも、いくつかの点で独自にビオトープの類型化を行いました。

まず、沈水植物の生育限界という陸水生態学的観点から琵琶湖の水深 7m に境界が置かれ、それよりも深い沖側を「沖帯生態系のビオトープ」、それよりも<u>浅い「沿岸帯」</u>と呼ばれる部分から、これまで記録された最高水位 3.74mまでの湖周辺の陸域までの、いわゆる水辺エコトーンを「湖辺域生態系のビオトープ」としています。しかし、ビオトープ間<u>のつながり</u>を重視するこの長期構想では、沖帯生態系のビオトープと、湖辺域生態系のビオトープのうち沿岸帯の部分とは、琵琶湖内での物理的な連続性が確保されている<u>ものとみなし</u>、それらをまとめて「琵琶湖水域ビオトープ」とします。そして、湖辺域生態系のビオトープで残された、内湖や河川の河口部を含む湖岸よりも陸側の水辺エコトーンを「湖岸域・内湖ビオトープ」とします。また、陸域では、<u>野生生物</u>の生息・生育環境<u>の基盤</u>として最も重要な要素である「植生」の状況に<u>着目し、「山地森林生態系のビオトープ」と「平</u>地・丘陵地生態系のビオトープ」の森林部分を、「自然林・二次林域

域ビオトープ」と「植林域ビオトープ」の2タイプに、「平地・丘陵地 レオトープ」と「植林域ビオトープ」の2タイプに、「平地・丘陵地 生態系ビオトープ」を「田園域ビオトープ」と「市街地域ビオトープ」 生態系のビオトープ」の森林以外の部分を「田園域ビオトープ」と「市 の2タイプに細分化して(なお、平地・丘陵地における林地は、「自然 街地域ビオトープ」の2タイプに細分化し、計7タイプのビオトープ 林・二次林域ビオトープ」または「植林域ビオトープ」に分類。)、計して類型化しました(表1、図1、2)。 7タイプのビオトープに類型化しました(図3)。

図1 マザーレイク21計画に 掲げられているビオトープタイプ

図2 植生(土地利用)

(図は同左)

| ビオトープタイ | 大区分々 | 環境区分← 細区分← | 代表的な植生↓ |
|-----------------|--------------|---------------|--------------------------------|
| 琵琶湖水域₽ | 琵琶湖(湖岸 | を除く) ₽ | 沈水植物群落。 |
| 湖岸域・内湖。 | 琵琶湖湖岸、 | 内湖₽ | ヨシ群落、海岸性砂地植物群 落、 ハンノキ・ヤナギ湿生 |
| | | | 林、クロマツ林。 |
| | 河川(| 低水敷₽ | ツルヨシ群集、ヤナギ低木林。 |
| 河川・河畔林域。 | 河畔林。 | される | ケヤキ-ムクノキ群集、ケヤキ-コウヤワラ |
| 133.1 13 111 30 | 751 ■干1111 = | 高水敷↓ | ビ群集、 ケヤキ-チャボガヤ群集。 |
| | th. | 自然植生。 | ブナークロモジ群集、ミズナラ-リョ |
| | ų | | ウブ群落、 オオバギボウシ群落、シ |
| 自然林・二次林域 | 山地、山 | | イーカナメモチ群集。 |
| | 麓、丘陵地 | ν. | ブナ-ミズナラ群落、クヌギ-コナラ群 |
| | | 代償植生₽ | 集、 アカマツ-モチツツジ群集、路傍 |
| | | | 雑草群落、 ササ草原、竹林。 |
| 植林域。 | 山地、山麓、 | 丘陵地。 | スギ・ヒノキ植林。 |
| | 水田等。 | 水田・水田跡地↩ | 耕作水田雜草群落、耕作放棄水田雜草群落 |
| 田園域。 | 畑・果樹園。 | 樹園地₽ | 落葉果樹園等。 |
| | 74 X 150 201 | 畑地・畑跡地₽ | 耕作畑雑草群落、耕作放棄畑雑草群落。 |
| | w. | 工場地。 | 工場緑地の樹林。 |
| 市街地域。 | 市街地。 | 市街地。 | 都市公園や社寺境内の樹林。 |
| | I | 住宅地。 | 屋敷林、防風林、生け垣。 |

表2 ビオトープタイプと植生等の関係

(表は同左)

表1 ビオトープタイプと植生等の関係

(2) 各ビオトープの現状と課題

① 琵琶湖水域ビオトープ

琵琶湖水域は広大な面積を占め、竹生島、沖島、多景島、沖の白石という4つの島が点在し、その湖底には、傾斜がゆるやかで沈水植物群落が広がる砂地から急傾斜の岩礁、深い泥で覆われた深底部に至るまで、多様な地形・底質環境が広がっています。また、水塊自体も、表層部では季節的に顕著な温度変化が見られるのに対し、深層部では通年低温が維持されるなど、水深によって環境条件が大きく異なっています。このように、琵琶湖水域ビオトープでは、地形・底質や水深によって水域の生物共同体(生物群集)の構成種が異なっています。

琵琶湖水域ビオトープの生物共同体の基盤を成しているのは、沿岸域の湖底に大規模な群落を形成する沈水植物や水中を漂う微小なプランクトンで、ネジレモ、サンネンモ、ビワクンショウモ、ビワツボカムリなどの琵琶湖固有種が含まれます。こうした植物やプランクトンに支えられ、様々な魚類、貝類、その他の無脊椎動物が、この湖の豊かな生物共同体を構成しています。琵琶湖の場合、固有種が多いことが大きな特徴で、ゲンゴロウブナ、ニゴロブナ、ホンモロコ、ビワコオオナマズ、ビワマス、イサザをはじめとする魚類、ナガタニシ、ヤマトカワニナ(チクブカワニナ)、ビワコミズシタダミ、オウミガイ、

(2) 各ビオトープの現状と課題

7つのタイプのビオトープについて、現状と課題を記します。なお、野生生物種の現状に関して、必要に応じて在来種では最新の滋賀県版レッドデータブック「滋賀県で大切にすべき野生生物2015年版」における評価(絶滅危惧種、絶滅危機増大種、希少種など)、外来種では法令による最新の規制対象カテゴリー(特定外来生物と指定外来種)への指定状況を添えました。

琵琶湖水域は広大な面積を占め、竹生島、沖島、多景島、沖の白石という4つの島が点在し、その湖底には、傾斜がゆるやかで沈水植物群落が広がる砂地から急傾斜の岩礁、深い泥で覆われた深底部に至るまで、多様な地形・底質環境が広がっています。また、水塊自体も、表層部では季節的に顕著な温度変化が見られるのに対し、深層部では通年低温が維持され、その境界には季節によって水温躍層が形成されるなど、水深によって温度条件が大きく異なります。さらに、比較的浅く光が十分に届き光合成が行われる真光層とそれより深い側の無光層の区分は、湖水の透明度に依存しますが、生物群集の生産性を考える場合に重要です。このように、琵琶湖水域ビオトープでは、地形・底質や水深などの物理的条件によって水域の生物群集の構成種が異なっています。

琵琶湖水域ビオトープの生物群集は、沿岸域の湖底に大規模な群落を形成する沈水植物や、真光層の水中を漂う微小な植物プランクトンが基盤をなし、様々な魚類や、貝類をはじめとする無脊椎動物、微小な動物プランクトンや原生生物などが織りなす豊かな生物多様性を育んでいます。世界有数の古代湖である琵琶湖は、固有種が多いことも大きな特徴ですが、その多くは、近年、絶滅のおそれが懸念されるようになってきています。魚類では、ゲンゴロウブナ、ニゴロブナ、ホンモロコ、ビワコオオナマズ、ビワマス、イサザなど16種が知られ、貝類は、多くの種に分化したビワカワニナ類をはじめ、ナガタニシ、

イケチョウガイ、セタシジミなどの貝類、ビワオオウズムシ、アナン デールヨコエビ、イカリビルなどの無脊椎動物が、琵琶湖水域ビオト ープの生物共同体を世界的に見ても固有性の高いものとしています。

また、広大な琵琶湖の水面は多くの水鳥に利用され、冬季には「滋 賀県で大切 にすべき野生生物(滋賀県版レッドデータブック 2015年 | 危機増大種のヒシクイや、希少種のウミアイサ、 カワアイサ、ホオ 版) 」(以下「県版レッドデータブック」という。) の絶滅危機増大 種のヒシクイや希少種のウミアイサ、 カワアイサ、ホオジロガモ、ト モエガモなど、多くのガンカモ類が飛来します。 こうした水鳥の飛来 地として重要であることから、琵琶湖は、平成5年(1993年) に国際 湿地となりました。 的に重要な湿地の保全を目的としたラムサール条約の登録湿地となり ました。

一方で、琵琶湖においては、沿岸域で外来魚のオオクチバス(ブラ ックバス)とブルーギルが著しく増加し、在来魚を捕食することで沿 岸域の魚類群集を激変させ、生態系にも大きな影響を与えていると考 えられています。これ以外にも、琵琶湖ではアリゲーターガーやピラ ニアをはじめ32種に及ぶ外来魚が発見されています。これらの大部分 は観賞魚が遺棄されたものと推測され、なかには琵琶 湖水系に定着す るおそれのあるものも含まれています。

また、近年の南湖における沈水植物の大規模増殖は、湖流の停滞に より底層部の貧酸素化や湖底への泥の堆積を引き起こし、魚類や底生 動物の生息環境の悪化をもたらしています。

ビワコミズシタダミ、オウミガイ、イケチョウガイ、セタシジミを含 め、最も固有種が多いグループです。さらに、その他の無脊椎動物と して、ビワオオウズムシ、アナンデールヨコエビ、イカリビル、水生 植物としてサンネンモ、ネジレモ、プランクトンのスズキケイソウや ビワツボカムリなど、合わせて60種を超える生物が琵琶湖水域ビオト ープの生物多様性を、世界的に見ても独自でかつ固有性の高いものと しています。

また、広大な琵琶湖の水面は多くの水鳥に利用され、冬季には絶滅 ジロガモ、トモエガモなど、多くのガンカモ類が飛来します。 こう した水鳥の飛来地としての重要性から、琵琶湖は平成5年(1993年) に国際的に重要な湿地の保全を目的とした「ラムサール条約」の登録

一方で、琵琶湖の沿岸域では、外来魚のオオクチバス(ブラックバ ス)とブルーギルが過去30年以上にわたり著しく増加し、在来魚を捕 食することで沿岸域の魚類群集を激変させ、生態系にも大きな影響を 与えてきたと考えられ、積極的な駆除も行われてきました。さらに、 琵琶湖では、アリゲーターガーやピラニアをはじめ、2020(令和2) 年時点で42種に及ぶ外来魚が発見されています。これらの多くは観賞 魚が遺棄されたものと推測されますが、チャネルキャットフィッシュ など新たに定着し深刻な生態的被害が憂慮されるものも含まれてい ます。

また、1994 年に琵琶湖の最低水位が記録されて以降、南湖におい て沈水植物が増加傾向を示し、最近では毎年のように大規模増殖をす るようになりました。これによって、水の動きが停滞して水底での貧 酸素化や泥の堆積を引き起こし、魚類や底生動物の生息環境の悪化を もたらしています。

②湖岸域・内湖ビオトープ

琵琶湖の湖岸や、琵琶湖の周辺に位置する湖沼である内湖、河川の河口域の周辺には、典型的な水域と陸域の推移帯(水辺エコトーン)が展開する湖岸域・内湖ビオトープが形成されています。このビオトープでは、湖岸から陸域にかけて、沈水植物群落から、ヨシ群落、ヤナギやハンノキの湿生林へとつながる移行帯や、砂浜湖岸の陸域には海岸性砂地植物群落からクロマツ林への移行帯があります。このビオトープは、水域・陸域双方の生物が交わる場であるため、絶滅のおそれのある種や琵琶湖の固有種を含め生物の多様性に富んだ生物共同体が形成されています。

このビオトープで見られる水辺エコトーンにおいて、保全すべき対象として特に注目されているのはヨシ群落です。ヨシ群落は、魚類の産卵、稚魚の成育の場として重要視されており、県版レッドデータブックの絶滅危惧種のワタカ、カワバタモロコ、絶滅危機増大種のヤリタナゴ、カネヒラ、ホンモロコなど多くの魚種が利用しています。また、絶滅危惧種のサンカノゴイや絶滅危機増大種のヨシゴイ、希少種のカイツブリ、カンムリカイツブリ、ヨシガモ、コヨシキリ、オオヨシキリなどの鳥類や、絶滅危機増大種のコセスジゲンゴロウなどの昆虫類などもヨシ群落を生活・繁殖の場としています。

ヨシ群落以外にも、湖岸域や内湖における水辺エコトーンは、水域、陸域とも、それぞれが備える環境条件に適した特有の野生動植物の住みかとして重要で、県版レッドデータブックの絶滅危惧種のハマエンドウ、アサザ、フサタヌキモ、絶滅危機増大種のハマゴウ、ヒロハノセンニンモ、ミズニラなどの植物が生育し、絶滅危惧種のオグラヌマガイ、絶滅危機増大種のフトマキカワニナ、希少種のマルドブガイなどの貝類や絶滅危惧種のカワラハンミョウ、絶滅危機増大種のメガネサナエ、オオサカサナエなどの昆虫類、絶滅危惧種のミナミヌマエビ、希少種のナリタヨコエビ、ヌマエビ、ビワカマカ、ビワコヨゴレイトミミズ、ヒメテンコケムシなどの無脊椎動物も生息しています。

②湖岸域・内湖ビオトープ

琵琶湖の湖岸や、琵琶湖の周辺に位置する湖沼である内湖、河川の河口域の周辺には、典型的な水域と陸域の推移帯(水辺エコトーン)が展開する湖岸域・内湖ビオトープが形成されています。このビオトープでは、湖岸から陸域にかけて、沈水植物群落から、ヨシ群落、ヤナギやハンノキの湿生林へとつながる移行帯や、砂浜湖岸の陸域には海岸性砂地植物群落からクロマツ林への移行帯があります。このビオトープは、水域・陸域双方の生物が交わる場であるため、絶滅のおそれのある種や一部の琵琶湖の固有種を含めた、豊かな生物多様性が育まれています。

このビオトープで見られる水辺エコトーンにおいて、保全すべき対象として特に注目されているのはヨシ<u>を主体とする「ヨシ群落」と呼ばれる抽水植物</u>群落です。ヨシ群落は、絶滅危惧種のワタカ、カワバタモロコ、絶滅危機増大種のヤリタナゴ、カネヒラ、ホンモロコなど、<u>多くの魚種の産卵、稚魚の成育の場として重要です。</u>また、絶滅危惧種のサンカノゴイや絶滅危機増大種のヨシゴイ、希少種のカイツブリ、カンムリカイツブリ、ヨシガモ、コヨシキリ、オオヨシキリなどの鳥類がヨシ群落を重要な繁殖場所として利用し、希少種のコセスジゲンゴロウなどヨシ群落に特有な昆虫類も知られています。

水辺エコトーンにはヨシ群落以外にも<u>湖岸域や内湖が含まれ、</u>特有の野生動植物の住みかとして重要で、絶滅危惧種のハマエンドウ、アサザ、フサタヌキモ、絶滅危機増大種のハマゴウ、ヒロハノセンニンモ、ミズニラなどの植物が生育し、絶滅危惧種のオグラヌマガイ、絶滅危機増大種のフトマキカワニナ、希少種のマルドブガイなどの貝類や絶滅危惧種のカワラハンミョウ、<u>希少種</u>のメガネサナエ、オオサカサナエなどの昆虫類、絶滅危惧種のミナミヌマエビ、希少種のナリタヨコエビ、ヌマエビ、ビワカマカ、ビワコヨゴレイトミミズ、ヒメテンコケムシなどの無脊椎動物も生息しています。特に、数多くの生き物の中でも水生昆虫の代表として知られるトンボ類では、種類や個体数が多く、日本でも有数のトンボの豊富

しかしながら、琵琶湖周辺の内湖は、昭和15年(1940年)に37箇所、約2,900haあったものが、平成7年(1995年)度には23箇所、約425haにまで減少し、自然湖岸も干拓や埋立あるいは湖岸堤の整備等により、総延長が減少してきました。これに伴い、昭和28年(1953年)に琵琶湖周辺で約260haあったヨシ群落は、平成14年(2002年)には約143haへと半減してしまいました。

このような内湖やヨシ群落の縮小は、水辺エコトーンを住みかとする多くの動植物を衰退させてきたと考えられ、カイツブリの減少傾向と関係があるとも推測されています。また、平成4年(1992年)頃から各地で砂浜が急激に減少する「浜がけ」が多発するようになりました。これは、供給土砂の減少や湖岸の構造物による漂砂の遮断に加え、琵琶湖の水位や波浪などの要因が複合的に影響し、沿岸漂砂のバランスが崩れたことが原因と推測されています。しかし、近年は様々な対策が実施され、浜がけは減少しています。

な水域です。

しかしながら、琵琶湖周辺の内湖は、昭和15年(1940年)に37箇所、約2,900haあったものが、平成7年(1995年)度には23箇所、約425haにまで減少し、自然湖岸も干拓や埋立あるいは湖岸堤の整備等により、総延長が減少してきました。これに伴い、昭和28年(1953年)に琵琶湖周辺で約260haあったヨシ群落は、平成14年(2002年)には約143haへと半減してしまいました。

しかし、平成22年(2010年)にはヨシ群落保全計画を決定し、ヨシ 群落の健全な育成を県民などと協働によって進められ、現在のヨシ群 落の全体面積は昭和28年の生育面積に戻りつあります。ヨシ群落は、 生態特性や地域特性に応じて維持管理され、刈り取ったヨシは有効に 活用されています。

かつての内湖やヨシ群落の縮小は、水辺エコトーンを住みかとする多くの動植物を衰退させてきたと考えられ、カイツブリの減少傾向と関係があるとも推測されています。また、平成4年(1992年)頃から各地で砂浜が急激に減少する「浜がけ」が多発するようになりました。これは、供給土砂の減少や湖岸の構造物による漂砂の遮断に加え、琵琶湖の水位や波浪などの要因が複合的に影響し、沿岸漂砂のバランスが崩れたことが原因と推測されています。しかし、近年は様々な対策が実施され、浜がけは減少しています。

しかし、近年は様々な対策が実施され、浜がけは減少しています。 滋賀県には、西の湖を中心とした内湖のヨシ群落の鳥類群集、松の 木内湖の鳥類群集など沢山の鳥類の生息する地域があり、淡水魚貝類 以外の生き物にとっても内湖は繁殖、休息の場となっています。 一方で、重要拠点区域においても一般的に見られた昆虫類の減少、魚 類の減少が問題となっています。また、冬場の鳥類の餌場となるヨシ 帯ついても適切な保全活動をすることが課題です。

一方で、生物多様性を回復させる行政・NPO・地域団体の取組に人々 が接する機会も増えています。

③自然林・二次林域ビオトープ

滋賀県では、標高 600m付近を境にして、それより高い山地部には 夏緑広葉樹林のブナクラス域が、それより低い山地部から山麓部、丘 陵地にかけては常緑広葉樹林のヤブツバキクラス域の森林が見られま す。また、その間にはモミ林やツガ林等の中間温帯林も点在していま す。ブナクラス域を代表する森林は、人手の入っていない自然林とし てのブナ林です。しかし、地形・地質、風当たり当の立地条件の相違 によって、局所的にはオオイタヤメイゲツ林やサルグルミ林等の湿生 林、タニウツギ低木林、ツツジ科植物低木林、ササ群落、またアカソ、 シュロソウ、ルリトラノオ、コイブキアザミ、オオギバボウシ等の混 生する高茎草本植物群落などの自然植生が見られます。

一方、ブナクラス域において、伐採等の人為的影響を受けた後に成立した二次林としては、ミズナラ林やシロモジ林等が広く発達しています。ヤブツバキクラス域における自然林としては、カシ類やシイ、タブノキ等の優占する常緑広葉樹林が山麓に局所的に分布しています。ヤブツバキクラス域における二次林としては、アカマツ林やクヌギ、コナラ、アベマキ等が混生した落葉広葉樹林が山地部の下部や山麓に広く発達しています。これらブナクラス域とヤブツバキクラス域の自然林や二次林を主たる構成要素とする自然林・二次林域ビオトープは、多種多様な野生動植物の重要な生息・生育空間となっています。特に、ツキノワグマ等の大型ほ乳類、イヌワシやクマタカといった猛

平成 25 年頃からは、琵琶湖湖岸や内湖周辺においてオオバナミズキンバイやナガエツルノゲイトウといった水陸両生の外来水生生物の大規模な増殖が影響し、従来生態系への影響、漁業被害、船舶の航行障害などの問題を引き起こしており、農業被害も懸念されていました。しかし、現在は行政および関係者による機械駆除などの対策を実施されており、また NPO や地域団体等においてボランティアによる駆除活動が展開され、生育面積は大幅に減少しています。

③自然林・二次林域ビオトープ

滋賀県では、標高 600m付近を境にして、それより高い山地部には 夏緑広葉樹林のブナクラス域が、それより低い山地部から山麓部、丘 陵地にかけては常緑広葉樹林のヤブツバキクラス域の森林が見られ ます。また、その間にはモミ林やツガ林等の中間温帯林も点在してい ます。ブナクラス域を代表する森林は、人手の入っていない自然林と してのブナ林です。しかし、地形・地質、風当たり当の立地条件の相 違によって、局所的にはオオイタヤメイゲツ林やサルグルミ林等の湿 生林、タニウツギ低木林、ツツジ科植物低木林、ササ群落、またアカ ソ、シュロソウ、ルリトラノオ、コイブキアザミ、オオギバボウシ等 の混生する高茎草本植物群落などの自然植生が見られます。

一方、ブナクラス域において、伐採等の人為的影響を受けた後に成立した二次林としては、ミズナラ林やシロモジ林等が広く発達しています。ヤブツバキクラス域における自然林としては、カシ類やシイ、タブノキ等の優占する常緑広葉樹林が山麓に局所的に分布しています。ヤブツバキクラス域における二次林としては、アカマツ林やクヌギ、コナラ、アベマキ等が混生した落葉広葉樹林が山地部の下部や山麓に広く発達しています。これらブナクラス域とヤブツバキクラス域の自然林や二次林を主たる構成要素とする自然林・二次林域ビオトープは、多種多様な野生動植物の重要な生息・生育空間となっています。特に、ツキノワグマ等の大型ほ乳類、イヌワシやクマタカといった猛

禽類は、このような森林を主要な生息場所とし、食物連鎖の頂点に位置しています。こうした動物の存在は、それを支える食物連鎖が健全に維持された豊かな自然があることを示しています。

しかしながら、自然林・二次林の面積は、昭和40年度(1965年度)の約157,700haから平成18年度(2006年度)には約110,600haへと減少し、拡大造林や各種の開発事業等による伐採により、野生動植物にとって重要な生息・生育空間を量的にも質的にも変化させてきました。こうした自然林・二次林の減少は、イヌワシやクマタカの生息に対しても影響を及ぼしたと考えられています。また、ブナ林等落葉広葉樹林の減少によって餌条件が悪化したことが、二ホンザルやツキノワグマ等が人里へ出没するようになった原因の一つであると推察されています。さらに、奥山であっても、道路建設等の開発事業が野生動植物の生息空間を分断し移動を妨げると指摘される場合もあります。

また、いわゆる「里山」と呼ばれる林床の明るいクヌギやコナラなどの落葉広葉樹葉は、1960年代まで薪炭林として人が伐採や芝刈りを繰り返すことにより、維持管理されていきました。そのため、オオムラサキやギフチョウ、オオクワガタ等の昆虫類にはこのような適度の人為影響下にあった里山の環境に適応してきた種類が少なくありません。しかしながら、近年は、農家・林家の減少や生活・生産様式の大きな変化に伴って、里山の樹木林は放置され、林床に低木や草本が密生してやぶの状態となっているところが増えています。低木や草本を刈り取る等の手入れがされないと、林床に光が届かず、明るい林床に生育するカタクリ等の植物が衰退し、それに依存している動物も生息しにくくなっています。また、放置され繁茂した雑草を採食する二ホンジカやイノシシの生息数が増加したり、ヤブを隠れみのにしてイノシシ等が農地や人家付近にまで出没したりする原因となります。

禽類は、このような森林を主要な生息場所とし、食物連鎖の頂点に位置しています。こうした動物の存在は、それを支える食物連鎖が健全に維持された豊かな自然があることを示しています。

しかしながら、自然林・二次林の面積は、昭和40年度(1965年度)の約157,700haから令和元年度(2019年度)には約109,343haへと減少し、拡大造林や各種の開発事業等による伐採により、野生動植物にとって重要な生息・生育空間を量的にも質的にも変化させてきました。こうした自然林・二次林の減少は、イヌワシやクマタカの生息に対しても影響を及ぼしたと考えられています。また、ブナ林等落葉広葉樹林の減少によって餌条件が悪化したことが、二ホンザルやツキノワグマ等が人里へ出没するようになった原因の一つであると推察されています。さらに、奥山であっても、道路建設等の開発事業が野生動植物の生息空間を分断し移動を妨げると指摘される場合もあります。

また、いわゆる「里山」と呼ばれる林床の明るいクヌギやコナラなどの落葉広葉樹葉は、1960年代まで薪炭林として人が伐採や芝刈りを繰り返すことにより、維持管理されていきました。そのため、オオムラサキやギフチョウ、オオクワガタ等の昆虫類にはこのような適度の人為影響下にあった里山の環境に適応してきた種類が少なくありません。しかしながら、農家・林家の減少や生活・生産様式の大きな変化に伴って、里山の樹木林は放置され、林床に低木や草本が密生してやぶの状態となっているところが増えています。低木や草本を刈り取る等の手入れがされないと、林床に光が届かず、明るい林床に生育するカタクリ等の植物が衰退し、それに依存している動物も生息しにくくなっています。また、放置され繁茂した雑草を採食するニホンジカやイノシシの生息数が増加したり、ヤブを隠れみのにしてイノシシ等が農地や人家付近にまで出没したりする原因となります。

近年では、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ等の野生鳥獣の生息数の増加や分布域の拡大により農林業の被害が増加しています。特に、ニホンジカについては、食害や樹木に対する剥皮などの被害を及ぼすことがあるため、下層植生の衰退・消滅により土がむき出しにな

④ 植林域ビオトープ

戦後の拡大造林等の推進により、自然林・二次林の約3分の1が伐採され、代わってスギ、ヒノキ等の針葉樹が植林されました。このような植林域は平成 18年 (2006年) 現在、84,181haで県土の陸地部の約25%となっています。植林域をビオトープとして見ると、スギやヒノキという単一の種により構成された森林であるため、樹木の多様性に乏しく、林内を利用する野生動植物も限られています。

さらに、近年の林業の低調により、間伐などの手入れが十分に行われない植林地も多くなっており、これらの林床では太陽光がほとんど入り込まないため、野生動植物が一層利用しにくくなっています。

⑤ 田園域ビオトープ

田園域では、水田を中心に、畦畔、法面、水路、ため池などが、水のつながりと循環で支えられた生態系を形成しています。琵琶湖に湖岸堤がなく水田の圃場整備が進んでいなかった時代には、湖岸域の水田も広い範囲で水辺エコトーンの重要な構成要素でした。この田園域ビオトープは、耕起、代掻き、除草、改修、泥あげなど、耕作也維持管理に関わる様々な人為的影響を受けており、里地里山を特徴づける雑草や水生食物をはじめとする見近な野生動植物が人と共生しながら、生息・生育して泥あげなど、耕作や維持管理に係わる様々な人為的影響を受けており、里地里山を特徴づける雑草や水生植物をはじめとする身近な野生動植物が人と共生しながら生息・生育していました。

った森林では、土壌の流出の恐れがあります。

県内の自然林・二次林には、高山帯や多雪地のブナ林や草原、湖沼など多様な自然環境があり、それに応じて多種多様な鳥類が生息していますが、山草愛好家等による盗掘、森林の伐採、大規模開発、定期的な人為管理がなされなくなった池や里山の植生遷移の進行などを要因とする現状は厳しいものがあります。

④ 植林域ビオトープ

令和元年度(2019年度)現在、滋賀県内の人工林と自然林の合計(民有林と国有林の合計)が県土の約半分を占めています。このうちの人工林は、民有林うちの約44%、国有林のうち約27%となっています。人工林を植林域ビオトープとして見ると、スギやヒノキという単一の種により構成された森林であるため、樹木の多様性に乏しく、林内を利用する野生動植物も限られています。

さらに、近年の林業の低調により、間伐などの手入れが十分に行われない植林地も多くなっており、これらの林床では太陽光がほとんど入り込まないため、野生動植物が一層利用しにくくなっています。

⑤ 田園域ビオトープ

田園域では、水田を中心に、畦畔、法面、水路、ため池などが、水のつながりと循環で支えられた生態系を形成しています。琵琶湖に湖岸堤がなく水田の圃場整備が進んでいなかった時代には、湖岸域の水田も広い範囲で水辺エコトーンの重要な構成要素でした。この田園域ビオトープは、耕起、代掻き、除草、改修、泥あげなど、耕作也維持管理に関わる様々な人為的影響を受けており、里地里山を特徴づける雑草や水生食物をはじめとする見近な野生動植物が人と共生しながら、生息・生育して泥あげなど、耕作や維持管理に係わる様々な人為的影響を受けており、里地里山を特徴づける雑草や水生植物をはじめとする身近な野生動植物が人と共生しながら生息・生育していまし

しかし、かつては田園域ビオトープに普通に生息・生育していた多 くの野生動植物が、現在、絶滅の危機に瀕しています。植物では、オ トコゼリ、オニバス、ガガブタ、タヌキモ、イトトリゲモ、ミズアオ イ、デンジソウなどが県版レッドデータブックの絶滅危惧種に指定さ れています。また、両生類・は虫類ではナゴヤダルマガエル、イモリ、 ヌマガエル、ミナミイシガメ、トカゲ、ヒバカリ、ヤ マカガシなどが、 魚類ではカワバタモロコ、モツゴ、アブラボテ、ドジョウ、メダカな どが、昆虫類ではタガメ、ゲンゴロウ、クロゲンゴロウ、カトリヤン マ、オオイトトンボなどが、貝類ではマルタニシ、ヒラマキミズマイ マイ、マツカサガイ、オバエボシガイ、カタハガイなどが、県版レッ ドデータブックに掲載される状況となっています。また、田園域ビオ トープを休息・採餌場所として利用しているチュウヒ、ノスリ、コミ ミズク、タゲリ、ヒクイナ、タシギ、ツルシギ、トウネン、チュウサ ギなどの鳥類も同様です。このような野生動植物の危機は、田園域ビ オトープを維持してきた農業のあり方そのものに大きな変化が訪れた ことが原因だと考えられています。

滋賀県は、昭和30年代まで米作を中心とした農業県として歩んできたため、園域では川池などの水源から水田へ水を引き、さらに下流へと水を流す水路や 小川が縦横に走り、また、特に県の東南部から南部にかけての地域では、かんがい用ため池が数多く築造されていました。しかし、高度経済成長期を境に、我が 国の産業構造が大きな変化したことが、田園域の著しい環境変化をもたらすことになりました。まず、都市化や宅地化が進行するにつれ、農地が住宅地など他の用途へ転用され、農地の面積そのものが漸減しつづけています。また、農業生産の効率化を求める動きは、ビオトープとしての農地を大きく変化させるほ場整備事業を促進しました。ほ場整備事業は、安定した農業生産基盤を面的に確保することにより農地の維持に寄与する一方、農業機械が使えるよう乾田化を進めるために用水路・田んぼと排水路との段差を十分に大きくし、石組や素掘りの水路をコンクリート構造化した

た。

しかし、かつては田園域ビオトープに普通に生息・生育していた多 くの野生動植物が、現在、絶滅の危機に瀕しています。植物では、オ トコゼリ、オニバス、ガガブタ、タヌキモ、イトトリゲモ、ミズアオ イ、デンジソウなどが県版レッド データブックの絶滅危惧種に指定 されています。また、両生類・は虫類ではナゴヤダルマガエル、イモ リ、ヌマガエル、ミナミイシガメ、トカゲ、ヒバカリ、ヤ マカガシ などが、魚類ではカワバタモロコ、モツゴ、アブラボテ、ドジョウ、 メ ダカなどが、昆虫類ではタガメ、ゲンゴロウ、クロゲンゴロウ、 カトリヤンマ、オオイトトンボなどが、貝類ではマルタニシ、ヒラマ キミズマイマイ、マツカサガイ、オバエボシガイ、カタハガイなどが、 **- 県版レッドデータブックに掲載される状況となっています。また、田** 園域ビオトープを休息・採餌場所として利用しているチュウヒ、ノス リ、コミミズク、タゲリ、ヒクイナ、タシギ、ツルシギ、トウネン、 チュウサギなどの鳥類も同様です。このような野生動植物の危機は、 田園域ビオトープを維持してきた農業のあり方そのものに大きな変 化が訪れたことが原因だと考えられています。

滋賀県は、昭和30年代まで米作を中心とした農業県として歩んできたため、園域では川池などの水源から水田へ水を引き、さらに下流へと水を流す水路や 小川が縦横に走り、また、特に県の東南部から南部にかけての地域では、かんがい用ため池が数多く築造されていました。しかし、高度経済成長期を境に、我が国の産業構造が大きな変化したことが、田園域の著しい環境変化をもたらすことになりました。まず、都市化や宅地化が進行するにつれ、農地が住宅地など他の用途へ転用され、農地の面積そのものが漸減しつづけています。また、農業生産の効率化を求める動きは、ビオトープとしての農地を大きく変化させるほ場整備事業を促進しました。ほ場整備事業は、安定した農業生産基盤を面的に確保することにより農地の維持に寄与する一方、農業機械が使えるよう乾田化を進めるために用水路・田んぼと排水路との段差を十分に大きくし、石組や素掘りの水路をコンクリート構造

ことで、旧来の環境を備えた農地を生息場所としていた魚や昆虫、両 生類等の野生動物の生息に大きな負荷を与えた面もあります。また、 化学肥料や殺虫剤・除草剤などの農薬の使用が、それらが本来対象と する動植物以外の里地の野牛動植物やその牛息・牛育環境に影響を与 えている場合もあります。

現在では、深い水路から水田まで魚が上がれるように、階段状の堰 をいくつも設ける階段式魚道を設置する取組があり、農地が、農作物 | を生産する場だけでなく、人が自然と共生していく身近な場所になっ ています。また幸いなことに、現在でも環境に配慮して適切な管理が されている農地は、セツブンソウやナゴヤダルマガエルなどの希少性 の高い種を含め、里地に特有の野牛動植物のビオトープとしての機能 | の高い種を含め、里地に特有の野牛動植物のビオトープとしての機能 を発揮しています。しかし、適切な農地環境の維持管理が十分になる れないと、これら存続基盤の弱い野生動植物が生息・生育できなくな ることが危惧されます。

また、滋賀県では様々な要因で、ニホンザル、ニホンジカ、イノシ シ、ツキノワグマ等の野生獣が田園域にも生息域を拡大し、いわゆる 「有害鳥獣」として、 農林業、生活環境等への被害が看過できない状 | 態となっています。

化したことで、旧来の環境を備えた農地を生息場所としていた魚や昆 虫、両生類、哺乳類等の野生動物の生息に大きな負荷を与えた面もあ ります。また、化学肥料や殺虫剤・除草剤などの農薬の使用が、それ らが本来対象とする動植物以外の里地の野牛動植物やその牛息・牛育 環境に影響を与えている場合もあります。

現在では、深い水路から水田まで魚が上がれるように、階段状の堰 をいくつも設ける階段式魚道を設置する取組があり、農地が、農作物 を生産する場だけでなく、人が自然と共生していく身近な場所になっ ています。また幸いなことに、現在でも環境に配慮して適切な管理が されている農地は、セツブンソウやナゴヤダルマガエルなどの希少性 を発揮しています。しかし、適切な農地環境の維持管理が十分になさ れないと、これら存続基盤の弱い野生動植物が生息・生育できなくな ることが危惧されます。

また、滋賀県では様々な要因で、ニホンザル、ニホンジカ、イノシ シなどの野生獣が田園域にも生息域を拡大し、いわゆる「有害鳥獣」 として、農林業、生活環境等への被害が看過できない状態となってい ます。

滋賀県内の農地は、日当たりのよい裸地・低茎草地を中心とした環 境で、河川やため池から用水路が網の目のように張りめぐらされてい ることも多いため、水生生物やその他水域を利用する生物にとって移 動経路や一時的な生息場所として利用されています。まとまった面積 を確保することで、多くの動植物種の生息・生育が期待できます。

また、自然に囲まれたため池は、水生昆虫や鳥たちの餌場や産卵 場所として利用されるほか、水生植物も多く、樹林や農地などの環 境と接しているため、周囲の環境を含め多様な生き物の生息空間と なっています。丘陵地については、さまざまな水域の環境要素がま とまって残されており、ここでしかみられないような貴重な種が多 く生息・生育しています。一方で、一部の昆虫類については野生絶

⑥ 市街地域ビオトープ

市街地域は人間活動がきわめて活発な地域で、人為的な環境改変の影響が著しく、コンクリート建築物や道路・鉄道などの人工構造物で大部分が覆われています。しかし、市街地のなかに点在する都市公園や社寺林のなかには、野生動植物の住みかとして好適な環境を提供する場所もあり、市街地を流れる河川や水路にも、場所によってはゲンジボタル、ハリヨ、バイカモ、ナガエミクリなど豊かな水生動植物が見られることがあります。また、ハシブトガラス、ヒヨドリ、スズメやアブラコウモリなど、市街地に適応して増加傾向にある動物もあれば、タヌキやキツネやハタネズミのように近年、市街地に出没し始めている動物もあります。

滅されたとも考えられています。

<u>今日、里地里山と人との関わりが薄れつつありますが、生物多様</u>性を考えるうえでも中心的位置づけとなることが期待されます。

農地では農薬の使用を配慮すること、ため池のように埋め立て、 ごみなどの投棄、治水目的の護岸工事など人為的な影響を受けやすい場所では、水質向上や工法の工夫すること、丘陵地では耕作の放棄をはじめとする人との関わりの減少などによって、畦や水田、樹林そのものが質的に変化することを抑えることでさらなる生物種の生息が期待されます。

(写真掲載予定)

田園風景(甲賀市)、田園風景(仰木の棚田)

⑥ 市街地域ビオトープ

市街地域は人間活動がきわめて活発な地域で、人為的な環境改変の影響が著しく、コンクリート建築物や道路・鉄道などの人工構造物で大部分が覆われています。しかし、市街地のなかに点在する都市公園や社寺林のなかには、野生動植物の住みかとして好適な環境を提供する場所もあり、市街地を流れる河川や水路にも、場所によってはゲンジボタル、ハリヨ、バイカモ、ナガエミクリなど豊かな水生動植物が見られることがあります。また、ハシブトガラス、ヒヨドリ、スズメやアブラコウモリなど、市街地に適応して増加傾向にある動物もあれば、タヌキやキツネやハタネズミのように近年、市街地に出没し始めている動物もあります。

外来生物が侵入しやすく在来種の減少や生態系のかく乱を受けやすい環境ですが、樹木や水域など多様な環境要素を持っており、多くの動物にとって一時的な生息場所としての位置づけが期待されます。一方、部分的にビオトープ創出を目的とした整備が可能であるため、観察や学習を行いながら生物多様性を高めるための多様な環境をつくることが期待できます。

(写真掲載予定) 石山寺、新海薩摩地区

⑦河川・河畔林域ビオトープ

河川・河畔林域ビオトープは、河川と両岸に発達する河畔林、それ に河川のなかの砂州状の湿性地から形成されています。河川は、魚類 の生息場所としての機能を持つだけでなく、アユやビワマスのように 生活史を通じて琵琶湖と河川の上流・中流を回遊する魚類の移動経路 としての機能を有しています。しかし、河川改修による河川のコンク リート構造化や直線化、ダムや堰といった横断構造物の建設が進み、 |河川のビオトープとしての機能は低下しています。また、平野部の大 | み、河川のビオトープとしての機能は低下しています。また、平野部 河川沿いにはケヤキ、ムクノキ、エノキ等の落葉広葉樹とマダケやモ ウソウチク等のタケ類が混生した河畔林が発達し、河川のなかの砂州 には、湿潤な立地のためヤナギ林、ハンノキ林、ヨシ群落が斑状に分 布しています。

河畔林は、山地森林と湖岸域とをつなぐ生熊回廊としての機能のほ かに、キツネ、カヤネズミやサギ類などの動物を育む豊かな生態系を 有する区域です。かつては、琵琶湖への流入河川の多くが、連続した 豊かな河畔林をもっていました。しかし、河川改修が進んだ結果、河 畔林の多くは伐採され合はわずかしか残存していません。

2 長期構想の目標

(1) ビオトープの保全

滋賀県における生物多様性を確保するため、優れた自然環境を有 し、野生動植物にとって良好な生息・生育環境を備えたビオトープと

(写真掲載予定) 石山寺、新海薩摩地区

⑦河川・河畔林域ビオトープ

河川・河畔林域ビオトープは、河川と両岸に発達する河畔林、それ に河川のなかの砂州状の湿性地から形成されています。河川は、魚類 の生息場所としての機 能を持つだけでなく、アユやビワマスのよう に生活史を通じて琵琶湖と河川の上流・中流を回遊する魚類の移動経 路としての機能を有しています。しかし、河川改修による河川のコン クリート構造化や直線化、ダムや堰といった横断構造物の建設が進 の大河川沿いにはケヤキ、ムクノキ、エノキ等の落葉広葉樹とマダケ やモウソウチク等のタケ類が混生した河畔林が発達し、河川のなかの 砂州には、湿潤な立地のためヤナギ林、ハンノキ林、ヨシ群落が斑状 に分布しています。

河畔林は、山地森林と湖岸域とをつなぐ生熊回廊としての機能のほ かに、キツネ、カヤネズミやサギ類などの動物を育む豊かな生態系を 有する区域です。かつては、琵琶湖への流入河川の多くが、連続した 豊かな河畔林をもっていました。しかし、河川改修が進んだ結果、河 畔林の多くは伐採され今はわずかしか残存していません。

県内には、醒井渓谷、愛知川中流域に成立している河畔林、安曇川 渓谷のサツキ群落があり多くの鳥類や魚類の生息地となっています。 しかし、河川敷で生息するハタネズミの個体数が激減するなど様々な 要因によって動物の生息環境が変わりつつあります。

2 長期構想の目標

(1) ビオトープの保全

(同左)

して特に重要な地域は、開発を抑制し、現状を維持するように努めます。一方で、農林水産業や人の生活、文化的な活動などにより適度に 人の手が入り、良好な二次的自然としての生息・生育環境が残されて きた地域については、これまでどおりの管理体制を継続することで現 状を維持するよう努めます。

(2) ビオトープの再生

人間活動が過度に作用し、野生動植物の生息・生育環境が既に悪化しているとみなされる地域については、自然の回復力や再生プロセスを人が手助けすることにより、生息・生育環境の再生、修復に努めます。

(3) ビオトープのネットワーク化

野生動植物の安定した生存や減少からの回復を図るためには、十分 な規模でビオトープのまとまりが見られる地域を核としながら、多様 な野生動植物の生態的特性の違いに配慮し、それぞれの野生動植物に とって有効な生態系ネットワークが形成された県土づくりが必要です。このため、野生動植物の生息・生育環境を保全する地域を拠点として、奥山から丘陵地、里地里山、琵琶湖に至る面的な空間と、河畔 林、河川、湖岸等の線的なつながりとを有機的に結合し、生息・生育環境のネットワーク化を図ります。

3 保全・再生・ネットワーク化の方針

(1) 基本方針

一般的に移動性の大きい野生動物は、単一のビオトープの中だけで 一生を完結しているわけではなく、採餌、休息、繁殖など様々な行動 累計に応じて、あるいは、時刻や季節の違いによって、さらに一生の 生活史における生活段階を経るなかで、複数の異なるタイプのビオト ープをまとまりとして必要とします。また、他集団との遺伝的な交流 の必要性から、個体が移動できる範囲内に同じタイプのビオトープが (2) ビオトープの再生(同左)

(3) ビオトープのネットワーク化 (同左)

- 3 保全・再生・ネットワーク化の方針
- (1) 基本方針

(同左)

まとまりとして存在していることが必要になります。

このビオトープの大きさは、移動範囲の狭い小動物は比較的小さく、 高次の消費者に行くにしたがい大きくなる傾向があり、ワシ・タカや ツキノワグマなど食物連鎖の頂点に位置する消費者は、相当に大きな 規模のまとまりを必要とします。

また、このビオトープのまとまりを確保するために、できるだけ広い面積のビオトープを保全し、または複数のビオトープが分断されず、つながっている(ネットワーク化されている)ようにすることが重要になります。

このような考え方の下、ビオトープの形状や配置については、国際自然保護連合によって提唱されている次の6つの原則 (Diamond:1975) を踏まえることを基本方針とします。

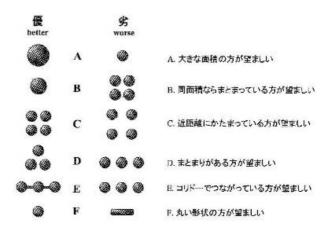


図4 ビオトープの形状と配置 (Diamond, 1975)

①大きな面積の方が望ましい

保全するビオトープの面積が大きいほど、多様な生息・生育空間を 含み、多くの野生動植物の種が生息・生育できることになり、また、 (図は旧版と同じ)

図3 ビオトープの形状と配置 (Diamond, 1975)

①大きな面積の方が望ましい (同左) 個々の種の絶滅の可能性も低くなります。ただし、小面積であっても、 動物の移動の中継地点など重要な機能を持つこともありますので、一 概に価値が低いとはいえません。

②同面積ならまとまっている方が望ましい

ビオトープが小面積に分割されると、それによってビオトープ間での個体の移動が妨げられるような種では、生存率が低くなると予想されます。そのような種を保全するためには、高い生存率を維持できるよう、同じ面積であれば、ひとつにまとまりのある地域であることが、より望ましいと考えられます。

③近距離にかたまっている方が望ましい

ビオトープが互いに分断されている場合には、その間の距離が大きくなるほど、ビオトープ間での生物の移動が制限され、孤立することになります。したがって、生物の移動を容易にするためには、ビオトープ間の距離は小さい方が望ましいと考えられます。

④かたまりとしてまとまっている方が望ましい

複数のビオトープのまとまり方を考えると、それらが直線上に並んでいる場合には、生物の移動は両端のビオトープ間では難しくなる一方、相互に等距離になるようにかたまって配置されていると、ビオトープ間の生物の移動がより容易となります。

⑤コリドー(生態回廊)でつながっている方が望ましい

ビオトープが互いにコリドーでつながっていれば、生物の移動が容易になります。さらに、ビオトープをつなぐコリドーが増えるほど、生物は複数のコリドーを利用して移動が促進されると考えられます。したがって、多数のコリドーによってビオトープネットワークが複雑になるほど生物の生息には有利であり、多様性の維持に適しているといえます。

② 同面積ならまとまっている方が望ましい

(同左)

③ 近距離にかたまっている方が望ましい

(同左)

④ かたまりとしてまとまっている方が望ましい

(同左)

⑤ コリドー(生態回廊)でつながっている方が望ましい

(同左)

⑥丸い形状の方が望ましい

一般的に、ビオトープの中心部から周辺部にいくほど外部からのかく乱などの影響を強く受ける傾向があります(これをエッジ効果といいます。)。また、中心部分が周辺部から遠いほど、安定した環境であるといえます。したがって、ビオトープの形状は、同じ面積を確保するのであれば、できるだけ周辺部が小さく、中心部分が周辺から遠い、円形に近い形状が望ましいことになります。また、円形であれば、ビオトープ内の個体の分散距離が小さくなり、個体の交流を図る上でも有利となります。

(2) ビオトープタイプごとの方針

長期構想の目標の実現に向けて、県、市町、事業者、県民およびNPOが一体となって取組を行うために、どのようなビオトープを保全・再生・ネットワーク化しようとしているかを示す将来像としての方針を設定します。

方針の設定は、前述したビオトープタイプごとに行います。これは、自然環境の特性がビオトープタイプごとに異なる面が見られることと、マザーレイク21計画など本県の既存計画の多くがビオトープタイプごとに施策を掲げているためです。

ただし、もとより自然環境におかれた生息・生育空間であるビオトープには、決まった線引きや固定した類型などがあるものではなく、複数のタイプのビオトープがまとまってひとつの景観的なまとまりを示す場合もあります。例えば、典型的な二次的自然環境である「里地里山」は、この長期構想における「自然林・二次林域 ビオトープ」と「田園域ビオトープ」という2つのタイプのビオトープが一体となって形成されており、両方のタイプのビオトープを利用する野生動植物も数多く知られています。

① 琵琶湖水域ビオトープ

水質や底質の状況が一層改善されるとともに、外来魚の生息が十分

⑥ 丸い形状の方が望ましい

(同左)

(2) ビオトープタイプごとの方針 (同左)

① 琵琶湖水域ビオトープ

に抑制され、イサザやビワコオオナマズ、セタシジミなどの琵琶湖固有の生物が復活し、漁業も盛んな豊かな琵琶湖を取り戻します。また、冬季にはオオヒシクイやコハクチョウをはじめとする多くのガンカモ類が飛来し、水面をにぎわせる環境を維持します。

② 湖岸域・内湖ビオトープ

ヨシ群落や砂浜などの多様な自然湖岸が広がり、ワタカ、ホンモロコやオグラヌマガイなどの琵琶湖固有の生物が復活し、県の鳥であるカイツブリが安心して暮らせる、滋賀県の原風景とも言える自然景観を再生します。

琵琶湖水域、湖岸域・内湖ビオトープの将来イメージ



引用:「ウェットランドの自然: (角野・遊磨1995 保有社)」

③ 自然林・二次林域ビオトープ

ブナ林やミズナラ林などの自然林では、多階層の広葉樹林を維持することにより、山地の稜線にイヌワシが見られ、ツキノワグマやニホンカモシカなどが移動ルートとして利用し、餌が十分でニホンジカやニホンザルなどが人里に餌を依存する必要のない状況を目指します。また、アカマツ林やクヌギ・コナラ林などの雑木林といった二次林で

② 湖岸域・内湖ビオトープ

琵琶湖水域、湖岸域・内湖ビオトープの将来イメージ



③ 自然林・二次林域ビオトープ

(同左)

は、県民・NPOや行政などが連携して維持・管理を行うことで、里山特有のオオムラサキやオオクワガタなどの姿を目にすることができるような生態系の保全や回復を目指します。

④ 植林域ビオトープ

林産物の生産や森林空間の利用など、森林の持つ活力を生かして、 人間の多様なニーズに応える持続可能な森林経営を行います。これに より、間伐等の手入れが行き届き、林床に陽があたり下草が生育し、 スギ・ヒノキ等の巨木による林が形成されている環境を創造します。 一方、十分な手入れが確保できない植林地や尾根付近の植林地につい ては、強度間伐などを行うことで針広混交林への転換を図り、多様な 野生動植物が生息・生育および移動ルートとして利用できる環境を再 生します。

⑤田園域ビオトープ

琵琶湖や河川と水田との間のネットワークを復活し、ニゴロブナやナマズなどの魚が遡上して産卵する水田が増え、冬季にも水を張った水田や水の枯れない水路を配置し、ナゴヤダルマガエル、メダカ、マルタニシなど水田に特有の生きものでにぎわう環境を目指します。また、水田に隣接する樹林を一体として保全し、カスミサンショウウオやタガメなど季節的に林と水田の両方の環境を必要とする動物の生息にも配慮します。さらに、古くから残っている棚田、ため池、水路、畦道などについては、それらの生息・生育地としての役割を維持できるよう県民・NPO や行政などが協働して保全していきます。

一方、ニホンジカやニホンザル等の鳥獣による被害防止の観点から、 人と鳥獣の棲み分けができるよう、鳥獣の本来の生息環境を確保した 上で、人里に出没し定着した鳥獣に対しては、個体数調整や被害防除 対策を実施します。

④ 植林域ビオトープ

(同左)

⑤田園域ビオトープ (同左)



田園域ビオトープの将来イメージ (「みずすまし構想 (農村振興課)」) ⑥市街地域ビオトープ

住宅地や事業地など都市的な土地利用をする地域が無秩序に広がらないようにし、屋敷林や防風林、社寺林、生垣など、局所的に残存している植生が過度に失われないよう保全します。また、公園や庭園などの緑地を拡大し、県民や事業者の参加による学校の校庭、ビルの屋上、住宅などの緑化を推進します。こうした「緑」を守る取組により、市街地域においても生息・生育できる野生動植物が増え、これらの空間を飛び石状に利用して、市街地域外からいろいろな鳥類や昆虫類が市街地中心部にもやってくる環境を目指します。

市街地域ビオトープの将来イメージ(UR都市機構パンフレット)

⑦河川・河畔林域ビオトープ

河川型のウグイやアジメドジョウ、アカザなど河川を主要な生息環境とする魚類が豊富で、アユやビワマスなどが生活史を通じて健全に回遊できる多自然河川を復活します。また、河畔林の連続性を確保することによって、ビオトープとしての機能およびネットワーク化を図るために重要な生態回廊としての機能が発揮され、特有の植物群落や

(図は旧版と同じ)

田園域ビオトープの将来イメージ(「みずすまし構想(農村振興課)」)

⑥ 市街地域ビオトープ

(同左)

市街地域ビオトープの将来イメージ(UR都市機構パンフレット)

⑦ 河川・河畔林域ビオトープ (同左)

昆虫群集、サギなどの鳥類の繁殖コロニーなどが回復し、キツネなど のほ乳類やシジュウカラ・ヤマガラ・エナガ等のカラ類などの鳥類が 琵琶湖湖岸域と山地との間を自由に移動できる環境を維持します。



河川・河畔林域ビオトープの将来イメージ((財)日本生態系協会) | 河川・河畔林域ビオトープの将来イメージ((財)日本生態系協会)

(図は旧版と同じ)

第2章 野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネット ワーク化を重点的に推進すべき区域

1 基本的考え方

この長期構想では、野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク化を重点に推進すべき区域として、重要なビオトープのまとまりとしての「重要拠点区域(コアエリア)」とそれらをつなぐ重要な河川を「生態回廊(エコロジカル・コリドー)」として定義します。この重要拠点区域および生態回廊は、取組を進める上での大きな枠組みを定めるものであり、これらに含まれない区域でも貴重なビオトープが数多く存在する。

この重要拠点区域および生態回廊は、取組を進める上での大きな枠組みを定めるものであり、これらに含まれない区域でも貴重なビオトープが数多く存在することについて留意しておく必要があります。

(1) 「重要拠点区域(コア・エリア)」

「重要拠点区域(コア・エリア)」は、地域の野生動植物にとって生息・生育のために不可欠な場所で、種の存続を図るために必要なビオトープのまとまりを確保するうえで特に重要な空間です。前述の基本方針のとおり、できるだけ広い面積で、できるだけ円形に近い形で、できるだけまとめて確保することが理想的です。重要拠点区域に選定された地域は、現状の自然環境を保全するとともに、農林水産業など適度に人の手が入ることで良好な生息・生育環境能が引き継がれてきた場所では、維持管理を継続することにも配慮して、将来の世代へと継承していことが求められる空間です。

また、重要拠点区域は、私たちが自然と直接触れ合い、野生動植物との協定について理解と認識を深めていく地域としても位置づけま

第2章 野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネット ワーク化を重点的に推進すべき区域

1 基本的考え方

この長期構想では、野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク化を重点に推進すべき区域として、重要なビオトープのまとまりとしての「重要拠点区域(コアエリア)」とそれらをつなぐ重要な河川を「生態回廊(エコロジカル・コリドー)」として定義します。この重要拠点区域および生態回廊は、取組を進める上での大きな枠組みを定めるものであり、これらに含まれない区域でも貴重なビオトープが数多く存在する。

この重要拠点区域および生態回廊は、取組を進める上での大きな枠組みを定めるものであり、これらに含まれない区域でも貴重なビオトープが数多く存在することについて留意しておく必要があります。

生態回廊については、生態回廊である河川が移動経路であるととも に、生物の生息場所でもあるため、本構想では両方の機能を果たして いる役割があると定義付けています。

(1)「重要拠点区域(コア・エリア)」 (同左) す。

(2) 「牛熊回廊 (エコロジカル・コリドー)」

「生態回廊(エコロジカル・コリドー)」は、移動性の高い野生動物が移動できるように重要拠点区域の間を連続的につなぐ回廊状の生息・生育空間です。この長期構想では、特に、山地と琵琶湖や他の河川とを結ぶ、河畔林を伴った河川が潜在 的にもつ大きな役割に着目し、生態回廊として重要性の高い河川に焦点を当てています。生態回廊は、それ自体が河川・河畔林のビオトープとしての機能を持つだけでなく、重要拠点区域間をつなぎ野生動植物の移動・分散を可能にすることで重要拠点区域の機能を高めるために重要です。このため、県全体のビオトープのネットワーク化を推進するうえで、生態回廊の自然環境を効果的に回復、創造することが求められます。

なお、河川以外にも、山地の尾根部なども野生動物の行動圏や移動 ルートとして利用されているため、この地域の環境を積極的に回復、 創造することによって、重要拠点区域どうしをつなぐ生態回廊として の役割が強まると期待されます。

(2) 「牛熊回廊(エコロジカル・コリドー)」

本構想において生態回廊 (エコロジカル・コリドー) は生物が移動できる経路としても重要であるとともに、河川が生物の生息場所でもあると定義付けています。

生態回廊は、移動性の高い野生動物が移動できるように重要拠点区域の間を連続的につなぐ回廊状の生息・生育空間です。この長期構想では、特に、山地と琵琶湖や他の河川とを結ぶ、河畔林を伴った河川が潜在的にもつ大きな役割に着目し、生態回廊として重要性の高い河川に焦点を当てています。また、生物の生息場所としても重要な生態回廊は、それ自体が河川・河畔林のビオトープとしての機能を持つだけでなく、重要拠点区域間をつなぎ野生動植物の移動・分散を可能にすることで重要拠点区域の機能を高めるために重要です。このため、県全体のビオトープのネットワーク化を推進するうえで、生態回廊の自然環境を効果的に回復、創造することが求められます。

なお、河川以外にも、山地の尾根部なども野生動物の行動圏や移動 ルートとして利用されているため、この地域の環境を積極的に回復、 創造することによって、重要拠点区域どうしをつなぐ生態回廊として の役割が強まると期待されます。



野生動植物のビオトープの構成要素イメージ((財)日本生態系協会) 2 指標種の設定

ビオトープネットワークにおける野生動物の生息の状況を把握するために指標種を設定します。指標種の分布や生息・生育状況をモニタリングすることによって、既存のビオトープの現況や、ネットワークの連続性を把握するとともに、各種開発事業によるビオトープの環境悪化、ネットワークの分断などの影響、再生事業によるネットワークの創出の効果などを検証することが可能となります。

(1) 指標種の考え方

滋賀県下におけるビオトープネットワークの指標種は、指標として ふさわしい生態を有しているとともに、モニタリングの容易さ等を考 慮して、以下の考え方に基づいて設定しました。

- ①ビオトープタイプを特徴づける指標種
- 主なビオトープタイプを代表する種
- ・一般によく知られており、県民や狩猟者からの情報提供が期待できる種

(図は旧版と同じ)

野生動植物のビオトープの構成要素イメージ((財)日本生態系協会)

2 指標種の設定 (同左)

②ネットワーク化による移動の効果を示す指標種

- 移動距離が比較的大きい種
- ・食物連鎖の頂点に位置するなど、必要なビオトープ面積が大きい種 や、複数のビオトープタイプを必要とする種

(2) 指標種の選定

以上の考え方に基づき、滋賀県では以下の指標種を選定します。

①ビオトープタイプを特徴づける指標種

コハクチョウ・カイツブリ(琵琶湖水域、湖岸域・内湖)、イサザ・ ホンモロコ(琵琶湖水域、湖岸域・内湖)、オオルリ・キビタキ(自 然林・二次林域、植林域)、 アカネズミ・ハタネズミ (自然林・二次 | ホンモロコ (琵琶湖水域、湖岸域・内湖) 、オオルリ・キビタキ (自 林域、植林域、河畔林域)、キツネ・タヌキ(田園域、市街地域、河 畔林域)

②ネットワーク化による移動の効果を示す指標種

カラ類・ウグイス・アキアカネ(自然林・二次林域、田園域、市街 地域との間のネットワーク)、ツキノワグマ・イヌワシ・クマタカ・ア オゲラ・アカゲラ・シジュウカラ・コゲラ(自然林・二次林域の間の ネットワーク)、ニゴロブナ・ナマズ(琵琶湖水域と湖岸域・内湖、田 園域との間のネットワーク)、アユ・ビワマス(琵琶湖水域と河川との 間のネットワーク)

ビオトープネットワークのイメージ図

(2) 指標種の選定

以上の考え方に基づき、滋賀県では以下の指標種を選定します。

ビオトープタイプを特徴づける指標種 (ア)

コハクチョウ・カイツブリ(琵琶湖水域、湖岸域・内湖)、イサザ・ 然林・二次林域、植林域)、アカネズミ・ハタネズミ(自然林・二次 林域、植林域、河畔林域)、キツネ・タヌキ・ハタネズミ(田園域、 市街地域、河畔林域)、トンボ(メガネサナエ)・チョウ類(田園域、 市街地域)

②ネットワーク化による移動の効果を示す指標種

カラ類・ウグイス・アキアカネ(自然林・二次林域、田園域、市街 地域との間のネットワーク)、ツキノワグマ・イヌワシ・クマタカ・ アオゲラ・アカゲラ・シジュウカラ・コゲラ(自然林・二次林域の間 のネットワーク)、ニゴロブナ・ナマズ・メガネサナエ(琵琶湖水域 と湖岸域・内湖、田園域との間のネットワーク)、アユ・ビワマス(琵 琶湖水域と河川との間のネットワーク)

指標種名要確認

ビオトープネットワークのイメージ図

- 3 ネットワーク化を推進する区域の選定
- (1) 重要拠点区域の選定
- ①野生動植物の生息・生育環境として重要とされる地域の抽出

この長期構想がめざすビオトープネットワークの中核となる重要拠点区域を選定するために、自然公園地域や特定植物群落等、野生動植物の生息・生育場所として重要とされる地域を抽出し地図上に示しました(図5)。

なお、この地域を抽出するためには、以下のものを表3に示した資料を用いて評価しました。

a) 植物の重要生育地

野生動植物の生息・生育環境の基本となる植生のうち、植生図で自 然植生とされる地域や、特定植物群落、緑の回廊、保安林のほか、特 殊な環境に適応した植物が残存している地域を対象としました。

○ 自然林の生育地

古くから人間活動の活発な滋賀県では、自然林(山地ではブナ林、山麓ではシイ林など)はごくわずか見られず、希少性が高い植生です。 生物の多様性が極めて高く、各地域の代表的な野生動植物が将来にわたって存続していくための核となる地域です。

○ 特殊な環境に適応した植物の生育地

湿原、崖地等の特殊な自然環境は、小規模な人間活動に対しても脆弱であり、一度植生が失われると回復が困難ンで、絶滅の危機に瀕している植物も少なくありません。

特に湿原は、水生・湿生植物や水生昆虫、両生類など生物の多様性が高い自然環境です。

○ 里山固有の植物の生育地

長い歴史の中で様々な人間の働きかけを通じて特有の自然環境が 形成されてきた里山は、地域特有の多様な植物(カタクリ等)が生育 しています。

しかし、近年は、農家・林家の減少、過疎化、生活・生産様式の大きな変化に伴って里山が放置され、林床が荒れてやぶの状態となり、

- 3 ネットワーク化を推進する区域の選定
- (1) 重要拠点区域の選定
- ①野生動植物の生息・生育環境として重要とされる地域の抽出

この長期構想がめざすビオトープネットワークの中核となる重要拠点区域を選定するために、自然公園地域や特定植物群落等、野生動植物の生息・生育場所として重要とされる地域を抽出し地図上に示しました(図4)。

(同左)

野動物も生息しにくい状況が増えています。

b) 鳥獣の重要生息地

野生動物の代表であるほ乳類や鳥類に注目し、鳥獣保護区をはじめ、 希少な種の生息地や重要な鳥類群集、食物連鎖の頂点に位置する猛禽 類の生息域を対象としました。特に、ツキノワグマ、ニホンカモシカ などの大型は乳類や、イヌワシ、クマタカなど行動圏の広い猛禽類は、 地域の自然環境の豊かさの指標として重要です。

c) 希少野生動植物の生息・生育地

絶滅のおそれのある野生動植物の生息・生育地として、特にその環 人間の働きかけを通じて特有の自然環境が形成されてきた里山も含ま をはじめとする多様な野生動植物の生息・生育環境が劣化し、多くの 野生動植物が絶滅を危惧される状況になっています。

d) 重要水域

滋賀県の場合、水域と陸域の推移帯(水辺エコトーン)が展開する 湖岸域・内湖ビオトープがとりわけ重要なので、特に以下に示す3つの 環境を有する地域を対象としました。また、全国的に重要な水域とし て、「日本の重要湿地500」に選定された湿地も対象としました。なお、 河川については、後述のとおり、「生態回廊」として位置づけていま す。

b) 鳥獣の重要生息地 (同左)

c) 希少野生動植物の生息・生育地

絶滅のおそれのある野生動植物の生息・生育地として、特にその環境 境の保全が求められる地域です。この中には、長い歴史の中で様々な「の保全が求められる地域です。この中には、長い歴史の中で様々な人 間の働きかけを通じて特有の自然環境が形成されてきた里山も含ま れ、近年は働きかけの低下によって里山を特徴づけるタガメやメダカーれ、近年は働きかけの低下によって里山を特徴づけるタガメやメダカ をはじめとする多様な野生動植物の生息・生育環境が劣化し、多くの 野生動植物が絶滅を危惧される状況になっています。

> 県内では、ため池や水路のように、毎年同じ季節に水があり、降水 に関わらず水深が安定した水域は、水田との牛熊系ネットワークを作 ってり、水田が乾燥する季節においてもトンボやカエルなどの水生生 物が暮らせる水域です。また、浅い水域は、水鳥等の取餌場所にもな ります。

d) 重要水域

(同左)

○ ヨシ群落

ヨシ群落は、多くの魚種にとって産卵、稚魚の成育の場であり、鳥類や水生昆虫などにもヨシ群落を主たる生活・繁殖の場としているものが知られています。

〇 内湖

内湖は、本来は水路や河川で琵琶湖とつながった自然湖沼のことを 指しますが、湖岸堤が建設されたことで新たに琵琶湖の一部が切り離 された琵琶湖残地も、内湖に含めて扱われる場合が多いです。

内湖は水底の傾斜がなだらかで水深が浅く、沿岸部にはヨシ群落が 発達し、琵琶湖との間を多くの魚が行き来し、「魚たちのゆりかご」 とも称される生産性の高い水域です。また、水鳥や水生植物などの種 の多様性が非常に豊かな場所でもあります。

○ 琵琶湖岸の砂浜

ハマエンドウ、ハマゴウ、タチスズシロソウなど砂浜特有の植物の 生育基盤となっています。また、砂浜環境には、特有の昆虫群集も見られます。琵琶湖岸の砂浜の生態系を保全するため、土地利用の変化 を防ぎ、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例に基づいた 生息・生育地保護区として指定されています。

e) 良好景観・自然ふれあい推進地域

滋賀県には、琵琶湖国定公園と鈴鹿国定公園のほか、3つの県立自然公園があり、すぐれた自然の風景地が自然公園地域に指定されています。これらの自然公園地域以外にも、鳥獣保護区のうち「身近な鳥獣生息地」として指定されている地域や、林野庁の定めるレクリエーシ

○ ヨシ群落

ヨシ群落は、多くの魚種にとって産卵、稚魚の成育の場であり、鳥類や水生昆虫などにもヨシ群落を主たる生活・繁殖の場としているものが知られています。ヨシを食べるウンカ・ヨコバイ類、アブラムシ類、カメムシ類が生息し、それを捕食するトンボ類、テントウムシ類が生息しており、独自の生態系が出来上がっています。さらに、ヨシ群落は、琵琶湖の自然環境保全上特に重要な区域であるとともに、滋賀県の原風景として景観的な価値を有しています。

〇 内湖

(同左)

○ 琵琶湖岸の砂浜

(同左)

ョンの森、各市町の都市計画による都市公園地など、身近な自然に触れるための自然体験施設も各所に設けられ、広く県民が自然とふれあい、自然の価値を学ぶ機会を提供できる地域です。琵琶湖とその周辺の良好な景観は、近江八景あるいは琵琶湖八景に代表される景勝地として古くから親しまれており、伊吹山、比良山地、比叡山を含む地域や竹生島や多景島など、多くの観光客が訪れる風致に富んだ地域となっています。

f) 県民に親しまれている自然地域

県民からの公募により、「守りたい育てたいふるさと滋賀の自然100 選」として選ばれた場所や、市街地の中の樹木が豊富な都市公園、社 寺林など生活に身近な緑地です。

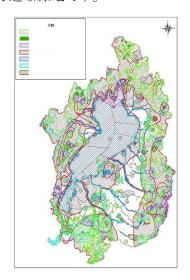


図5 野生動植物の生息・生育地として重要な地域の重ね合わせ

(図は旧版と同じ)

図4 野生動植物の生息・生育地として重要な地域の重ね合わせ

| 野生動植物の生息・生 | |
|----------------------|---|
| 育地として重要な地 | 使用した資料 |
| - 1.1- | ・第2回・第3回自然環境保全基礎調査 現存植生図(環境庁、1978〜 |
| | にお ける自然植生・ブナ林(代貨植生) |
| | ·第 5 回自然環境保全基礎調查特定植物群落報告書(環境庁、1998) |
| | ・日本の重要湿地 500(環境省、国際湿地保全連合日本委員会、2002 |
| ① 植物//重要生育地 | ・国有林野施業実施計画図 (滋賀森林管理署、2004) および第3次国有 |
| | 施業 実施計画書 (湖北森林計画区)(滋賀森林管理署、2005) にお |
| | 保護林および緑の回廊 ・滋賀県の自然公園(滋賀県、2003)における特別保護地区および第1 |
| | 特別地域 |
| | ・滋賀県鳥獣保護区等位置図(滋賀県)における鳥獣保護区(身近な) |
| | 生息地 の保護区以外) |
| ② 鳥獣の重要生息地 | ・滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針(滋賀県、2002)におけるイヌワ |
| | クマ タカ分布想定域 |
| | ・筆2回・筆6回自然環境保全基礎調査 哺乳類分布調査(ツキノワグ< |
| | ・滋賀県で大切にすべき野生生物-滋賀県レッドデータブック 20 |
| _ | 年版 |
| ③ 希少種70生息地 | - (滋賀県、 2000)および滋賀県で大切にすべき男 |
| | ・水辺創生計画策定調査報告書(滋賀県、2000)における河畔林分布 |
| | ・遊漁の手帖(滋賀県、2007)における保護水面 |
| ④ 重要水域 | ・日本の重要湿地 500(環境省、国際湿地保全連合日本委員会、2002 |
| | ・第 5 回自然環境保全基礎調査特定植物群落製告書(環境庁、1998) |
| | ・滋賀県の自然公園(滋賀県、2003)における第2種・第3種特別地 |
| | よび普通地域 |
| | ・滋賀県鳥獣保護区等位置図(滋賀県)における鳥獣保護区(身近な鳥 |
| | 息地) |
| ⑤ 良好景観・自然ふれあ | ・滋賀県都市計画総括図(滋賀県、2005)における緑地および風致地 |
| √ 1160世 域 | ・滋賀のしおり(滋賀県、2007)等各種観光資料における自然ふれあ |
| | 施設 |
| | ・林野庁沂畿中国森林管理局ホームページ(レクリエーションの森の ・守りたい育てたい故国の自然 100 選(滋賀県、2008) |
| | ・滋賀県の公園緑地(滋賀県、2007)における都市計画緑地および点 |
| | 公園 |
| ⑥県民に親しまれてい | ・滋賀県緑地環境保全地域自然記念物のしおり(滋賀県、2004)におけ |
| る自然地域 | 滋賀県 自然環境保全条例に基づく縁地環境保全地域 |
| | ・滋賀県鳥獣保護区等位置図(滋賀県)における鳥獣保護区(身近な鳥 |

表3 野生動植物の生息・生育地として重要な地域とその把握のための資料

| 区分 | 使用資料 (前回計画時) | 今回整備状況 (2019.8) |
|---------|--|------------------------------------|
| ①植物の重 | 第2回・第3回自然環境保全基礎調査におけ | ■植生図 25000 (生物多様性センター) |
| 要生育地 | る自然植生・ブナ林(代償植生) | 平成11年度~ |
| X1. H/L | 2 UWIET 2 2 44 (区間区工) | 第6~7回自然環境保全基礎調査 |
| 8 | 第4回自然環境保全基礎調查特定植物群落 | ■特定植物群落(生物多様性センター) |
| | 報告書 | 昭和54~平成10年度 |
| | TREE E | 第 2~5 回自然環境保全基礎調査 |
| | | ■小林先生より借用資料 |
| | 日本の重要湿地 500 | ■湿地調査(生物多様性センター) |
| | | 平成 10 年度 |
| | | 第5回自然環境保全基礎調查 |
| | 国有林野施業実施計画図および第3次国有 | ※位置情報・図面の情報が入手できず |
| | 林野施業実施計画書における保護林および | · 上谷山生物群集保護林 |
| | 緑の回廊 | 三国山湿原植物希少個体群落保護林 |
| | | 逢坂山照葉樹希少個体群落保護林 |
| | | ・越美山地緑の回廊 |
| | 滋賀県土地利用基本計画図における保安林 | ■保安林 (国土数値情報) |
| | | 森林地域(滋賀県)平成27年度 |
| | 滋賀県の自然公園における特別保護地区お | ■自然公園(国土数値情報) |
| | よび第1種特別地域 | 自然公園地域(滋賀県)平成27年度 |
| ②鳥獣の重 | 滋賀県鳥獣保護区等位置図における鳥獣保 | ■鳥獣保護区(国土数値情報) |
| 要生息地 | 護区 (身近な鳥獣生息地の保護区以外) | 鳥獣保護区(滋賀県)平成27年度 |
| | 滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針における | ■滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針におけ |
| 8 | イヌワシ・クマタカ分布想定域 | るイヌワシ・クマタカ分布想定域 |
| | 第2回·第6回自然環境保全基礎調查 哺乳 | ■平成30年度中大型哺乳類分布調査(ツキ |
| 0.4166 | 類分布調査(ツキノワグマ) | ノワグマ) |
| ③希少種の | 滋賀県で大切にすべき野生動植物 - 滋賀県レッドデー | ■滋賀県レッドデータブック 2015 年版 |
| 生育・生息 | タブック 2000 年版 - および滋賀県で大切にすべき野 | ※個々の種の位置情報が不明 |
| 地 | 生生物 - 滋賀県レッドデータブック 2005 年版 - にお | |
| ④重要水域 | ける保全すべき群落・群集・個体群 水辺創生計画策定調査報告書における河畔 | ※植牛図により状況を把握可能 |
| 4 里安小坝 | ホ辺削生計画東足調貨報音書における例畔 林分布域 | 然他生因により状況を把握り能 |
| | 遊漁の手帖における保護水面 | ■保護水面(滋賀県 HP-水産業) |
| | 近点の子型におりる床設水面 | (PDFデータ) |
| | 日本の重要湿地 500 | ■湿地調査(生物多様性センター) |
| | Principle and and Editor that Service | 平成 10 年度 |
| | | 第5回自然環境保全基礎調查 |
| | 第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落 | ■特定植物群落(生物多様性センター) |
| 1 | 報告書 | 昭和 54~平成 10 年度 |
| | 20 20 60 | 第2~5回自然環境保全基礎調查 |
| 1 | ヨシ群落保全区域位置図 | ■ヨシ群落保全区域等指定図 (平成 30 年度) |
| | The state of the s | |

表2 野生動植物の生息・生育地として重要な地域とその把握のため の資料

表3 情報出典ホームページ

| 情報源 | URL |
|---------------|---|
| 国土数値情報 | http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/ |
| 生物多様性センター | https://www.biodic.go.jp/kiso/fnd_list_h.html |
| 日本の重要湿地 500 | https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/wetland/p05_25_shiga.html |
| 国有林野施業実施計画図 | http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/keikaku/shinrin_keikaku/announce_item/H23/plan_inspect.html |
| 保護林・緑の回廊 | http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/siga/mori-grow/20170526_2.html |
| レクリエーションの森 | http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/siga/mori-enjoy/rekumori.html |
| 滋賀県 HP-水産業 | https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/suisan/18698.html |
| 観光交流局 | http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kanko/300698.html |
| びわこビジターズビューロー | https://biwaichi-cycling.biwako-visitors.jp/ |

表<u>4</u> 情報の整理状況

| 区分 | 使用資料 (前回計画時) | 今回整備状況(2019.8) |
|---------------|---|--|
| ⑤良好景 観・自然 | 滋賀県の自然公園における第2種・第3種特別地域および普通地域 | ■自然公園(国土数値情報) 自然公園地域(滋賀県)平成27年度 |
| ふれあい 推進地域 | 滋賀県鳥獣保護区等位置図における鳥獣保 護区(身近な鳥獣生息地) | ■鳥獣保護区(国土数値情報) 鳥獣保護区(滋賀県)平成 27 年度 |
| | 滋賀県都市計画総括図における緑地および 風致地区 | ■滋賀県都市計画総括図(平成 29 年度) ■風致地区 |
| | 滋賀のしおり等各種観光資料における自然 ふれあい施設 | ■地域資源(自然)(国土数値情報) 地域資源データ 平成 24 年度 ■観光資源(国土数値情報) |
| | | 観光資源データ 平成 26 年度 |
| | 林野庁近畿中国森林管理局ホームページに おけるレクリエーションの森 | ■森林レクリエーションの森 ・近江湖南アルプス自然休養林 ・奥伊吹野外スポーツ地域 ・近江富士風景林 |
| ⑥県民に親 しまれて | 守りたい育てたい湖国の自然 100 選 | ■守りたい育てたい湖国の自然 100 選 |
| いる自然地域 | 滋賀県の公園緑地における都市計画緑地お よび広域公園 | ■都市公園(国土数値情報) 都市公園(滋賀県)平成23年度 |
| | 滋賀県緑地環境保全地域自然記念物のしお りにおける滋賀県自然環境保全条例に基づ く緑地環境保全地域 | ■緑地保全地域区域図(平成 29 年度) |
| | 滋賀県鳥獣保護区等位置図における鳥獣保 護区(身近な鳥獣生息地) | ■鳥獣保護区(国土数値情報) 鳥獣保護区(滋賀県)平成 27 年度 |

①重要拠点区域の選定

図5に示された野生動植物の生息・生育地として重要な地域が、稜線界や流域界など地域的にまとまった範囲で重なっている地域を「重要拠点区域」として選定しました。特に、自然林の大規模な分布が見られる地域、貴重な植物群落がある地域、希少野生動植物種の重要な生息・生育地、自然の価値が認められ強い開発規制が講じられている自然公園地域を含む地域については、優先的に重要拠点区域に選定しました。

以上の方法により選定された重要拠点区域は、以下の 16区域です。 ただし、面積が小さく、しかも孤立して存在するなど、重要拠点区域の選定基準のひとつである「一定規模のまとまりを持つこと」を満たさないために、重要拠点区域として選定されていない地域も存在します。長期構想を実現していく際には、そのような地域のなかにも、野生動植物の保全の観点から重要性のきわめて高い地域があることに、特に留意する必要があります。

| - ■景観計画区域 (国土数値情報) 景観計画区域データ 平成 26 年度 - ■都市地域 (国土数値情報) 都市地域 (選貨県)、都市公園 平成 23 - ■地形・地質 土地分類基本調査 (滋賀県) - ■河川 国土数値情報河川 (H21)・湖沼 (H17) | 年度 |
|--|------|
| - ■都市地域 (国土数値情報) 都市地域 (選生数値情報) 都市地域 (送賀県)、都市公園 平成 23 ■地形・地質 土地分類基本調査 (送賀県) - ■河川 | 年度 |
| 都市地域(滋賀県)、都市公園 平成 23 - ■地形・地質 土地分類基本調査(滋賀県) - ■河川 | 年度 |
| - ■地形・地質 土地分類基本調査(滋賀県) - ■河川 | 年度 |
| 土地分類基本調査(滋賀県) - ■河川 | |
| ■河川 | |
| | |
| 国土数値情報河川 (H21) ・湖沼 (H17) | |
| |). |
| _ ■重要な里地里山 | |
| 生物多様性保全上重要な里地里山 | |
| _ ■滋賀県で大切にすべき植物群落 | |
| 滋賀県特定植物群落調査報告書(H27、 | H30) |
| _ ■関西の活かしたい自然エリア | |
| 関西広域連合作成データ (H28) | |
| ・国土を特徴づける自然生態系を有する | 5地域 |
| ・関西自然に親しむ風景 100 | |
| ・巨樹巨木 | |
| ・重要湿地 500 | |
| ・天然記念物 | |
| ・日本の棚田 100 選 | |
| 生息生育保護区。 | |

①重要拠点区域の選定

鈴鹿山脈、伊吹山地、湖北山地、比良山地、比叡山地などはビオトープの大拠点と位置付けました。ビオトープの中拠点は、自然公園の特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域が中心となっています。また、第1種特別地域と第2種特別地域を含んでいる場合は、第2種特別区域の範囲をビオトープの中拠点と定義しました。特に、重要拠点区域の範囲については開発規制が講じられている地域が中心となっていますが、ビオトープの中拠点の範囲は、生物共同体の基盤となる植生単位の広がりに重点をおくこととしました。

ビオトープの小拠点は、16重要拠点区域のそれぞれの範囲内に分布 する特定植物群落と緑地環境保全地域が該当します。そして、ビオト ープの中拠点を中心に小拠点のビオトープネットワークが形成されて いると定義しました。

図<u>4</u>に示された野生動植物の生息・生育地として重要な地域が、稜線界や流域界など地域的にまとまった範囲で重なっている地域を「重

要拠点区域」として選定しました。特に、自然林の大規模な分布が見られる地域、貴重な植物群落がある地域、希少野生動植物種の重要な生息・生育地、自然の価値が認められ強い開発規制が講じられている自然公園地域を含む地域については、優先的に重要拠点区域に選定しました。

以上の方法により選定された重要拠点区域は、以下の16区域です。 ただし、面積が小さく、しかも孤立して存在するなど、重要拠点区域の選定基準のひとつである「一定規模のまとまりを持つこと」を満たさないために、重要拠点区域として選定されていない地域も存在します。長期構想を実現していく際には、そのような地域のなかにも、野生動植物の保全の観点から重要性のきわめて高い地域があることに、特に留意する必要があります。

なお、「鈴鹿」の重要拠点区域については、特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域を含んでいるため、特別保護地区の範囲のみをビオトープの中拠点としています。

「安土」、「三上」、「堅田丘陵」、「奥琵琶湖」、「西の湖」、「湖北湖岸」、「湖西湖岸」、「湖東湖岸」の8重要拠点区域の重要拠区域については、重要拠点区域それ自体がビオトープの中拠点であるため、小拠点のみが記載されています。

<u>なお、水辺域に所在する重要拠点区域について以下のことに留意し</u>ています。

水辺域における重要拠点区域には、「奥琵琶湖」や「湖北湖岸」、「湖西湖岸」、「湖東湖岸」のように琵琶湖の湖辺域と、「西の湖」のように内湖とその周辺部含めた水辺域の5地点の重要拠点区域があります。したがって、これらの水辺域の重要拠点区域については、陸域ビオトープと水域ビオトープ、それにこの両者の推移帯であるエコトーンを包含していることから「水辺域ビオトープ」として定義することにしました。そして、この水辺域ビオトープとしての5地点の重要拠点区域の境界の設定に際しては、陸域ビオトープと水域ビオトープを設定しました。

- 1. 高時川源流部 2. 伊吹 3 霊仙 4. 鈴鹿 5. 安土
- 6. 田上・信楽 7. 三上 8. 比叡・石山 9. 堅田丘陵
- 10. 比良・朽木 11. 野坂山地 12. 奥琵琶湖 13. 西の湖
- 14. 湖北湖岸 115. 湖西湖岸 16. 湖東湖岸

(2) 生態回廊の選定

河畔林が連続して成立している大規模な河川は、ウサギ、タヌキ、キツネ、キジなどの生息や移動(自然林・二次林域ビオトープと田園域ビオトープとの間の移動経路)に利用されていると考えられます。また、河川そのものは、アユやビワマスなどの「通し回遊魚」の移動経路に利用されています。

このため、この長期構想では、琵琶湖と周辺山地とをつなぐ以下の 11の大規模 河川について「生態回廊」としての重要な役割を持つ河川 として位置づけ、重要拠 点区域どうしをつなぐことで、県域全体の規 模でビオトープのネットワーク化を図ります。

- 1. 野洲川 2. 日野川 3. 愛知川 4. 犬上川 5. 芹川
- 6. 姉川 7. 高時川 8. 安曇川 9. 瀬田川 10. 大戸川

- 1. 高時川源流部 2. 伊吹 3 霊仙 4. 鈴鹿 5. 安土
- 6. 田上・信楽 7. 三上 8. 比叡・石山 9. 堅田丘陵
- 10. 比良・朽木 11. 野坂山地 12. 奥琵琶湖 13. 西の湖
- 14. 湖北湖岸 15. 湖西湖岸 16. 湖東湖岸

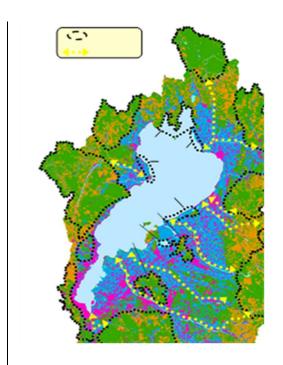
(2) 生態回廊の選定

(同左)

このため、この長期構想では、琵琶湖と周辺山地とをつなぐ以下の<u>14</u> の大規模河川について「生態回廊」としての重要な役割を持つ河川として位置づけ、重要拠点区域どうしをつなぐことで、県域全体の規模でビオトープのネットワーク化を図ります。

生態回廊は、重要世拠点区域間をつなぐ動物の移動経路であるとと もに生物が生息できる環境として役割を果たしています。

- 1. 野洲川 2. 日野川 3. 愛知川 4. 犬上川 5. 芹川
- 6. 姉川 7. 高時川 8. 安曇川 9. 瀬田川 10. 大戸川
- 11. 余呉川 12. 天野川 13. 大同川 14. 知内川



- 4 ネットワーク化を推進する区域の現状と課題
- (1) 重要拠点区域の現状と課題
- ① 高時川源流部

三国岳や上谷山などの標高1000mを超す山々を有し、伊吹山地の北

(図は旧版と同じ)

重要拠点区域と生態回廊

- 4 ネットワーク化を推進する区域の現状と課題
- (1) 重要拠点区域の現状と課題
- ① 高時川源流部

三国岳や上谷山などの標高1000mを超す山々を有し、伊吹山地の北部 部を構成し、稜線部は岐阜県および福井県と接しています。山地の主│を構成し、稜線部は岐阜県および福井県と接しています。山地の主に に稜線部に近いところには、いくつもの特定植物群落(ブナーオオバ│稜線部に近いところには、いくつもの特定植物群落(ブナーオオバク クロモジ群集)が分布しているほか、ブナ林が広範囲に広がり、イヌ「ロモジ群集」が分布しているほか、ブナ林が広範囲に広がり、イヌワ ワシなどの大型猛禽類や、ツキノワグマ、ニホンカモシカなどの大型 シなどの大型猛禽類や、ツキノワグマ、ニホンカモシカなどの大型ほ 昆虫や陸生貝類など多様な野生動物が生育しています。

【ビオトープタイプ】

大部分が自然林・二次林域ビオトープである。

【野生動植物の生息・生育地として重要な地域】

- ①植物の重要生育地
- 岳、菅山寺、横山岳)、ブナ林(菅並)、ザゼンソウ群落(余呉町中 河内)、ケヤキ林(横山岳)
- 上谷山ブナーミズナラ植物群落保護林
- ・裁美山地緑の回廊
- ②鳥獣の重要生息地
- · 鳥獣保護区: 余呉町
- ③希少種の生息地
- ・主要な生物の生息・生育地: 高時川源流域の昆虫群集
- ④県民に親しまれている自然地域
- ・湖国の自然100 選:横山岳、高時川上流域

ほ乳類のほか、地理的分布域の西南限や局所的な分布を示す種を含む 乳類のほか、地理的分布域の西南限や局所的な分布を示す種を含む昆 虫や陸生貝類など多様な野生動物が生育しています。

> また、鳥類や昆虫類が多く生息する菅山寺周辺の山林を含め、広い 節囲で森林の伐採を防止し、環境保全を図る必要があります。

【ビオトープタイプ】

大部分が自然林・二次林域ビオトープである。

【野生動植物の生息・生育地として重要な地域】

①植物の重要生育地

1)ビオトープ小拠点

・特定植物群落:ブナーオオバクロモジ群集(栃ノ木峠、針川、三国│・特定植物群落:ブナーオオバクロモジ群集(栃ノ木峠 、針川 、三 国岳、横山岳、七々頭ヶ岳)、ブナ林(菅並)、ザゼンソウ群落(余 呉町中河内)、ケヤキ林(横山岳)、オニグルミ群落(横山岳)、自然林 (菅並)、ブナ林(土倉岳)、トチノキ林 (土倉岳)

2) その他

- 上谷山ブナーミズナラ植物群落保護林
- ・裁美山地緑の回廊
- ②鳥獣の重要生息地
- · 鳥獣保護区: 余呉町
- ・菅山寺の鳥類群集
- ③希少種の生息地
- ・主要な生物の生息・生育地: 高時川源流域の昆虫群集
- ④県民に親しまれている自然地域
- ・守りたい育てたい湖国の自然 100 選:横山岳、高時川上流
- 緑地保全地域:丹生神社の社叢林

保護地域は国有林に関する保護地域(保護林・緑の回廊)など一部 に限られており、各種公共事業の影響等もあり得るなかで、将来にわ たって保全する担保をどのように図っていくかが課題です。

菅並

②伊吹

滋賀県を代表する名峰で、県最高峰の伊吹山や金糞岳などの標高 1000mを超す山々を有する伊吹山地の南部に位置し、稜線は岐阜県と 接しています。伊吹山は石灰岩を主体とする特異な地質条件を有して おり、希少な植物群落が多く成立し、植物や陸生貝類にはこの山域の 固有種も知られています。周辺地域には広範囲にブナ林が広がり、イ ヌワシ等の大型猛禽類やツキノワグマをはじめ多くの動物の生息域と して利用されています。一方で、植林地も混在しており、広範囲にス ギ・ヒノキ林が広がっています。また、ここは姉川の源流域にあたり、 ナガレモンイワナ(独特な斑紋をもつイワナの地域個体群)が生息し ています。

【ビオトープタイプ】

広範囲に自然林・二次林域ビオトープが分布し、植林域ビオトープも 混在する。

【野生動植物の生息・生育地として重要な地域】

- ①植物の重要生育地
- 山)、イブキシモツケ群落(伊吹山)、ブナーオオバクロモジ群集(金 山)、イブキシモツケ群落(伊吹山)、ブナーオオバクロモジ群集(金

・国土を特徴づける自然生態系を有する地域:ブナ林(栃の木峠)、ブ ナ・ミズナラ林 (安蔵山・三国岳)、ブナ林 (横山岳)

保護地域は国有林に関する保護地域(保護林・緑の回廊)など一部 に限られており、各種公共事業の影響等もあり得るなかで、将来にわ たって保全する担保をどのように図っていくかが課題です。

菅並

②伊吹

(同左)

【ビオトープタイプ】

広範囲に自然林・二次林域ビオトープが分布し、植林域ビオトープも 混在する。

【野生動植物の生息・生育地として重要な地域】

①植物の重要生育地

1) ビオトープ小拠点

・特定植物群落:オオイタヤメイゲツ林(伊吹山)、広葉草原(伊吹 → 特定植物群落:オオイタヤメイゲツ林(伊吹山)、広葉草原(伊吹

糞岳、甲津原)

②鳥獣の重要生息地

- ・琵琶湖国定公園(特別保護地区、第2種、第3種特別地域)
- 鳥獸保護区: 伊吹山、伊吹山北部

③希少種の生息地

- ・主要な生物の生息・生育地:伊吹山頂(米原市)周辺石灰岩地における陸生貝類群集、姉川のイワナ個体群(ナガレモンイワナ)
- ④良好景観・自然ふれあい推進地域
- 奥伊吹青少年旅行村
- ⑤県民に親しまれている自然地域
- ・レクリエーションの森 (奥伊吹野外スポーツ地域)
- ・湖国の自然 100 選: 伊吹山、姉川上流域

一部が都市計画区域に含まれていますが、整備計画はなく、当面大規模な開発リスクは少ないと考えられます。ただし、長年にわたって石灰岩の採掘が行われている一方で、保護地域は琵琶湖国定公園に指定されている伊吹山の一部に限られており、将来にわたって保全する担保をどのように図っていくかが課題です。

糞岳 、甲津原)、 岩角地・風衝地植物群落 (伊吹山)

- 2) ビオトープ中拠点
- · 自然公園:琵琶湖国定公園(特別保護地区、第2種、第3種特別地域)
- ②鳥獣の重要生息地
- · 鳥獣保護区: 伊吹山、伊吹山北部、浅井
- ③希少種の生息地
- ・主要な生物の生息・生育地:伊吹山頂(米原市)周辺石灰岩地における陸生貝類群集、姉川のイワナ個体群(ナガレモンイワナ)
- ④良好景観・自然ふれあい推進地域
- 奥伊吹青少年旅行村
- ⑤県民に親しまれている自然地域
- ・レクリエーションの森 (奥伊吹野外スポーツ地域)
- ・守りたい育てたい湖国の自然 100 選:伊吹山、姉川上流域、金糞岳
- ・国土を特徴づける自然生態系を有する地域:ブナ林(金糞岳)、自然林(伊吹山)
- ・関西自然に親しむ風景 100: 伊吹山

一部が都市計画区域に含まれていますが、整備計画はなく、当面大規模な開発リスクは少ないと考えられます。ただし、長年にわたって石灰岩の採掘が行われている一方で、保護地域は琵琶湖国定公園に指定されている伊吹山の一部に限られており、将来にわたって保全する担保をどのように図っていくかが課題です。





曲谷(姉川上流部)

伊吹山山頂部のお花畑

③霊仙

鈴鹿山脈の北端に位置する霊仙山(標高1,084m)を中心とした地域です。伊吹山と同様に石灰岩を主とする特異な地質条件を有しており、オオイタヤメイゲツ林などの特徴的な林などの特徴的な特定植物群落が生育しているほか、河内風穴などの鍾乳洞や、地蔵川など湧水の豊かな水域といった、石灰岩地に特有の特殊な自然環境が存在します。また、イヌワシなどの大型猛禽類を始め多くの動物が生息しています。さらに、この地域の石灰洞では、ほ乳類でレッドデータブック掲載の多いコウモリ類について、絶滅危惧種5種すべてが確認されているほか、固有種の昆虫類や貝類も知られています。

【ビオトープタイプ】

広範囲に自然林・二次林域ビオトープが分布し、植林域ビオトープも 混在する。

【野生動植物の生息・生育地として重要な地域】

- ① 植物の重要生育地
- ・特定植物群落:オオイタヤメイゲツ林(霊仙山)、ブナークロモジ 群集(今畑 神社裏、武奈町)

(写真は旧版と同じ)

曲谷(姉川上流部)

伊吹山山頂部のお花畑

③霊仙

(同左)。

【ビオトープタイプ】

広範囲に自然林・二次林域ビオトープが分布し、植林域ビオトープも 混在する。

【野生動植物の生息・生育地として重要な地域】

①植物の重要生育地

- 1) ビオトープ小拠点
- ・特定植物群落:オオイタヤメイゲツ林(霊仙山)、ブナークロモジ群集(今畑神社裏、武奈町)
- 2) ビオトープ中拠点

②鳥獣の重要生息地

• 鳥獣保護区: 米原

③希少種の生息地

・主要な生物の生息・生育地:湖東地域の湧水の水生昆虫群集、河内 風穴(多賀町)周辺石灰岩地における貝類群集(主として陸生)、 鈴鹿山脈のツキノワグマ個体群

④重要水域

- ・日本の重要湿地500リスト選定湿地: 彦根~米原地域の湧水群、河 内風穴
- ⑤良好景観・自然ふれあい推進地域
- ·琵琶湖国定公園(第3種特別地域、普通地域)

⑥県民に親しまれている自然地域

・湖国の自然100 選: 霊仙山、権現谷、今畑のブナ林、河内風穴、地 蔵川一部が都市計画区域に含まれていますが整備計画はなく、当面 大規模な開発リスクは少ないと考えられます。ただし、保護地域は 琵琶湖国定公園に指定されている霊仙山の一部に限られており、石 灰岩の採掘適地であることから、将来にわたって保全する担保をど のように図っていくかが課題です。

• 自然公園:琵琶湖国定公園(第3種特別地域、普通地域)

②鳥獣の重要生息地

· 鳥獣保護区: 米原

③希少種の生息地

・主要な生物の生息・生育地:湖東地域の湧水の水生昆虫群集、河内 風穴(多賀町)周辺石灰岩地における貝類群集(主として陸生)、 鈴鹿山脈のツキノワグマ個体群

④重要水域

・日本の重要湿地500リスト選定湿地: 彦根〜米原地域の湧水群、河 内風穴

⑤良好景観・自然ふれあい推進地域

·琵琶湖国定公園(第3種特別地域、普通地域)

⑥県民に親しまれている自然地域

・湖国の自然100選: 霊仙山、権現谷、今畑のブナ林、河内風穴、地 蔵川一部が都市計画区域に含まれていますが整備計画はなく、当面 大規模な開発リスクは少ないと考えられます。ただし、保護地域は 琵琶湖国定公園に指定されている霊仙山の一部に限られており、石 灰岩の採掘適地であることから、将来にわたって保全する担保をど のように図っていくかが課題です。







湧水が豊かな地蔵川

4) 給鹿

鈴鹿山脈北部の南端に位置する御池岳から御在所山を主峰とする山脈南部にかけての標高 1,000mを超す山々を有する地域で、稜線部が滋賀県と三重県を隔てています。この地域の北端部に位置する御池岳から藤原岳にかけては、霊仙山からつながる石灰岩を主体とした地質で、それより南側の鈴鹿脈中・南部が河花崗岩を主体とする地質なのと好対照をなしてします。標高の高いところにはブナ林やツツジ低木林が広がり、まとまったモミ群落の分布も特徴的です。イヌワシなどの大型猛禽類やニホンカモシカなどの大型ほ乳類をはじめ、多くの動物が生息しています。また、この地域の北端部の山域には、固有の昆虫や陸産貝類が知られています。

【ビオトープタイプ】

広範囲に自然林・二次林域ビオトープが分布し、植林域ビオトープも 混在する。

【野生動植物の生息・生育地として重要な地域】

①植物の重要生育地

写真は更新します

霊仙山

湧水が豊かな地蔵川

4) 鈴鹿

鈴鹿山脈北部の南端に位置する御池岳から御在所山を主峰とする山脈南部にかけての標高1,000mを超す山々を有する地域で、稜線部が滋賀県と三重県を隔てています。この地域の北端部に位置する御池岳から藤原岳にかけては、霊仙山からつながる石灰岩を主体とした地質で、それより南側の鈴鹿脈中・南部が河花崗岩を主体とする地質なのと好対照をなしてします。標高の高いところにはブナ林やツツジ低木林が広がり、まとまったモミ群落の分布も特徴的です。イヌワシなどの大型猛禽類やニホンカモシカなどの大型ほ乳類をはじめ、多くの動物が生息しています。また、この地域の北端部の山域には、固有の昆虫や陸産貝類が知られています。

また、綿向山周辺にはナゴヤダルマガエルなどの両生類やオサムシなどの昆虫類が生息しており、希少な動植物が生育する地域です。

【ビオトープタイプ】

広範囲に自然林・二次林域ビオトープが分布し、植林域ビオトープも 混在する。

【野生動植物の生息・生育地として重要な地域】

①植物の重要生育地

1) ビオトープ小拠点

・特定植物群落;ツツジ科低木林(御在所山周辺、雨乞岳)、ブナーク

・特定植物群落:ツツジ科低木林(御在所山周辺、雨乞岳)、ブナーク ロモジ群集(御在所山、鎌ヶ岳)、イブキザサ群落(御在所山山頂)、 ロモジ群集(御在所山、鎌ヶ岳)、イブキザサ群落(御在所山山頂)、 アスナロ林 (御在所山、永源寺)、オオイタヤメイゲツ林 (御池岳)、 葉尾)、湿原(ハト峰)、ヒダリマキガヤ(熊野)

②鳥獣の重要生息地

- ·鈴鹿国定公園(特別保護地区、第1種、第3種特別地域)
- · 鳥獣保護区:鈴鹿国定公園

③希少種の生息地

・主要な生物の生息・生育地:綿向山のブナ林の鳥類群集、綿向山ブ ナ林の昆虫群集、鈴鹿山脈のツキノワグマ個体群、愛知川のイワナ 個体群 (ナガレモンイワナ)

④県民に親しまれている自然地域

・湖国の自然 100 選:野洲川上流域、御在所山・鎌ヶ岳地域、綿向 山、杉峠・雨乞岳地域、日本コバ、神崎川流域、ハト峰の湿原、茶屋 川流域、藤原岳、御池岳

アスナロ林(御在所山、永源寺)、オオイタヤメイゲツ林(御池岳)、 イブキシモツケ群落(御池岳)、針葉樹林(鈴鹿山地)、アカガシ林(杜 イブキシモツケ群落(御池岳)、針葉樹林(鈴鹿山地)、アカガシ林(杜 | 葉尾)、湿原(ハト峰)、ヒダリマキガヤ(熊野)、アカシデ林(鎌ヶ岳)、 ツガ林(野洲川上流)、ホンシャクナゲ群落

- 2) ビオトープ中拠点
- ·自然公園:鈴鹿国定公園(特別保護地区、第1種、第3種特別地域)
- ②鳥獣の重要生息地
- · 鳥獣保護区:鈴鹿国定公園、綿向岳
- ③希少種の生息地
- ・主要な生物の生息・生育地:綿向山のブナ林の鳥類群集、綿向山ブ ナ林の昆虫群集、鈴鹿山脈のツキノワグマ個体群、愛知川のイワナ個 体群 (ナガレモンイワナ)
- ・ 生息・生育地保護区: 甲津畑町セツブンソウ生育地保護区

④県民に親しまれている自然地域

- ・守りたい育てたい湖国の自然 100 選:野洲川上流域、御在所山・鎌 ヶ岳地域、綿向山、杉峠・雨乞岳地域、日本コバ、神崎川流域、ハト 峰の湿原、茶屋川流域、藤原岳、御池岳、甲津畑の里山
- ・国土を特徴づける自然生熊系を有する地域:ブナ林(鈴鹿山脈山地 帯、鎌ヶ岳)、オオイタヤメイゲツ林(御池岳)、愛知川河畔林、ツツ ジ科低木林 (御在所山、雨乞岳)
- ・関西自然に親しむ風景 100:永源寺と木地師の里
- 湖東県立自然公園

都市計画区域には指定されておらず当面大規模な開発リスクは少な

いと考えられます。また、鈴鹿国定公園が広範囲に指定されており、 将来にわたる保護の担保もなされています。



御在所山

⑤安土

湖東平野にそびえる繖山と箕作山、安土山で構成される地域です。 平野に浮かんだ島のようなこれらの山々は、県境の山地の山麓部と湖 岸域との間をむすぶ飛び石状の山地として貴重です。また、区域内に はシイ林やハンノキ林といった自然林が残っており、人里に近いとこ ろで自然に親しむことができる地域です。

山麓には水が湧き出ている地域が残り、湧水に依存した水生動植物 も見られます。

【ビオトープタイプ】 区域内には自然林・二次林域ビオトープと植林 域ビオトープとが混在して分布。周辺には田園域ビオトープが存在。 【野生動植物の生息・生育地として重要な地域】

①植物の重要生育地

都市計画区域には指定されておらず当面大規模な開発リスクは少な いと考えられます。 また、鈴鹿国定公園が広範囲に指定されており、 将来にわたる保護の担保もなされています。

(写真は旧版と同じ)

御在所山

⑤安士 (同左)

> 【ビオトープタイプ】 区域内には自然林・二次林域ビオトープと植林 域ビオトープとが混在して分布。周辺には田園域ビオトープが存在。

①植物の重要生育地

1) ビオトープ小拠点

・特定植物群落:シイ林(安土城跡)、スギ・ヒノキ林(奥石神社)

- ・特定植物群落:ケヤキ林(空池堂)、ハンノキ林(安土町宮津)2)ビオトープ中拠点
- · 自然公園:琵琶湖国定公園(第 2 種特別地域)

- ②鳥獣の重要生息地
- 琵琶湖国定公園 (第 2 種特別地域)
- · 鳥獣保護区:安十山·繖山
- ・希少種の生息地:愛知川中・下流域の川辺林の昆虫群集、野洲川 中・下流域の川辺林の昆虫群集
- ③良好景観・自然ふれあい推進地域
- 風致地区: 箕作山
- ④県民に親しまれている自然地域
- ・滋賀県自然環境保全条例に基づく指定地域(緑地環境保全地域): 老蘇の森
- ・湖国の自然100選: 躰光寺川・瓜生川流域

都市計画区域内にありますが、全域が琵琶湖国定公園などの保護地域に指定されており、将来にわたる保護の担保がなされています。

- ②鳥獣の重要生息地
- ・鳥獣保護区: 安土山・繖山

- ③県民に親しまれている自然地域
- ・滋賀県自然環境保全条例に基づく指定地域(緑地環境保全地域): 老蘇の森
- ・守りたい育てたい湖国の自然 100 選: 体光寺・瓜生川流域、安土 城跡・織山地域
- ・緑地保全地域:老蘇の森

都市計画区域内にありますが、全域が琵琶湖国定公園などの保護地域に指定されており、将来にわたる保護の担保がなされています。

希少種の生息地:愛知川中・下流域の川辺林の昆虫群集、野洲川中・ 下流域の川辺林の昆虫群集



箕作山



老蘇の森

⑥田上・信楽

太神山や竜王山、飯道山など標高500~700mの山々から構成されている山地帯です。花崗岩質の地質が分布し、過去に大規模な森林伐採を

(写真は旧版と同じ)

箕作山

(削除)

⑥田上・信楽(同左)

受けた地域が広がっているため、植生はアカマツ林が主体で、クヌ ギ・コナラ林やスギ・ヒノキ植林 がモザイク状に入り組んでいま す。特にヒメコマツ林が広範囲に見られるのが特 徴的で、里山を好 む動物が生息しています。

【ビオトープタイプ】

大部分が自然林・二次林域ビオトープ。植林域ビオトープも混在して

【野生動植物の生息・生育地として重要な地域】

- ①植物の重要生育地
- 岩地域、八筈ヶ岳、大鳥居)、湿原(田上、北新田)
- ②鳥獣の重要生息地
- 島獣保護区:近江湖南アルプス、信楽町
- ③良好景観・自然ふれあい推進地域
- •三上·田上·信楽県立自然公園(第3種特別地域、普通地域)
- · 風致地区:阿星金勝
- ・レクリエーションの森(近江湖南アルプス自然休養林)
- ④県民に親しまれている自然地域
- ・湖国の自然 100選:太神山・八筈ヶ岳地域、金勝寺の社寺林、黄瀬 | の湿原、河合川源流、岩尾山・岩尾池・大沢池地域

【ビオトープタイプ】

大部分が自然林・二次林域ビオトープ。植林域ビオトープも混在して

【野生動植物の生息・生育地として重要な地域】

- ①植物の重要生育地
- 1) ビオトープ小拠点
- 特定植物群落:ハンノキ林(金勝)、アカガシ林(飯道山)、コウヤ 特定植物群落:ハンノキ林(金勝)、モミ林(金勝寺)、アカガシ | マキ林(飯道山)、ヒメコマツ林(湖南花崗岩地域、八筈ヶ岳、大鳥 | 林(飯道山)、コウヤマキ林(飯道山)、ヒメコマツ林(湖南花崗 | 居)、湿原(田上、北新田、<mark>杉山)、ブナ林(綿向山)、イヌシデ林(綿</mark> 向山)、イブキザサ群落(綿向山)
 - 2) ビオトープ中拠点
 - 自然公園 (第 3 種特別地域、普通地域)
 - ②鳥獣の重要生息地
 - ・鳥獣保護区:近江湖南アルプス、信楽町、湖南市三雲、湖南市吉永
 - ③良好景観・自然ふれあい推進地域
 - •三上·田上·信楽県立自然公園(第 3 種特別地域、普通地域)
 - ・レクリエーションの森 (近江湖南アルプス自然休養林)
 - ④県民に親しまれている自然地域
 - ・守りたい育てたい湖国の自然 100 選:太神山・八筈ヶ岳地域、金勝 寺の社寺林、黄瀬の湿原、河合川源流、岩尾山・岩尾池・大沢池地域、 飯銅山
 - 関西自然に親しむ風景 100: 陶芸の森

一部が都市計画区域内ですが整備計画はなく、当面大規模な開発リスクは少ないと考えられます。また、三上・田上・信楽県立自然公園が広範囲に指定されており、将来にわたる保護の担保もなされています。



湖南アルプス

⑦三上

野洲川と丘陵地の開発(湖南工業団地等)によって周囲の山麓から 孤立した標高400m級の三上山や十二坊から構成される山塊です。この ため、湖東平野に浮かぶ島のように周囲の山地から孤立しており、山 地と湖岸との間に位置する飛び石状の山地としての役割にも期待され ます。また、区域内にはアカマツ林が残っており、市街地に近いとこ ろで自然に親しむことができる地域です。

一部が都市計画区域内ですが整備計画はなく、当面大規模な開発リスクは少ないと考えられます。また、三上・田上・信楽県立自然公園が広範囲に指定されており、将来にわたる保護の担保もなされています。

(写真更新)

湖南アルプス

\bigcirc = \vdash

野洲川と丘陵地の開発(湖南工業団地等)によって周囲の山麓から孤立した標高400m級の三上山や十二坊から構成される山塊です。このため、湖東平野に浮かぶ島のように周囲の山地から孤立しており、山地と湖岸との間に位置する飛び石状の山地としての役割にも期待されます。また、ため池には貝類やハッチョウトンボ(日本一小さいトンボの仲間)が生息する地域であり市街地に近いところで自然に親しむことができる地域です。

【ビオトープタイプ】 周辺に田園域ビオトープ、市街地域ビオトー

【ビオトープタイプ】 周辺に田園域ビオトープ、市街地域ビオトー プ。区域には自然林・二次林域ビオトープと植林域ビオトープが混 在して分布。

【野生動植物の生息・生育地として重要な地域】

- ①植物の重要生育地
- ・特定植物群落:湿原(希望ヶ丘)、ハンノキ林(希望ヶ丘)
- ②鳥獣の重要生息地
- ・鳥獣保護区(希望が丘)
- ③良好景観・自然ふれあい推進地域
- ・三上・田上・信楽県立自然公園(第2種、第3種特別地域、普通地域)
- ・風致地区:三上、レクリエーションの森(近江富士風景林)
- 県立近江富士花緑公園、希望が丘文化公園

リスクは少ないと考えられます。また、三上・田上・信楽県立自然公 園が広範囲に指定されており、将来にわたる保護の担保もなされてい

ます。



プ。区域には自然林・二次林域ビオトープと植林域ビオトープが混 在して分布。

【野生動植物の生息・生育地として重要な地域】

- ①植物の重要生育地
- 1)ビオトープ小拠点
- ・特定植物群落:湿原(希望ヶ丘)
- 2) ビオトープ中拠点
- ・自然公園:三上・田上・信楽県立公園(第2種、第3種特別地域、 普通地域)
- ③鳥獣の重要生息地
- ・鳥獣保護区(希望が丘)
- ④良好景観・自然ふれあい推進地域
- ・三上・田上・信楽県立自然公園(第2種、第3種特別地域、普通地域)
- ・風致地区:三上、レクリエーションの森(近江富士風景林)
- ・県立近江富士花緑公園、希望が丘文化公園

大部分が都市計画区域内ですが整備計画はなく、当面大規模な開発 大部分が都市計画区域内ですが整備計画はなく、当面大規模な開発┃リスクは少ないと考えられます。また、三上・田上・信楽県立自然公 園が広範囲に指定されており、将来にわたる保護の担保もなされてい ます。

(写真は旧版と同じ)

希望が丘文化公園

県立近江富士花緑公園

(7) 比叡・石山

地が音羽山を経て大津市南端まで標高 500m前後の緩やかな稜線を南 | 北に連ねる地域で、京都府との府県境に接しています。シイ等の照葉 北に連ねる地域で、京都府との府県境に接しています。シイ等の照葉 樹林が石山寺や三井寺、逢坂山に 残されているほか、アカマツ林が広 節囲に広がっており、都市住民にとって身近 な自然として親しまれて います。

【ビオトープタイプ】

大部分が自然林・二次林域ビオトープ。植林域ビオトープも混在して 分布。

【野生動植物の生息・生育地として重要な地域】

- ①植物の重要生育地
- ・特定植物群落:モミ林(比叡山)、シイ林(園城寺、南郷御霊神 社、立木観音)
- 逢坂山照葉樹植物群落保護林
- ②鳥獣の重要生息地
- •琵琶湖国定公園(第2種、第3種特別地域)
- · 鳥獣保護区: 比叡山
- ③希少種の生息地
- ・主要な生物の生息地:比叡山の鳥類群集

希望が丘文化公園

県立近江富士花緑公園

⑦比叡・石山

標高 800mを超える比叡山地から逢坂関の鞍部をはさんで、醍醐山 標高 800mを超える比叡山地から逢坂関の鞍部をはさんで、醍醐山 地が音羽山を経て大津市南端まで標高 500m前後の緩やかな稜線を南 樹林が石山寺や三井寺、逢坂山に 残されているほか、アカマツ林が広 範囲に広がっており、都市住民にとって身近 な自然として親しまれて います。また、比叡山には、森林を好むキツツキ類や渓谷を好むミソ サザイ、オオルリ、キビタキ、クロツグミなどの美しい小鳥類が多く 貴重な鳥類の繁殖地となっています。

【ビオトープタイプ】

大部分が自然林・二次林域ビオトープ。植林域ビオトープも混在して 分布。

【野生動植物の生息・生育地として重要な地域】

- ①植物の重要生育地
- 1) ビオトープ小拠点
- ・特定植物群落:モミ林(比叡山)、シイ林(園城寺、南郷御霊神 社、立木観音)
- 2) その他
- 逢坂山照葉樹植物群落保護林
- ②鳥獣の重要生息地
- •琵琶湖国定公園(第2種、第3種特別地域)
- · 鳥獣保護区: 比叡山
- ③希少種の生息地
- ・主要な生物の生息地:比叡山の鳥類群集
- 瀬田川・宇治川の水生昆虫群集

④良好景観・自然ふれあい推進地域

風致地区: 奥比叡山、比叡山、園城寺、音羽山、岩間山、袴腰山、 立木山、瀬田川

⑤県民に親しまれている自然地域

・湖国の自然100選:比叡山、三井寺・長等公園地域、音羽山東山 麓、瀬田川流域

大津市街地の背後に位置し、開発の影響をうけやすい地域ですが、 その大部分が琵琶湖国定公園に指定されているほか、古い社寺が多い ことから風致地区にも 広範囲に指定されています。また、その境内地 を中心に古都保全法に基づく歴史 的風土特別保存地区が指定されて いることから、大規模な開発リスクは少ないと考えられます。





比叡山からの眺望

立木観音

⑨堅田丘陵

なだらかに連続した丘陵地であり、全国的に見ても優れた里地里山環 | 境を有しています。 このため、ナゴヤダルマガエル、カスミサンショ 境を有しています。このため、ナゴヤダルマガエル、カスミサンショーウウオなどの両生類や、タガメ、ゲンゴロウなどの水生昆虫類など希 ウウオなどの両生類や、タガメ、ゲンゴロウなどの水生昆虫類など希↓少種を含めて生物の多様性に富んでいます。

④良好景観・自然ふれあい推進地域

· 風致地区: 奥比叡山、比叡山、園城寺、音羽山、岩間山、袴腰山、 立木山、瀬田川

⑤県民に親しまれている自然地域

・湖国の自然100選: 比叡山、三井寺・長等公園地域、音羽山東山 麓、瀬田川流域

大津市街地の背後に位置し、開発の影響をうけやすい地域ですが、 その大部分が琵琶湖国定公園に指定されているほか、古い社寺が多い ことから風致地区にも 広範囲に指定されています。また、その境内地 を中心に古都保全法に基づく歴史的風土特別保存地区が指定されてい ることから、大規模な開発リスクは少ないと考えられます。

(写真は旧版と同じ)

比叡山からの眺望

立木観音

⑨堅田丘陵

水田やため池といった水域環境と雑木林や草地といった陸域環境が 水田やため池といった水域環境と雑木林や草地といった陸域環境が│なだらかに連続した丘陵地であり、全国的に見ても優れた里地里山環 少種を含めて生物の多様性に富んでいます。

【ビオトープタイプ】

自然林・二次林域ビオトープと田園域ビオトープが混在して分布 【野生動植物の生息・生育地として重要な地域】

- ①植物の重要生育地
- ・特定植物群落:コジイ林(八戸神社)
- ②鳥獣の重要生息地 • 鳥獣保護区:伊香立
- ③希少種の生息地
- ・主要な生物の生息地:堅田丘陵のため池の水生昆虫群集、堅田丘陵 の両生類・は虫類群集 の両生類・は虫類群集
- ④良好景観・自然ふれあい推進地域

•緑地:春日山公園 • 風致地区: 奥比叡山

- ⑤県民に親しまれている自然地域
- ・湖国の自然 100選: 仰木・伊香立地域

また、シロイシガメ等の爬虫類、オオクワガタやクロシジミチョウ 等の昆虫類、タイコウチやコオイムシ等の水生甲虫類が確認できる県 内でも生物多様性が高い地域であり、ビオトープでも中心的な拠点と なっています。しかし近年は、タガメなどの水生昆虫の生息が確認て きなくなっており多様性の喪失が懸念されます。

【ビオトープタイプ】

自然林・二次林域ビオトープと田園域ビオトープが混在して分布 【野生動植物の生息・生育地として重要な地域】

- ①植物の重要生育地
- 1)ビオトープ小拠点
- ・コジイ林 (八戸神社)

②希少種の生息地

- ・主要な生物の生息地:堅田丘陵のため池の水生昆虫群集、堅田丘陵
- ③良好景観・自然ふれあい推進地域
- · 緑地: 春日山公園 • 風致地区: 奥比叡山
- 4 県民に親しまれている自然地域
- ・守りたい育てたい湖国の自然 100 選: 仰木・伊香立地域

国道161号が近く京阪神への交通の便が良いため、開発圧力が高い地 国道161号が近く京阪神への交通の便が良いため、開発圧力が高い地 │ 域です全域が都市計画区域内にあり、将来の新市街地として、良好な 域です全域が都市計画区域内にあり、将来の新市街地として、良好な 住宅地としての展開が図られることとされ、伊香立や真野佐川におい て区画整理事業が進められています。現在のところ、保護地域はごく 一部に限られているため、将来的には現在の環境が失われるおそれが あります。

⑩比良•朽木

蓬莱山や武奈ヶ岳などの標高1000mを超す比良山地と、安曇川上流部を隔てた三国岳や皆子山などの700~900m級の朽木山地の山々で、西の端は京都府に接しています。植生は、小規模な照葉樹林があるほか、山麓部にはブナやトチなどの原生林やコナラ等の落葉樹林が存在し、サンショウウオなど希少な動物の生息地となっています。琵琶湖に面した斜面はほぼ一様なアカマツ林となっています。

ツキノワグマやニホンカモシカなどの大型ほ乳類をはじめ、朽木や 生杉のブナ林に生息する鳥類群集や、昆虫群集など多くの動物が生息 しています。また、安曇川の中上流域にあたり、一生を河川ですごす 河川型のウグイが生息しています。

【ビオトープタイプ】

大部分が自然林・二次林域ビオトープ。河川沿いに植林域ビオトープが混在して分布。

【野生動植物の生息・生育地として重要な地域】

- ①植物の重要生育地
- ・特定植物群落:ブナーオオバクロモジ群集(生杉)、ブナ林(比良山)、アシュウスギ林(北比良)、イブキザサ群落(武奈岳山頂)、湿原(比良小女郎ヶ池、比良寒風峠、比良オトシ、八雲ヶ原)、アカガシ林(北比良)、シイ林(楊梅の滝、明王谷)、オオイタヤメイゲツ林(比良山)、モミーアスナロ林(明王谷)

住宅地としての展開が図られることとされ、伊香立や真野佐川において区画整理事業が進められています。現在のところ、保護地域はごく一部に限られているため、将来的には現在の環境が失われるおそれがあります。

⑩比良•朽木

蓬莱山や武奈ヶ岳などの標高1000mを超す比良山地と、安曇川上流部を隔てた三国岳や皆子山などの700~900m級の朽木山地の山々で、西の端は京都府に接しています。植生は、小規模な照葉樹林があるほか、山麓部にはブナやトチなどの原生林やコナラ等の落葉樹林が存在し、サンショウウオなど希少な動物の生息地となっています。琵琶湖に面した斜面はほぼ一様なアカマツ林となっています。

ツキノワグマやニホンカモシカなどの大型ほ乳類をはじめ、朽木や生 杉のブナ林に生息する鳥類群集や、昆虫群集など多くの動物が生息し ています。また、安曇川の中上流域にあたり、一生を河川ですごす河 川型のウグイが生息しています。

【ビオトープタイプ】

大部分が自然林・二次林域ビオトープ。河川沿いに植林域ビオトープが混在して分布。

【野生動植物の生息・生育地として重要な地域】

- ①植物の重要生育地
- 1) ビオトープ小拠点
- ・ブナーオオバクロモジ群集(生杉)、ブナ林(比良山)、アシュウスギ林(北比良)、イブキザサ群落(武奈岳山頂)、湿原(比良小女郎ケ池、比良寒風峠、比良オトシ)、シイ林(楊梅の滝)、アカガシ林(北比良)、オオイタヤメイゲツ林(比良山)、モミーアスナロ林(明王谷)、ツツジ科低木林(比良小女郎峠)
- 2) ビオトープ中拠点

②鳥獣の重要生息地

- · 琵琶湖国定公園 (第2 種、第3 種特別地域)
- 鳥獣保護区: 朽木、高島町、比良山

③希少種の生息地

れあいの里・カツラの谷の鳥類群集、比良山系のブナ林の昆虫群集、 安曇川渓谷のサツキ群落、安曇川のウグイ(河川型)

④良好景観・自然ふれあい推進地域

・朽木いきものふれあいの里センター、グリーンパーク「想い出の森」

⑤県民に親しまれている自然地域

- ・朽木・葛川県立自然公園(第3種特別地域、普通地域)
- ・身近な鳥獣生息地:想い出の森
- ・湖国の自然100選: 比良オトシの湿原、八雲ヶ原湿原、比良山武奈ヶ 岳、小女郎ヶ池、安曇川上流域、朽木渓谷、朽木いきものふれあい の里、生杉のブナ林

一部が都市計画区域内にありますが、多くの部分が琵琶湖国定公園 と朽木・葛川県立自然公園に指定されており、大規模な開発リスクは「少ないと考えられます。 少ないと考えられます。

• 自然公園:琵琶湖国定公園(第2種、第3種特別地域)

②鳥獣の重要生息地

・鳥獣保護区:朽木、比良山、鹿ヶ瀬・黒谷、想い出の森

③希少種の生息地

・主要な生物の生息地:生杉ブナ原生林の鳥類群集、朽木いきものふ ・主要な生物の生息地:生杉ブナ原生林の鳥類群集、朽木いきものふ │れあいの里・カツラの谷の鳥類群集、比良山系のブナ林の昆虫群集、 安曇川渓谷のサツキ群落、安曇川の ウグイ (河川型)

④良好景観・自然ふれあい推進地域

- グリーンパーク「想い出の森」
- ・日本の棚田 100 選:畑の棚田

⑤県民に親しまれている自然地域

- ・朽木・葛川県立自然公園(第3種特別地域、普通地域)
- ・身近な鳥獣生息地:想い出の森
- 関西自然に親しむ風景 100: 葛川(安曇川上流)、畑の棚田
- ・守りたい育てたい湖国の自然 100 選: 比良オトシの湿原、八雲ヶ原 湿原、比良山武奈ヶ岳、小女郎ヶ池、安曇川上流域、朽木渓谷、生杉 のブナ林
- ・国土を特徴づける自然生態系を有する地域:ブナ・スギ林(芦生)、 アシウスギ、ブナ林 (比良山)

一部が都市計画区域内にありますが、多くの部分が琵琶湖国定公園 と朽木・葛川県立、自然公園に指定されており、大規模な開発リスクは





赤坂山

淡海湖

⑪野坂山地

赤坂山や武奈ヶ嶽などの標高800~900mを超す山々を有しています。山地には崩落地や湿原も見られ、独特の特定植物群落が指定されています。また、ブナ林が広範囲に広がり、大型ほ乳類のツキノワグマやニホンカモシカも生息しています。また、「高時川源流域」とともに、日本海側に分布する動植物がその分布域の南縁としているものがあり、生物地理学的にも興味深い地域です。

【ビオトープタイプ】

大部分が自然林・二次林域ビオトープ。植林域ビオトープも混在。 【野生動植物の生息・生育地として重要な地域】

- ①植物の重要生育地
- ・特定植物群落:ブナーオオバクロモジ群集(黒河林道、赤坂山、今津町の武奈ヶ嶽、滝谷山)、オオコメツツジ群集(赤坂山)

(写真は旧版と同じ)

①野坂山地(同左)

【ビオトープタイプ】

大部分が自然林・二次林域ビオトープ。植林域ビオトープも混在。 【野生動植物の生息・生育地として重要な地域】

- ①植物の重要生育地
- 1) ビオトープ小拠点
- ・特定植物群落:ブナーオオバクロモジ群集(黒河林道、赤坂山、 今津町の武奈ヶ嶽、滝谷山)、オオコメツツジ群集(赤坂山)、<u>ナガエ</u>ノアザミ群落(三国山湿原)、湿原(赤坂山明王ノ禿)、カキツバタ群 落(箱館山)
- 2) その他
- 三国山湿原植物群落保護
- 3) ビオトープ中拠点

- 三国山湿原植物群落保護林
- ②鳥獣の重要生息地
- ・琵琶湖国定公園(第1種、第3種特別地域)
- ③希少種の生息地
- ・主要な生物の生息・生育地:平池のカキツバタ群落
- ④良好景観・自然ふれあい推進地域
- マキノ高原キャンプ場
- ⑤県民に親しまれている自然地域
- ・身近な鳥獣生息地:赤坂山、原、酒波
- ・湖国の自然 100選:赤坂山地域、平地・淡海湖、マキノ西部の里山
- 一部が都市計画区域内にありますが、多くの部分が琵琶湖国定公園に指定されており、大規模な開発リスクは少ないと考えられます。

迎奥琵琶湖

琵琶湖の最北端であり、葛篭尾崎と海津大崎を先端とする2つの半島が突き出し、岬と入江が入り組んだ 岩礁 湖岸を主体とした変化に富む湖岸地形を有するほか、琵琶湖の中でも開発が進んでおらず、優れた自然景観が残されています。

- ·自然公園:琵琶湖国定公園(第1種、第3種特別地域)
- ②鳥獣の重要生息地
- 鳥獸保護区: 今津町、原、酒波、赤坂山
- ③希少種の生息地
- ・主要な生物の生息・生育地:平池のカキツバタ群落
- ④良好景観・自然ふれあい推進地域
- マキノ高原キャンプ場
- ⑤県民に親しまれている自然地域
- ・身近な鳥獣生息地:赤坂山、原、酒波
- ・守りたい育てたい湖国の自然 100 選:赤坂山
- ・三国山地域、平池・淡海湖、マキノ西部の里山
- ・国土を特徴づける自然生態系を有する地域:ブナ林(武奈岳~滝谷山)
- 一部が都市計画区域内にありますが、多くの部分が琵琶湖国定公園に指定されており、大規模な開発リスクは少ないと考えられます。

⑫奥琵琶湖

琵琶湖の最北端であり、葛篭尾崎と海津大崎を先端とする2つの半島が突き出し、岬と入江が入り組んだ 岩礁 湖岸を主体とした変化に富む湖岸地形を有するほか、琵琶湖の中でも開発が進んでおらず、優れた自然景観が残されています。

クロツヤムシなどの昆虫類や世界でもまれな貝類が生息する竹生島 は重要な地点です。一方で、一部の地域では、カワウが過剰に個体数 を増やしたことに伴う大量の糞の付着による樹木の枯死等の新たな問 題も起きています。

【ビオトープタイプ】

琵琶湖水域ビオトープ、湖岸域・内湖ビオトープ、自然林・二次林域 | 【野生動植物の生息・生育地として重要な地域】 ビオトープ

【野生動植物の生息・生育地として重要な地域】

- ①植物の重要生育地
- ・特定植物群落:タブ林(竹生島、須賀神社)、ハンノキ林(西浅井 2)ビオトープ中拠点 町)、シイ林(大崎観音)
- ②鳥獣の重要生息地
- ・琵琶湖国定公園(第1種、第3種特別地域)
- 鳥獣保護区:琵琶湖
- ③希少種の生息地
- ・主要な生物の生息・生育地:琵琶湖岩礁湖岸の昆虫群集
- ④重要水域
- ・日本の重要湿地500リスト選定湿地:琵琶湖(内湖を含む)
- ⑤良好景観・自然ふれあい推進地域
- ・賤ケ岳園地、余呉湖野外活動センター

【ビオトープタイプ】

琵琶湖水域ビオトープ、湖岸域・内湖ビオトープ、自然林・二次林域 ビオトープ

① 植物動植物の生息・生育地

1)ビオトープ小拠点

・特定植物群落:タブ林(竹生島、須賀神社、津里、湖北町今西、ハ ンノキ林(西浅井町、山本山東山麓)、シイ林(大崎観音)

- ・陸域ビオトープ
- 水域ビオトープ
- ②鳥獣の重要生息地
- ·琵琶湖国定公園(第1種、第3種特別地域)
- 鳥獣保護区:琵琶湖
- ③希少種の生息地
- ・主要な生物の生息・生育地:琵琶湖岩礁湖岸の昆虫群集、
- 琵琶湖のスカシモンユスリカ
- ・琵琶湖のタモロコ
- ④重要水域
- ・日本の重要湿地 500 リスト選定湿地:琵琶湖(内湖を含む)
- ⑤良好景観・自然ふれあい推進地域
- ・賤ケ岳園地、余呉湖野外活動センター
- ⑥県民に親しまれている自然地域
- ・守りたい育てたい湖国の自然 100 選: 葛篭尾崎・奥出湾地域の湖

⑥県民に親しまれている自然地域

・湖国の自然100選: 葛篭尾崎・奥出湾地域の湖岸、海津大崎・二本 松地域の湖岸

一部が都市計画区域内ですが整備計画はなく、当面大規模な開発リ スクは少ないと考えられます。また、全域が琵琶湖国定公園に指定さ れており、将来にわたる保護の担保もなされています。





大浦 菅浦

③西の湖

な水生植物が生育しています。またヨシゴイやカイツブリをはじめ多 くの水鳥が飛来し、営巣、採餌、休息の場として重要な機能を果たし ています。

岸、海津大崎・二本 松地域の湖岸

・関西自然に親しむ風景 100:海津大崎、竹生島

一部が都市計画区域内ですが整備計画はなく、当面大規模な開発リ スクは少ないと考 えられます。また、全域が琵琶湖国定公園に指定さ れており、将来にわたる保護の担保もなされています。

(写真は旧版と同じ)

(13)西の湖

滋賀県に残る最大の内湖であり、琵琶湖とは長命寺川で結ばれていま 滋賀県に残る最大の内湖であり、琵琶湖とは長命寺川で結ばれていましす。湖岸には県内最大級のヨシ群落が広がり、また希少種を含め多様 す。湖岸には県内最大級のヨシ群落が広がり、また希少種を含め多様 | な水生植物が生育しています。またヨシゴイやカイツブリをはじめ多 くの水鳥が飛来し、営巣、採餌、休息の場として重要な機能を果たし ています。

> 西の湖には、内湖のヨシ群落の鳥類群集があり、ヒクイナ、ヨシゴ イ、ハヤブサ、カンムリカイツブリ、チュウヒなどの貴重な鳥類が繁 殖、採食、ねぐら、隠れ場所、越冬として利用しています。

【ビオトープタイプ】

【ビオトープタイプ】

湖岸域・内湖ビオトープ

【野生動植物の生息・生育地として重要な地域】

- ①植物の重要生育地
- ・特定植物群落:ヨシ群落(西の湖)
- ②鳥獣の重要生息地
- · 琵琶湖国定公園 (第2種特別地域)
- ・鳥獣保護区(西の湖)
- ③希少種の生息地
- ・主要な生物の生息・生育地:西の湖を中心とした内湖のヨシ群落の 鳥類群集、 琵琶湖岸ヨシ帯の昆虫群集
- ④重要水域
- ・日本の重要湿地500リスト選定湿地:琵琶湖(内湖を含む)
- ・ヨシ群落保全区域(保全地域)
- ⑤良好景観・自然ふれあい推進地域
- ・湖岸緑地西の湖園地、西の湖自然ふれあい施設
- ⑥県民に親しまれている自然地域
- ・湖国の自然100選:西の湖

湖岸域・内湖ビオトープ

【野生動植物の生息・生育地として重要な地域】

- ①植物の重要生育地
- 1) ビオトープ小拠点
- ・ヨシ群落(西の湖)
- 2) ビオトープ中拠点
- 陸域ビオトープ
- 水域ビオトープ
- ②鳥獣の重要生息地
- •琵琶湖国定公園(第2種特別地域)
- 鳥獣保護区:琵琶湖
- ③希少種の生息地
- ・主要な生物の生息・生育地:西の湖を中心とした内湖のヨシ群落の 鳥類群集、琵琶湖岸ヨシ帯の昆虫群集
- ④重要水域
- ・日本の重要湿地 500 リスト選定湿地:琵琶湖(内湖を含む)
- ・ヨシ群落保全区域(保全地域)
- ⑤良好景観・自然ふれあい推進地域
- ・湖岸緑地西の湖園地、西の湖自然ふれあい施設_
- ⑥県民に親しまれている自然地域
- ・守りたい育てたい湖国の自然 100 選:西の湖
- ・国土を特徴づける自然生態系を有する地域:西の湖
- ・関西自然に親しむ風景 100:八幡堀と西の湖のヨシ群生地

全域が都市計画区域内ですが整備計画はなく、当面大規模な開発リ

全域が都市計画区域内ですが整備計画はなく、当面大規模な開発リ スクは少ないと考えられます。また、全域が琵琶湖国定公園に指定さ↓れており、将来にわたる保護の担保もなされています。 れており、将来にわたる保護の担保もなされています。





西の湖

4 湖北湖岸

湖北町の尾上から長浜市の姉川河口部にかけて続く琵琶湖岸と、そ れにつながる田園域から構成される地域です。ヨシ群落やオギ群落が 広がっており、在来のニゴロブナやゲンゴロウブナ等多くの在来種の 産卵の場、稚魚の成育の場として、水鳥の営巣、採餌、休息の場とし て重要な機能を果たしています。また、ヨシ群落の造成や内湖再生な どの自然再生事業や、内陸の水田では琵琶湖と水田の連続性を考慮し た田園整備が行われています。

【ビオトープタイプ】

湖岸域・内湖ビオトープ

【野生動植物の生息・生育地として重要な地域】

- ①植物の重要生育地
- ・特定植物群落:オギ群落(早崎)、タブ林(湖北町今西)

スクは少ないと考えられます。また、全域が琵琶湖国定公園に指定さ

(写真は旧版と同じ)

(1) 湖北湖岸

湖北町の尾上から長浜市の姉川河口部にかけて続く琵琶湖岸と、そ れにつながる田園域から構成される地域です。ヨシ群落やオギ群落が 広がっており、在来のニゴロブナやゲンゴロウブナ等多くの在来種の 産卵の場、稚魚の成育の場として、水鳥の営巣、採餌、休息の場とし て重要な機能を果たしています。また、ヨシ群落の造成や内湖再生な どの自然再生事業や、内陸の水田では琵琶湖と水田の連続性を考慮し た田園整備が行われています。

【ビオトープタイプ】

湖岸域・内湖ビオトープ

【野生動植物の生息・生育地として重要な地域】

- ①植物の重要生育地
- 1) ビオトープ小拠点
- ・オギ群落(早崎)

2) ビオトープ中拠点

- ②鳥獣の重要生息地
- · 琵琶湖国定公園 (第2種特別地域)
- ③希少種の生息地
- ・主要な生物の生息・生育地:湖北町水鳥公園の鳥類群集、琵琶湖・ 砂浜湖岸の昆 虫群集、琵琶湖ヨシ帯の昆虫群集、琵琶湖・湖辺林 の昆虫群集
- ④重要水域
- ・ヨシ群落保全区域(保護地区、保全地域)
- ・日本の重要湿地500リスト選定湿地:琵琶湖(内湖を含む)
- ⑤良好景観・自然ふれあい推進地域
- ・琵琶湖水鳥・湿地センター、湖北野鳥センター
- ⑥県民に親しまれている自然地域
- 琵琶湖湖岸緑地
- ・湖国の自然100選:尾上・早崎地域の湖岸と野田沼

全域が都市計画区域内ですが整備計画はなく、当面大規模な開発リスクは少ないと考えられます。また、湖岸部は琵琶湖国定公園やヨシ群落保全地域に指定されており、将来にわたる保護の担保もなされています。

- 陸域ビオトープ
- 水域ビオトープ
- ②鳥獣の重要生息地
- · 琵琶湖国定公園 (第 2 種特別地域)
- · 鳥獣保護区: 琵琶湖
- ③希少種の生息地
- ・主要な生物の生息・生育地:湖北町水鳥公園の鳥類群集、琵琶湖
- 砂浜湖岸の昆虫群集、琵琶湖ヨシ帯の昆虫群集、琵琶湖
- ・ 湖辺林の昆虫群集
- ④重要水域
- ・ヨシ群落保全区域(保護地区、保全地域)
- ・日本の重要湿地 500 リスト選定湿地:琵琶湖(内湖を含む)
- ⑤良好景観・自然ふれあい推進地域
- ・琵琶湖水鳥・湿地センター、湖北野鳥センター
- ⑥県民に親しまれている自然地域
- · 琵琶湖湖岸緑地
- <u>・守りたい育てたい湖国の自然100選:</u>尾上・早崎地域の湖岸と野田沼
- ・関西自然に親しむ風景 100:湖北町水鳥公園とえり漁

(同左)





水鳥公園

延勝寺

15 湖西湖岸

につながる 田園域から構成される地域です。ヨシ群落が広がっており、ニゴロブナ、ホンモロコ等多くの在来魚の産卵の場、稚魚の成育 り、ニゴロブナ、ホンモロコ等多くの在来魚の産卵の場、稚魚の成育│の場として、水鳥の営巣、採餌、休息の場として重要な機能を果たし の場として、水鳥の営巣、採餌、休息の場として重要な機能を果たし ています。また、ヨシ群落の造成事業や、内陸の水田では琵琶湖と水 田の連続性を考慮した田園整備が行われています。

【ビオトープタイプ】

湖岸域・内湖ビオトープ

【野生動植物の生息・生育地として重要な地域】

- ①植物の重要生育地
- ・特定植物群落:タチスズシロソウ群落(安曇川畔)

(写真は旧版と同じ)

15 湖西湖岸

高島市の針江周辺から安曇川河口部にかけて続く琵琶湖岸と、それ 高島市の針江周辺から安曇川河口部にかけて続く琵琶湖岸と、それ につながる 田園域から構成される地域です。ヨシ群落が広がってお ています。また、ヨシ群落の造成事業や、内陸の水田では琵琶湖と水 田の連続性を考慮した田園整備が行われています。

湖岸域・松の木内湖の鳥類群集

【ビオトープタイプ】

湖岸域・内湖ビオトープ

【野生動植物の生息・生育地として重要な地域】

- ①植物の重要生育地
- 1) ビオトープ小拠点 ・タチスズシロソウ群落 (安曇川畔)
- 2) ビオトープ中拠点
- ・陸域ビオトープ
- 水域ビオトープ
- ②鳥獣の重要生息地

- ②鳥獣の重要生息地
- · 琵琶湖国定公園 (第2種特別地域)
- ③希少種の生息地
- ・主要な生物の生息・生育地:琵琶湖・砂浜湖岸の昆虫群集、琵琶湖岸ヨシ帯の昆虫群集、琵琶湖・湖辺林の昆虫群集、安曇川のウグイ(河川型)
- ④重要水域
- ・ヨシ群落保全区域(保護地区、保全地域)
- ・河畔林 (安曇川)
- ・日本の重要湿地 500 リスト選定湿地:琵琶湖(内湖を含む)
- ⑤良好景観・自然ふれあい推進地域
- ·湖岸緑地安曇川浜園地、湖岸緑地新旭浜園地
- 県立びわ湖こどもの国
- ⑥県民に親しまれている自然地域
- ・湖国の自然 100 選:針江・深溝地域の湖岸、安曇川河口デルタ

全域が都市計画区域内ですが整備計画はなく、当面大規模な開発リス クは少ないと考えられます。また、湖岸部は琵琶湖国定公園やヨシ群 落保全地域に指定されており、将来にわたる保護の担保もなされてい ます。

- ・琵琶湖国定公園 (第 2 種特別地域)
- 鳥獣保護区:琵琶湖、新旭町菅沼
- ③希少種の生息地
- ・主要な生物の生息・生育地:琵琶湖
- ・砂浜湖岸の昆虫群集、琵琶湖岸ヨシ帯の昆虫群集、琵琶湖・湖辺林の昆虫群集、安曇川のウグイ(河川型)
- ④重要水域
- ・ヨシ群落保全区域(保護地区、保全地域)
- 河畔林 (安曇川)
- ・日本の重要湿地 500 リスト選定湿地:琵琶湖(内湖を含む)
- ⑤良好景観・自然ふれあい推進地域
- · 湖岸緑地安曇川浜園地、湖岸緑地新旭浜園地
- 県立びわ湖こどもの国
- ⑥県民に親しまれている自然地域
- <u>・守りたい育てたい湖国の自然 100 選</u>:針江・深溝地域の湖岸、安曇 川河ロデルタ

全域が都市計画区域内ですが整備計画はなく、当面大規模な開発リスクは少ないと考えられます。また、湖岸部は琵琶湖国定公園やヨシ群落保全地域に指定されており、将来にわたる保護の担保もなされています。

写真更新

16湖東湖岸

愛知川と宇曽川にはさまれた琵琶湖岸とその背後に位置する田園域および荒神山から構成される地域です。宇曽川河口には内湖の曽根沼があり、在来魚種の復活をめざした外来魚の生息抑制事業が継続されています。この内湖は、水鳥の営巣、採餌、休息の場としても重要な機能を果たしています。また、内陸の田園では琵琶湖と田園の連続性を考慮した田園整備が行われています。

近江盆地に浮かぶ島のように周囲の山麓から孤立した荒神山は、山地と湖岸との間に位置する飛び石状の緑地として貴重であるとともに、田園地で囲まれ、市街地に近いところで自然に親しむことができる地域です。

【ビオトープタイプ】 湖岸及び曽根沼は湖岸域・内湖ビオトープ。 荒神山には自然林・二次林域ビオトープが、周囲には田園域ビオトープが分布。

【野生動植物の生息・生育地として重要な地域】

- ①植物の重要生育地
- ・特定植物群落:タブ林(荒神山)、クロマツ林(新海浜)、ハマヒルガオ群落(三津屋)、ハマゴウ群落(彦根新海浜)
- ②鳥獣の重要生息地
- · 琵琶湖国定公園 (第2種特別地域)
- 鳥獣保護区:琵琶湖、荒神山
- ③希少種の生息地
- ・主要な生物の生息・生育地:琵琶湖・砂浜湖岸の昆虫群集

16湖東湖岸

(同左)

【ビオトープタイプ】 湖岸及び曽根沼は湖岸域・内湖ビオトープ。 荒神山には自然林・二次林域ビオトープが、周囲には田園域ビオト ープが分布。

【野生動植物の生息・生育地として重要な地域】

- ①植物の重要生育地
- 1)ビオトープ小拠点
- ・タブ林 (荒神山)、クロマツ林 (新海浜)
- ②ビオトープ中拠点
- 陸域ビオトープ
- ・水域ビオトープ
- ②鳥獣の重要生息地
- ·琵琶湖国定公園(第 2 種特別地域)
- 鳥獣保護区:琵琶湖、荒神山
- ③希少種の生息地
- ・主要な生物の生息・生育地:琵琶湖

④重要水域

- ・ヨシ群落保全区域(保全地域)
- ⑤良好景観・自然ふれあい推進地域
- 風致地区: 荒神山
- · 愛知川緑地、宇曽川緑地
- ・日本の重要湿地500リスト選定湿地:琵琶湖(内湖を含む)
- ⑥県民に親しまれている自然地域
- ・湖国の自然100選:新海浜・石寺町地域の湖岸、荒神山・曽根沼地域、愛知川 下流域
- · 琵琶湖国定公園 (第2種特別地域)

全域が都市計画区域内ですが整備計画はなく、当面大規模な開発リスクは少ないと考えられます。また、湖岸部は琵琶湖国定公園やヨシ 群落保全地域に指定されており、将来にわたる保護の担保もなされています



荒神山と曽根沼

・砂浜湖岸の昆虫群集

- ④重要水域 ・ヨシ群落保全区域(保全地域)
- ・日本の重要湿地 500 リスト選定湿地:琵琶湖(内湖を含む)
- ⑤良好景観・自然ふれあい推進地域
- 風致地区:荒神山、彦根長浜湖岸
- · 愛知川緑地、宇曽川緑地
- ・日本の重要湿地 500 リスト選定湿地:琵琶湖(内湖を含む)
- ⑥県民に親しまれている自然地域
- ・守りたい育てたい湖国の自然 100 選:新海浜・石寺町地域の湖岸、荒神山・曽根沼地域、愛知川下流域
- · 琵琶湖国定公園 (第 2 種特別地域)

全域が都市計画区域内ですが整備計画はなく、当面大規模な開発リスクは少ないと考えられます。また、湖岸部は琵琶湖国定公園やヨシ 群落保全地域に指定されており、将来にわたる保護の担保もなされています。

・湖東地域の湧水の水生昆虫群集

(写真は旧版と同じ)

荒神山と曽根沼

(2) 生態回廊の概要

滋賀県を流れる河川は、そのほとんどが山域に源を発し、平野部を経由して琵琶湖に流れ込みます。したがって、重要拠点区域の山地を水源とする主要な河川は、そこと琵琶湖とをつなぐ生態回廊としての役割が期待されます。

しかし、これらの河川には、既存のダムや堰堤が数多く存在します。 これらの河川横断構造物は、特に魚類の移動を大きく妨げるため、生 態回廊としての河川の役割を著しく損なっています。また、渇水期に 中流域で水が枯れる「瀬切れ」が見られる川もあり、ここでも魚類の 移動は妨げられています。

このような状況の中、平成9年(1997年)に河川法が改正され、その目的の中に従来の「治水」、「利水」に加え「河川環境の整備と保全」という3つめの柱が明記され、河川改修に当たっても多自然型工法など自然環境に配慮した工法が取り入れられるようになり、魚道などの生物の移動や生息環境に配慮した工作物も設置されるようになってきました。

(2) 生態回廊の概要

滋賀県を流れる河川は、そのほとんどが山域に源を発し、平野部を経由して琵琶湖に流れ込みます。したがって、重要拠点区域の山地を水源とする主要な河川は、そこと琵琶湖とをつなぐ生態回廊としての役割が期待されます。

しかし、これらの河川には、既存のダムや堰堤が数多く存在します。 これらの河川横断構造物は、特に魚類の移動を大きく妨げるため、生 態回廊としての河川の役割を著しく損なっています。また、渇水期に 中流域で水が枯れる「瀬切れ」が見られる川もあり、ここでも魚類の 移動は妨げられています。

このような状況の中、平成9年(1997年)に河川法が改正され、その目的の中に従来の「治水」、「利水」に加え「河川環境の整備と保全」という3つめの柱が明記され、河川改修に当たっても多自然型工法など自然環境に配慮した工法が取り入れられるようになり、魚道などの生物の移動や生息環境に配慮した工作物も設置されるようになってきました。

自然域の分断が著しい今日、相互を結ぶ生態回廊(エコロジカル・ コリドー)の存在は極めて重要です。そうした意味において、河川空 間は生物の移動経路および生物の生息空間として重要な位置づけがな されねばなりません。

河川は、ときに洪水をもたらし、大量の土砂を移動させますが、また土砂と一緒に、植物の種子、動物の卵あるいは生きた動植物そのものも運搬、移動させます。こうして河川流水は、生物を急速に、そして遠方へと生物の分布拡大を助けています。移動能力の高い鳥類、移動能力の比較的小さい両生類、あるいは風や果実により種を分散させる植物など、個々の生物によって移動・分布拡大能力が大きく異なっています。

<u>滋賀県の大小の河川は、琵琶湖を中心とした盆地地形の外縁部を取</u>り囲んでいる鈴鹿山脈、伊吹山地、湖北山地、比良山地、比叡山地を

また、河川の周辺に繁茂する河畔林は、動植物の移動経路やそれ自 体がビオトープとして非常に重要な役割を果たしています。しかし、 流路の拡大や河川敷のグラウンド化などにより河畔林が伐採され、連 続性が絶たれている地域も多く見られ、河畔林の意義・重要性につい て多様な主体のコンセンサスを得ることが課題となっています。

①野洲川

重要拠点区域「鈴鹿」南部の鈴鹿山脈に源を発し、湖東平野南部を 流下し、琵琶湖に注ぐ、滋賀県最大の河川です。河道の付け替えを伴 う大規模な河川改修が なされる以前は、河口部に大規模な三角州が形 成されていて、現在もその地域を 含む下流部周辺には田園が広がって います。中流部では重要拠点区域「田上・信楽」と「三上」との境界 をなしています。

②日野川

重要拠点区域「鈴鹿」南西部の綿向山の西斜面を水源とし、湖東平 **園が広がっています。**

源流として、丘陵地から沖積低地、そして琵琶湖に流入しています。 この場合、主要な生物の供給源は 1.000m級のこれら山地が大拠点で あり、その下流の丘陵地や沖積低地は中拠点ビオトープの重要拠点区 域や小拠点ビオトープとして野生動植物の生息・生育環境となってい

また、河川の周辺に繁茂する河畔林は、動植物の移動経路やそれ自体 がビオトープとして非常に重要な役割を果たしています。しかし、流 路の拡大や河川敷のグラウンド化などにより河畔林が伐採され、連続 性が絶たれている地域も多く見られ、河畔林の意義・重要性について 多様な主体のコンセンサスを得ることが課題となっています。

①野洲川

(同左)

②日野川

重要拠点区域「鈴鹿」南西部の綿向山の西斜面を水源とし、湖東平 野の中南部を流下し、琵琶湖に注いでいます。湖東平野では周辺に田┃野の中南部を流下し、琵琶湖に注いでいます。湖東平野では周辺に田 園が広がっています。

③大同川·伊庭内湖

重要拠点区域「安土」を水源とする瓜生川、射光寺川が伊庭内湖へ 注ぎ、流出河川である大同川が琵琶湖へと注いでいます。

④愛知川

③愛知川

重要拠点区域「鈴鹿」中部の鈴鹿山脈に源を発し、永源寺ダムを経 由し、湖東平野のほぼ中央部を流下し、重要拠点区域「湖東湖岸」の「由し、湖東平野のほぼ中央部を流下し、重要拠点区域「湖東湖岸」の 南端の琵琶湖に注いでいます。湖東平野では周辺に田園が広がり、平 野部に孤立した山塊である重要拠点区域「安土」のすぐ北側を流れて┃野部に孤立した山塊である重要拠点区域「安土」のすぐ北側を流れて います。

④犬上川

重要拠点区域「鈴鹿」北部の鈴鹿山脈に源を発し、琵琶湖に注いで います。上流には植林地が多く、下流は彦根の市街地と田園が広がっ┃います。上流には植林地が多く、下流は彦根の市街地と田園が広がっ ています。

⑤芹川

鈴鹿山脈北部の重要拠点区域「霊仙」の主峰・霊仙山の南斜面を水 源とし、彦根の市街地を貫流して琵琶湖に注いでいます。

⑥姉川

重要拠点区域「伊吹」の伊吹山地南部に源を発し、伊吹山西麓まで 山地を南下した後、西進し湖北平野のほぼ中央を流れ、下流部で高時 川と合流し、重要拠点 区域「湖北湖岸」の南端の琵琶湖に注いでいま す。湖北平野では周辺に田園が広がっています。

⑦高時川

重要拠点区域「高時川源流域」の伊吹山地北部に源を発し区域内を 南下し、湖北平野の北端部に出てからも南下を続け、姉川の下流部と 合流しています。平野部では周辺に田園が広がっています。

重要拠点区域「鈴鹿」中部の鈴鹿山脈に源を発し、永源寺ダムを経 南端の琵琶湖に注いでいます。湖東平野では周辺に田園が広がり、平 います。

⑤犬上川

重要拠点区域「鈴鹿」北部の鈴鹿山脈に源を発し、琵琶湖に注いで ています。

6) 芹川

鈴鹿山脈北部の重要拠点区域「霊仙」の主峰・霊仙山の南斜面を水 源とし、彦根の市街地を貫流して琵琶湖に注いでいます。

⑦天野川

重要拠点区域「霊仙」の北端と「伊吹」の南端の豊かな湧水を水源 とし、琵琶湖へと注ぐ河川です。

⑧姉川

(同左)

⑨高時川

(同左)

⑧安曇川

重要拠点区域「比良・朽木」に含まれる比良山地・朽木山地の山域からの水を集め、朽木渓谷を経て山地から出たところで大規模な扇状地を形成し、河口部で北流と南流に分かれ三角州をつくり、重要拠点区域「湖西湖岸」南端の琵琶湖に注いでいます。扇状地では周辺に田園が広がっています。

⑨瀬田川

琵琶湖からの唯一の流出河川です。琵琶湖の南端の起点から琵琶湖の水位と流下量を調節する瀬田川洗堰までは、湖の水位と連動したゆるやかな流れが続きますが、堰の直下で大戸川が合流してから先は、両岸から重要拠点区域「比叡・石山」と「田上・信楽」の山域がせまる急流・鹿跳渓谷となり、やがて天ケ瀬ダムの甚水区間へとつながり、京都市へ流出します。

⑩大戸川

重要拠点区域「田上・信楽」を水源地とし、信楽盆地を流下して瀬田川に合流しています。川の大部分は重要拠点区域の「田上・信楽」

10余呉川

重要拠点区域「高時川源流部」の椿坂峠付近を水源とし、琵琶湖へ と注いでいます。中・下流部に位置する旧木之本町から旧湖北町にか けての水田地帯は、淡水貝類や魚類の多様性が高い地域です。

⑪知内川

重要拠点区域「野坂山地」と「比良・朽木」を水源とし、琵琶湖西 岸北部に注ぐ河川です。ビワマスの遡上河川として重要で、ヤナ漁に よる魚の捕獲や釣りを楽しむ人たちの憩いの場にもなっています。

迎安曇川

(同左)。

①瀬田川

琵琶湖からの流出する唯一の自然河川です。琵琶湖の南端の起点から琵琶湖の水位と流下量を調節する瀬田川洗堰までは、湖の水位と連動し通常はゆるやかな流れが続きますが、堰の直下で大戸川が合流してから先は、両岸から重要拠点区域「比叡・石山」と「田上・信楽」の山域がせまる急流・鹿跳渓谷となり、やがて天ケ瀬ダムの<u>湛水</u>区間へとつながり、宇治川と名前を変えて京都市へと流れ下っています。

44大戸川

(同左)

内を流れています。

- 1. 野洲川 2. 日野川 3. 愛知川 4. 犬上川 5. 芹川
- 6. 姉川 7. 高時川 8. 安曇川 9. 瀬田川 10. 大戸川

第3章 野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク化 を図るための方策

- 1 自然環境の調査・情報管理・評価
- (1)調査

この長期構想に位置付けられた保全・再生・ネットワーク化が実現に向かっていることを点検するため、重要拠点区域と生態回廊を中心とした県内の自然環境の調査が必要です。このため、以下のような調査を継続的に行います。これらの調査はそれぞれ異なる観点から行われるものですが、保全・再生・ネットワーク化が実現に向かっていることを点検することを目的に、今後内容を整理し、計画的に実施できるよう検討します。

①生きもの総合調査

県は、野生動植物共生条例の施行の一環として、滋賀県における野生動植物の生息・生育状況、生息・生育地の状況等を調査する「生きもの総合調査」を継続的に実施します。この調査では、野生動植物の分類群ごとの専門家からなる「生きもの総合調査委員会」を設置し、過去の文献調査、現地調査を行い、また、県民等からの情報の提供も得て、現況の把握に努めます。そして、おおむね5年ごとに、本県で保護が必要な野生動植物の選定および絶滅のおそれの程度に応じたカテゴリー区分を行い、「滋賀県レッドデータブック」として公表します。

②希少野生動植物種調査監視指導員による調査

- 1 野洲川 2 日野川 3 大同川・伊庭内湖 4 愛知川
- 5 犬上川 6 芹川 7 天野川 8 姉川 9 高時川
- 10 余呉川 11 知内川 12 安曇川 13 瀬田川 14 大戸川

第3章 野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク化 を図るための方策

- 1 自然環境の調査・情報管理・評価
- (1)調查

(同左)

①生きもの総合調査 (同左)

②希少野生動植物種調査監視指導員による調査

野生動植物共生条例に基づき県が委嘱した希少野生動植物調査監視 指導員により、希少野生動植物種やその他の自然環境の状況の指標と なる種の生息・生育状 況について継続的に調査します。

③鳥獣に関する生息状況等の調査

鳥獣の保護管理の一環として、ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホン ザル等の鳥獣の生息状況や行動範囲等の調査を継続的に実施します。 この際には、狩猟者からの目撃報告や捕獲報告も活用します。

④自然保護監視員等による調査

県が委嘱した自然保護監視員等により、自然公園内の自然景観の現 状や違反行為について継続的に調査します。

(5)ヨシ群落現存状況の調査

ヨシ群落保全条例の施行の一環として、琵琶湖辺域の自然環境を代表するヨシ群落の面積等の調査をおおむね10年おきに実施します。

⑥環境影響評価に伴う調査

県の開発部局や事業者が実施する環境影響評価に伴う環境調査は、 貴重な動植物分布を把握するのに資するものです。これらの調査結果 について把握し、活用 することとします。特に、生態系の頂点として 重要なイヌワシ・クマタカについては、滋賀県イヌワシ・クマタカ保 護指針に基づき生息情報の把握に努めます。

(7)県の試験研究機関による調査

琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館、滋賀県立大学、水産 試験場等の試験研究機関が実施する調査研究には、希少野生植物種の 生育状況、琵琶湖の水生生物の生態・動態など野生動植物の生息・生 育状況に関するものが含まれます。これらの調査研究事業と連携し、

野生動植物共生条例に基づき県が委嘱した希少野生動植物調査監視 指導員により、希少野生動植物種やその他の自然環境の状況の指標と なる種の生息・生育状況について継続的に調査します。

③鳥獣に関する生息状況等の調査

(同左)。

④ヨシ群落現存状況の調査 (同左)

⑤環境影響評価に伴う調査 (同左)

⑥県の試験研究機関による調査

琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館、滋賀県立大学、水産 試験場等の試験研究機関が実施する調査研究には、希少野生植物種の 生育状況、琵琶湖の水生生物の生態・動態など野生動植物の生息・生 育状況に関するものが含まれます。これらの調査研究事業と連携し、 その成果について活用することとします。 その成果について活用することとします。

⑧国等の試験研究機関による調査

環境省生物多様性センターが実施する自然環境保全基礎調査は、森林植生や動植物分布等を把握する上で、最も基礎となる情報のひとつです。また、様々な国関係機関により野生動植物の生育・生息状況の調査が実施されています。これらの調査研究事業と連携し、その成果について活用することとします。

⑨一般県民の協力

野生動植物共生条例では県民の責務として、野生動植物との共生の確保に寄与し、県の施策に協力することが規定されています。県民ひとりひとりが、身近な自然環境に注目し、野生動植物の生息・生育状況について気づいた事柄や、野生動植物に関する法令に違反した行為などを行政に連絡する等の協力が期待されます。

特に、県民やNPO等の協力を得て行う、いわゆる参加型調査は、地域に根ざした詳細な情報や過去の記録等、専門家による特定の地域での調査や文献調査では得にくい情報が収集できることがあります。また、協力者が参加体験を通じて野生動植物に関する理解や関心を深めることができる等、施策を支援する人々の裾野を広げる効果が期待できます。このため、前述の生きもの総合調査や後述の県の試験研究機関による調査を行うに当たって、県民の参加を得る調査手法の活用も図ります。

今後、滋賀生物多様性データバンクの設置・運用により県民や事業者が生物多様性について知験を深めること、琵琶湖環境研究機構による複合分野の研究などにより生物多様性に関する情報が拡大していくことを期待します。

⑦国等の試験研究機関による調査

環境省生物多様性センターが実施する自然環境保全基礎調査は、森林植生や動植物分布等を把握する上で、最も基礎となる情報のひとつです。また、2017年4月に滋賀県に設立された国立環境研究機構琵琶湖分室は、琵琶湖の水質や生態系に関する異分野の研究との学術的な交流を通して生態系の管理・再生に向けた手法の提言や在来魚の回復に向けた管理手法の提言を目指しています。こうした国関係機関による野生動植物の生育・生息状況の調査研究事業と連携し、その成果を活用していきます。

⑧一般県民の協力

野生動植物共生条例では県民の責務として、野生動植物との共生の確保に寄与し、県の施策に協力することが規定されています。県民ひとりひとりが、身近な自然環境に注目し、野生動植物の生息・生育状況について気づいた事柄や、野生動植物に関する法令に違反した行為などを行政に連絡する等の協力が期待されます。

特に、県民やNPO等の協力を得て行う、いわゆる参加型調査は、地域に根ざした詳細な情報や過去の記録等、専門家による特定の地域での調査や文献調査では得にくい情報が収集できることがあります。また、協力者が参加体験を通じて野生動植物に関する理解や関心を深めることができる等、施策を支援する人々の裾野を広げる効果が期待できます。このため、前述の生きもの総合調査や後述の県の試験研究機関による調査を行うに当たって、県民の参加を得る調査手法の活用も図ります。

(2)情報の管理

各種調査結果については、野生動植物の分布情報をGIS(地理情報システム)で管理し、自然環境の全体像や経年変化などを把握できるよう努めます。また、前述のとおり、数多くの組織・機関が様々な種類の調査を実施しているため、琵琶湖博物館その他適切な機関において調査に関する情報・データを一元的に把握できる体制について検討します。

(3)情報の発信

集められた情報は、県の施策立案・実施に活用するのみならず、市町、事業者、NPOが様々な保全活動を行うための基礎的な資料として活用されることが期待されます。このため、県のウェブサイトなどを通じた情報発信を積極的に行うとともに、より利用しやすくなるよう総合窓口(ポータルサイト)の開設などのサービスを検討することとします。ただし、情報発信に当たっては、希少野生動植物種については詳細な生息・生育地を非公開とするなど情報の取り扱い細心の注意を払って整理・加工を行い、密猟・密漁や盗掘等を招かないよう配慮します。

※滋賀県ホームページ *****

また、近年の情報技術の発展により、データの記録・収集・データベース化・公開が行いやすくなりました。生物多様性の保全に必要な自然誌や生態学の研究に使われるデータの収集も地域住民・保護団体・研究団体によって担われていることも多くあります。生物多様性の保全に寄与することを主な目的した調査には、県民の参加を得ることができる調査が必要です。

地域住民が身近な自然を守る活動のために自然環境調査を行うこと のメリットは、観察の楽しみに加えて、地域の自然環境への関心を高 め、生涯を通じて科学に貢献できるといった効果も期待できます。

(2)情報の管理

(同左)

(3)情報の発信

(同左)

(4)情報の評価

集められた情報を整理し、経年的な変化を見るなどして、この長期 構想に位置付けられた保全・再生・ネットワーク化が実現に向かって いるかどうかを評価し、分析することとします。また、こうした情報 の評価や解析を行うことで、不足している調査地点や継続調査の必要 性などを明らかにします。

これらの評価は、環境審議会において専門的見地から行うこととし、2010年度(平成22年度)に1回目の点検を行います。それ以降はおおむね10年置きに行い、長期構想の見直しにつなげていきます。おおむねこれらの評価は、環境審議会において専門的見地から行うこととし、10年おきに行い、長期構想の見直しにつなげていきます。

2 生息・生育環境を保全するための保護区

この長期構想に位置付けられた重要拠点区域や生態回廊について、将来にわたってその自然環境が維持されることを担保するため、自然公園法に基づく自然公園、鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区特別保護地区、野生動植物共生条例に基づく生息・生育地保護区、文化財保護法に基づく天然記念物、森林法に基づく保安林等の保護区について、区域を見直し、適正な区域の設定に努めます。

特に、重要拠点区域に選定された地域のうち、現在のところ保護区の指定面積が小さい「高時川源流部」、「伊吹」、「霊仙」および「堅田丘陵」については、保護区の指定・拡大も含めて、その保全施策について検討します。ただし、保護区の指定・拡大を具体的に検討するに当たっては、各制度の趣旨・目的に照らして追加的な環境調査を行うとともに、土地利用の実態に応じて、地権者、地域住民や事業者と調整し、協力を求めることが必要になります。

3 野生動植物種の個体の保護

(4)情報の評価 (同左)

2 生息・生育環境を保全するための保護区

この長期構想に位置付けられた重要拠点区域や生態回廊について、 将来にわたってその自然環境が維持されることを担保するため、自然 公園法に基づく自然公園、鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区特別保護地 区、野生動植物共生条例に基づく生息・生育地保護区、文化財保護法 に基づく天然記念物、森林法に基づく保安林等の保護区について、区 域を見直し、適正な区域の設定に努めます。

特に保護の必要性が高い希少野生動植物種については、生息・生育 地保護区の指定により、建物の新増改築や宅地造成、土砂の採取や埋 め立てなどの行為を抑制することによりその保全に努めます。

保護区の指定・拡大を具体的に検討するに当たっては、各制度の趣旨・目的に照らして追加的な環境調査を行うとともに、土地利用の実態に応じて、地権者、地域住民や事業者と調整し、協力を求めることが必要になります。

3 野生動植物種の個体の保護

野生動植物共生基本計画の規定により、動植物の生息・生育環境の保全と併せて、絶滅のおそれのある野生動植物種の個体については、野生動植物共生条例に基づき指定希 少野生動植物種の指定を進めます。指定された種については、捕獲・採取が原則禁止となりますが、業者やマニア等による捕獲や採取のおそれが高いことから、希少野生動植物種調査監視指導員等による、監視・パトロールの強化に努めます。

また、外来種の移入、定着は、地域在来の野生動植物の生息・生育に悪影響を及ぼし、場合によってはその絶滅にもつながるおそれがあることから、野生動植物共生基本計画の規定に従い、野生動植物共生条例に基づき、指定外来種の指定を進めます。指定した種については、その個体の飼養等の届出が義務付けられ、野外への放逐等が禁止されることから、そのような規制については十分に周知、指導を行います。

4 長期構想に配慮した事業の実施

長期構想の実現、とりわけ重要拠点区域や生態回廊の維持・再生のためには、保護区の指定による規制的手法のみならず、自然環境に影響の大きい都市計画や道路整備、河川整備、ほ場整備等の開発事業について、その計画段階、実施段階および事業の終了段階のそれぞれにおいて、野生動植物の保護に適切な配慮がなされているかを確認する社会的な仕組みが必要です。

このため、以下のような制度を実施する中で、県は、長期構想に位置付けられた保全・再生・ネットワーク化の実現、とりわけ重要拠点区域および生態回廊の維持・再生に努めるとともに、事業者に対しても配慮を求めます。

(同左)

4 長期構想に配慮した事業の実施

長期構想の実現、とりわけ重要拠点区域や生態回廊の維持・再生のためには、保護区の指定による規制的手法のみならず、自然環境に影響の大きい都市計画や道路整備、河川整備、ほ場整備等の開発事業について、その計画段階、実施段階および事業の終了段階のそれぞれにおいて、野生動植物の保護に適切な配慮がなされているかを確認する社会的な仕組みが必要です。

このため、以下のような制度を実施する中で、県は、長期構想に位置付けられた保全・再生・ネットワーク化の実現、とりわけ重要拠点区域および生態回廊の維持・再生に努めるとともに、事業者に対しても配慮を求めます。

また、その事業活動に伴う生物多様性への影響の大きさを認識し、 事業を行うにあたって生物多様性に配慮した取組を率先して実行しま す。

(1) 公共事業の実施に当たっての配慮

平成15年(2003年)11月に策定した「公共事業環境こだわり指針」に基づき、また、必要に応じ生物環境等の専門家から指導・助言を受ける「生物環境アドバイザー制度」を活用しながら、公共事業の計画や施工等に際し、貴重な植物の保存・移植、小動物の移動・脱出経路の確保等、野生動植物の生息・生育環境の保全に配慮します。また、事業の実施後においても、必要に応じて配慮します。

また、事業の実施後においても、必要に応じて生物環境アドバイザーの意見を聞き、モニタリングに努めます。

(2) 環境影響評価に基づく指導

平成9年(1997年)6月に制定された「環境影響評価法」および平成10年(1998年)12 月に制定された「滋賀県環境影響評価条例」は、開発事業に関して事前に事業者に環境影響評価(環境アセスメント)を義務づけ、事業に効果的な環境配慮を組み込むための重要な制度です。評価の項目として、「生物の多様性の確保と自然環境の体系的保全」と「人と自然との豊かなふれあい」も位置付けられています。制度の対象となる事業者は、この制度に基づいて野生動植物の生息・生育範囲や分布状況、開発に伴う生息・生育地への影響や分断状況、その回復措置等について評価書を作成する必要があります。これに対して県は、野生動植物の生息・生育環境の保全等の視点から意見を述べ、野生動植物の生存に配慮した事業となるよう指導をしていきます。

(3) 自然環境保全協定

「滋賀県自然環境保全条例」に基づき、ゴルフ場の建設、宅地の造成等の形質の変更、土石の採取、鉱物の掘採、工作物の設置等の開発事業で、所定の規模以上の事業を行おうとする事業者と県とが協定を締結し、事業の実施に当たって野生動植物の生息・生育地の保全につ

(1) 公共事業の実施に当たっての配慮

平成15年(2003年)11月に策定した「公共事業環境こだわり指針」に基づき、また、必要に応じ生物環境等の専門家から指導・助言を受ける「生物環境アドバイザー制度」を活用しながら、公共事業の計画や施工等に際し、貴重な植物の保存・移植、小動物の移動・脱出経路の確保等、野生動植物の生息・生育環境の保全に配慮します。また、事業の実施後においても、必要に応じて配慮します。

また、事業の実施後においても、必要に応じて生物環境アドバイザーの意見を聞き、モニタリングに努めます。

(2) 環境影響評価に基づく指導

平成9年(1997年)6月に制定された「環境影響評価法」および平成10年(1998年)12月に制定された「滋賀県環境影響評価条例」は、開発事業に関して事前に事業者に環境影響評価(環境アセスメント)を義務づけ、事業に効果的な環境配慮を組み込むための重要な制度です。評価の項目として、「生物の多様性の確保と自然環境の体系的保全」と「人と自然との豊かなふれあい」も位置付けられています。制度の対象となる事業者は、この制度に基づいて野生動植物の生息・生育範囲や分布状況、開発に伴う生息・生育地への影響や分断状況、その回復措置等について評価書を作成する必要があります。これに対して県は、野生動植物の生息・生育環境の保全等の視点から意見を述べ、野生動植物の生存に配慮した事業となるよう指導をしていきます。

(3) 自然環境保全協定

「滋賀県自然環境保全条例」に基づき、ゴルフ場の建設、宅地の造成等の形質の変更、土石の採取、鉱物の掘採、工作物の設置等の開発事業で、所定の規模以上の事業を行おうとする事業者と県とが協定を締結し、事業の実施に当たって野生動植物の生息・生育地の保全につ

| いて配慮するよう事業者に働きかけます。 | いて配慮するよう事業者に働きかけます。 |
|---------------------|--|
| | (4) 生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR) 自然環境や野生動植物が人間社会に提供する様々な自然の恵みには、人が利用するものだけでなく、自然が持つ防災・減災機能や水質浄化など、人間の安全で快適な暮らしに役立つ様々な機能があります。生態系が持つ多様な機能を生かすことで、自然災害に強く持続可能な社会を構築しようとする手法はEco-DRRと呼ばれ、注目を集めています。具体的に、森林保全による斜面崩壊の防止や遊水地や水田保全・再生された湿地の活用による洪水の緩和、緑地の確保による雨水浸透の促進、浸水被害の緩和など強靭な社会基盤に生態系を構築できるように推進します。 |
| | |
| | |

コラム(1)

作成中

5 自然再生のための事業の実施

長期構想に位置つけられた保全・再生・ネットワーク化の実現のため、既に失われた野生動植物の生息・生育環境を積極的に再生するための事業を推進します。具体的には、以下のような事業に重点を置い

5 自然再生のための事業の実施

長期構想に位置つけられた保全・再生・ネットワーク化の実現のため、既に失われた野生動植物の生息・生育環境を積極的に再生するための事業を推進します。具体的には、以下のような事業に重点を置いて実施します。

て実施します。

(1) 琵琶湖水域ビオトープの再生

可対策による流入水質の改善等に取組み、水草の異常繁茂の抑制や、 体群管理などを行い、琵琶湖水域の生物多様性を確保します。

(2) 湖岸域・内湖ビオトープの再生

○人工湖岸の自然湖岸への再生

これまで埋立地の確保や治水を目的として、コンクリートや鋼矢板 を使った人工護岸が整備された琵琶湖湖岸のうち、周辺の自然・歴史・ 文化環境との調和が特に求められるものについて、砂浜やヨシ原等の 自然湖岸への再生を進めていきます。

○湖岸の保全整備

浜がけ等の湖岸侵食が顕著であり、または、琵琶湖の景観や湖辺の 生態系にとって重要な湖岸について、突堤や緩傾斜護岸の設置、養浜 等による湖岸の侵食対策やヨシ原・湖畔林の保全整備を進めていきま す。

○ヨシ群落の再生

平成16年(2004年)6月に策定した新しい「ヨシ群落保全基本計画」 に基づき、失われたヨシ等の植生の再生、魚類の産卵・成育の場所の 確保、自然的環境の復元を目的としたヨシ群落造成事業を推進します。 また、県民や事業者の行うヨシの植裁、刈取り、清掃などを支援し ます。

(1) 琵琶湖水域ビオトープの再生

浚渫や湖底耕転などによる湖底環境整備、点源・面源からの流入不 浚渫や湖底耕転などによる湖底環境整備、点源・面源からの流入不 □対策による流入水質の改善等に取組み、水草の異常繁茂の抑制や、 在来魚介類の維持増大を図ります。また、外来魚・外来水生生物の駆 在来魚介類の維持増大を図ります。また、外来魚の駆除、カワウの個 | 除、カワウの個体数管理などを行い、琵琶湖水域の生物多様性を確保 します。

> また、琵琶湖の生物多様性の保全などを研究テーマとする新たに設 立された国立環境研究機構琵琶湖分室による研究成果の活用されるこ とに期待します。

- (2) 湖岸域・内湖ビオトープの再生
- ○人工湖岸の自然湖岸への再生 (同左)

- ○湖岸の保全整備 (同左)
- ○ヨシ群落の再生 (同左)

○内湖の再生

昭和45年(1970年)に干拓され農地となっている早崎内湖や、湖岸 場の整備により形成された内湖などについて、琵琶湖とつなぐ水路と「形成された内湖などについて、琵琶湖とつなぐ水路と一体的に再生し、 一体的に再生し、内湖 が本来もっていた生態系保全機能や水質浄化機 内湖 が本来もっていた生態系保全機能や水質浄化機能などを復活さ 能などを復活させます。

(3) 自然林・二次林域および植林域ビオトープの再生

平成16年(2004年)3月に制定した「琵琶湖森林づくり条例」に基づ き、また、琵琶湖森林づくり県民税を活用して、環境重視と県民協働 という新たな視点に立った森林づくり施策を展開します。

針広混交林の創出

森林の持つ多面的機能を高度に発揮させるため、奥地等の放置され た人工林を強度間伐し、野牛動物の採食環境の改善にも寄与する針葉 樹と広葉樹の入り混じった針広混交林に導くとともに、森林環境の調 査研究により、森林生態系を重視した森林づくりを推進します。

○里山環境の再生

社会経済情勢の変化により利用されず荒廃している里山について、 市町が森林所有者と締結する協定に基づき、松の枯損木の除去や竹林 の整理等の管理・手入れをして、県民が森林に親しみ、利用できる場 とします。

- (4) 田園域ビオトープの再生
- ○田園景観の再生

集落等が行う営農を通じた地域ぐるみの生態系・景観保全活動を促

○内湖の再生

昭和45年(1970年)に干拓された早崎内湖や、湖岸堤の整備により せます。

(3) 自然林・二次林域および植林域ビオトープの再生

平成16年(2004年)3月に制定した「琵琶湖森林づくり条例」に基づ き、また、琵琶湖森林づくり県民税を活用して、環境重視と県民協働 という新たな視点に立った森林づくり施策を展開します。多面的機能 の持続的発揮に向けた森林づくりを目指し、同時に災害に強い森林づ くりを推進し生物多様性の保全を図っていきます。

針広混交林の創出

(同左)

○里山環境の再生

(同左)

- (4) 田園域ビオトープの再生
- ○田園景観の再生

(同左)

進し、滋賀県らしい野生動植物と共生した田園景観の形成を図ります。

○魚類の繁殖環境等の再生

琵琶湖周辺の水田を魚類が遡上して産卵できる場として再生するため、魚道の設置、水管理等を行う「魚のゆりかご水田プロジェクト」や、魚以外にも多様な希少野生動植物の生息できる水路の整備等に取り組みます。

(5) 市街地域ビオトープの再生

○市街地緑地の維持・創出

既存の市街地緑地について、風致地区や緑地保全地域の指定、緑地協定の締結などにより維持していくことを促進します。また、ビルの屋上や壁面の空間を活かした緑化を支援します。再開発や新たな開発行為においては、土地利用指導要綱などに基づき、既存の緑地をできるだけ活用するとともに、新たな緑地の創出を図ることを事業者に対して指導します。

○都市公園・緑地の整備

地域にふさわしい特色のある都市公園の整備を行い、市町や地域住民とともに維持管理を図ります。

○街路樹の整備

利用者の安全に配慮しつつ、地域の特色を活かし環境への影響や周辺との景観に調和した街路樹を整備し、市町や地域住民とともに維持管理を図ります。

○社寺林の保護

社寺林には、地域本来の植生が残されている場合が多く、ビオトー プネットワークの重要な拠点となります。このような社寺林について、

○魚類の繁殖環境等の再生 (同左)

(5) 市街地域ビオトープの再生

○市街地緑地の維持・創出 (同左)

○都市公園・緑地の整備 (同左)

○街路樹の整備

(同左)

○社寺林の保護

(同左)

面積の減少や維持管理方法の変更など量的・質的な劣化を招かないよう、保護区制度等を活用しつつ市町や地域住民とともに維持管理を図ります。

○水路の保全

市街地や集落を流れる水路は、魚類・貝類や水生昆虫などの生息環境として、また、身近な自然として子どもたちの環境学習の場としても重要です。住民の安全に配慮しつつ、ビオトープとしての能力を十分発揮できるよう、市町や地域住民とともに維持管理を図ります。

(6) 河川・河畔林域ビオトープの再生

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している野生動植物の生息・生育環境等を保全・再生するために河川管理を行う「多自然川づくり」の推進に努めます。

特に、1)河川の状況や将来の川づくりに向けて、地域住民の関心を深めるとともに地域住民との連携・協働を図ること、2)瀬や淵、河畔林の状況や生物の生息・生育環境の面での影響および効果を確認し、今後の維持管理の基礎データとするために野生動植物生態調査(事前・事後)を実施すること、3)魚の遡上する川づくりを推進するために、堰堤等への魚道の設置を必要に応じて系統的に実施すること、4)地域住民、専門家との連携・協働により河畔林の健全な育成を図ることに十分配慮して取り組んで行きます。

(7) 生態回廊の再生・創出

河川・河畔林のビオトープが本来持っている生態回廊としての機能 が十分回復するよう、ビオトープの再生・創出に努めます。また、道 路整備をはじめとする野生 動植物の生息・生育地域を分断する開発事

○水路の保全

(同左)

(6) 河川・河畔林域ビオトープの再生

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している野生動植物の生息・生育環境等を保全・再生するために河川管理を行う「多自然川づくり」の推進に努めます。

特に、1)河川の状況や将来の川づくりに向けて、地域住民の関心を深めるとともに地域住民との連携・協働を図ること、2)瀬や淵、河畔林の状況や生物の生息・生育環境の面での影響および効果を確認し、今後の維持管理の基礎データとするために野生動植物生態調査(事前・事後)を実施すること、3)魚の遡上する川づくりを推進するために、堰堤等への魚道の設置を必要に応じて系統的に実施すること、

4) 地域住民、専門家との連携・協働、<u>5) 小拠点ビオトープの再生</u> (治水管理に問題ない程度に石組みを変えるなどの小さな自然再生)、河畔林の健全な育成を図ることに十分配慮して取り組んで行きます。

(7) 生態回廊の再生・創出

河川・河畔林のビオトープが本来持っている生態回廊としての機能が十分回復するよう、ビオトープの再生・創出に努めます。また、道路整備をはじめとする野生 動植物の生息・生育地域を分断する開発事

業に当たっては、ビオトープのつながり やまとまりを分断しないよう 留意するとともに、やむを得ず分断せざるを得ない場 合には、道路整備において動物が高架橋で道路上部を通過できる構造物(オーバーパス)、地下道で通過する構造物(アンダーパス)を設置したり、法面に植生被覆を行うことにより、動物の移動経路の確保に留意することとします。

6 鳥獣による農林被害等の防止

滋賀県では、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ等の野生獣が、本来の生息地としていた奥山等から人の生活・生産の場に進出してくることにより、農林業、生活環境等への被害を及ぼしています。

これらの問題に対しては、被害防除、個体数管理、生息環境の整備 等の取組を総合的かつ計画的に推進し、これらの鳥獣による農林水産 業等に係る被害を防止し、人との軋轢を解消することが重要です。

このため、特定鳥獣保護管理計画に基づき、個体数の適正な調整を図るとともに、これらの鳥獣の生息地環境を保全・整備し、野生鳥獣を里山から里山・奥山への追い払いにより本来の生息域に戻す人為的な圧力をかけることが重要になります。そのためには、重要拠点区域を中心とした、生育・生息環境の保全・再生を図ることが必要であり、また、地域ぐるみでの野生鳥獣の追い払いを推進することにより、人の生活圏との被害を及ぼす鳥獣の生息域とを分けることができ、人と野生動物とが共生できる社会の実現につながるものと考えられます。

7 各主体の取組の促進

この長期構想は、滋賀県が目指す野生動植物の生息・生育環境の保

業に当たっては、ビオトープのつながり やまとまりを分断しないよう 留意するとともに、やむを得ず分断せざるを得ない場 合には、道路整備において動物が高架橋で道路上部を通過できる構造物(オーバーパス)、地下道で通過する構造物(アンダーパス)を設置したり、法面に植生被覆を行うことにより、動物の移動経路の確保に留意することとします。

6 鳥獣による農林被害等の防止

滋賀県では、ニホンジカ、イノシシ、<u>ニホンザル</u>等の野生獣が、本来の生息地としていた奥山等から人の生活・生産の場に進出してくることにより、農林業、生活環境等への被害を及ぼしています。

これらの問題に対しては、被害防除、個体数管理、生息環境の整備等の取組を総合的かつ計画的に推進し、これらの鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止し、人との軋轢を解消することが重要です。

このため、特定鳥獣保護管理計画に基づき、個体数の適正な調整を図るとともに、これらの鳥獣の生息地環境を保全・整備し、野生鳥獣を里山から里山・奥山への追い払いにより本来の生息域に戻す人為的な圧力をかけることが重要になります。そのためには、重要拠点区域を中心とした、生育・生息環境の保全・再生を図ることが必要であり、また、地域ぐるみでの野生鳥獣の追い払いを推進することにより、人の生活圏との被害を及ぼす鳥獣の生息域とを分けることができ、人と野生動物とが共生できる社会の実現につながるものと考えられます。

二ホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カワウの個体数の適正な管理 や野生鳥獣の追い払いを推進します。また、アライグマ、ヌートリア などの特定外来生物やハクビシンなどの滋賀県の指定外来種の防除を 推進していきます。

7 各主体の取組の促進

この長期構想は、滋賀県が目指す野生動植物の生息・生育環境の保

全・再生・ネットワーク化の長期的な構想を示し、これを実現するた めの考え方を取りまとめたもので、県が自ら積極的に取り組むととも に、県民・NPO、事業者といった各主体が、それぞれの立場から、自主 的、主体的な取組を進めるとともに、相互に連携を図りながら効果的│的、主体的な取組を進めるとともに、相互に連携を図りながら効果的 な推進を図ることが重要です。

このため県では、各主体に以下のような働きかけをし、技術的な助 言、情報提供その他支援策を講じていきます。

(1) 環境学習の推進

滋賀県環境学習推進計画に基づき、広く県民に対し、自然環境の保 全に係る情報の提供、人材の育成および自然体験活動の促進を図りま す。

①情報の提供

インターネット等様々な媒体や琵琶湖博物館、環境学習支援センタ 一等の施設を通じて、広く県民に長期構想の周知を図り、それへの理 解を求めていきます。

②人材の育成

長期構想を理解しその実現に協力できる人材として、生物環境アド

全・再生・ネットワーク化の長期的な構想を示し、これを実現するた めの考え方を取りまとめたもので、県が自ら積極的に取り組むととも に、県民・NPO、事業者といった各主体が、それぞれの立場から、自主 な推進を図ることが重要です。

また、各主体の取組行動が社会経済活動の中で役割を担い、環境に 深くかかわっていることを認識するとともに、自らの事業活動に伴っ て発生する生物多様性への負荷を低減するために必要な措置を講じる など、生物多様性の保全と持続可能な利用を各主体の取組や事業活動 に組み込む「生物多様性の主流化」を推准していく必要があります。

(1) 自然体験活動による環境学習

滋賀県環境学習推進計画に基づき、長期構想の実現のために、県民 の幅広い理解を深めるためには、自然観察や野外での環境学習等、自 然と触れ合い野生動植物の生息・生育環境について関心を持つきっか けとなる自然体験活動が重要な役割を担うと期待されます。このため、 特に、将来の自然保護の担い手となる子どもたちが積極的に参加でき るよう配慮しながら、湖北水鳥センター等の自然公園施設や琵琶湖博 物館等を拠点として、自然環境に関する情報の提供や自然観察行事の 開催等を行います。

バイザーや自然解説の指導員等を育成するため、関係する県民、行政職員、学校教員、NPO等に対して、野生動植物に関する専門知識の取得と野外での実習体験等を行う研修等を推進します。

③自然体験活動の促進

長期構想の実現のために、県民の幅広い理解を深めるためには、自然観察や野外での環境学習等、自然と触れ合い野生動植物の生息・生育環境について関心を 持つきっかけとなる自然体験活動が重要な役割を担うと期待されます。このため、特に、将来の自然保護の担い手となる子どもたちが積極的に参加できるよう配慮しながら、朽木いきものふれあいの里、湖北水鳥センター等の自然公園施設や琵琶湖博物館等を拠点として、自然環境に関する情報の提供や自然観察行事の開催等を行います。

(2) 人との関わりによる自然環境の維持

長期構想に位置づけられた重要拠点区域の自然環境には、里山や水田等の二次的自然環境が多く含まれており、それらは長い年月にわたり人が関わる中で持続的に形成・維持されてきたものです。しかし、生活・生産様式の大きな変化に伴い、二次的自然環境を維持してきた人の働きかけが低下したことが原因で、里地里山特有の動植物が衰退・消失する等の問題が生じています。

こうした危機に対して、農業や林業の担い手を確保し、持続的な経営を維持するよう努めるとともに、過疎化・高齢化により農業・林業の維持が困難な地域においては、県民・NPOや社会貢献に意欲のある企業が主体となって、やぶや下草の刈取り、樹木の間伐等、対象地域の特性に応じた人為的な管理や利用を行うことを支援していきます。

(3) 身近なビオトープの復元・創出

都市公園や学校の校庭等の身近な場所で野生動植物の生息・生育環

(同左)

(2)人との関わりによる自然環境の維持(同左)

(3) 身近なビオトープの復元・創出 (同左) 境としてのビオトープを復元・創出し、その地域の人たちによって維 持管理する体制を整えることは、気軽に自然とふれあえ、感受性を豊 かにする場所として、あるいはモニタリング調査の観測地点として、 大きな効果を上げることが期待できます。この長期構想が、県民・NPO や社会貢献に意欲のある企業によって自然環境保全活動や自然環境学 習の手引きとして活用され、それによってビオトープがより効果的な 場所に、効果的な規模で創出されていくよう働きかけます。

(4) 企業活動における配慮

企業活動が野生動植物の生息・生育環境に与える影響は、大きなも のがあります。特に、大規模な土地の造成、工業・商業施設の建設、 土石の採取などに伴い、事業予定地やその周辺の自然環境が大きく改 変されることがあります。野生動植物共生条例では、土地の所有者は、 長期構想の円滑な推進に配慮するよう努めるとされていることから、 事業の施工段階において、できる限りその影響を低減させようとする 取組に加えて、その事業の構想・計画段階から、この長期構想で示し た重要拠点区域や生態回廊の意義を十分に理解した上で、野生動植物 の生息・生育環境に配慮するよう、働きかけていきます。

8 国・市町への要請

他公的機関が県内において公共事業または公共施設の建設等を行う場 合において必要があると認めるときは、長期構想の円滑な推進に配慮 するよう要請することができることとしています。 このため、以下の ような国や市町への働きかけをしていきます。

(4) 企業活動における配慮

企業活動が野生動植物の生息・生育環境に与える影響は、大きなも のがあります。特に、大規模な土地の造成、工業・商業施設の建設、 十石の採取などに伴い、事業予定地やその周辺の自然環境が大きく改 変されることがあります。野生動植物共生条例では、土地の所有者は、 長期構想の円滑な推進に配慮するよう努めるとされていることから、 事業の施工段階において、できる限りその影響を低減させようとする 取組に加えて、その事業の構想・計画段階から、この長期構想で示し た重要拠点区域や生態回廊の意義を十分に理解した上で、野生動植物 の生息・生育環境に配慮するよう、働きかけていきます。滋賀県は 滋賀県内で生き物を守り、自然資源を持続的に利用されている事業者 および団体などをしが生物多様性取組認証制度などにより、生物多様 性の主流化」を推進します。

8 国・市町への要請

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第10条第2項にお 野生動植物共生条例第10 条第2項において、知事は、国、市町その│いて、知事は、国、市町その他公的機関が県内において公共事業また は公共施設の建設等を行う場合において必要があると認めるときは、 長期構想の円滑な推進に配慮するよう要請することができることとし ています。このため、以下のような国や市町への働きかけをしていき ます。

(1) 国の取組

(1) 国の取組

国の地方機関、特に国有林や河川など国の直轄地を管理する機関や 水資源機構など国の関係機関に対して、この長期構想の理解とその実 現への協力を求め、公共事業や公共施設の建設等を行う場合に、重要 拠点区域の保全や生態回廊の確保に配慮し、野生動植物の生息・生育 に影響の少ない計画の策定、工法の実施を要請します。

さらに、この長期構想では、重要拠点区域や生態回廊などを県域のレベルで示していますが、生息・生育範囲が府県をまたがる動植物も数多くあり、特に大型渡り鳥などでは行動圏が非常に広域にわたるものがあります。また、府県域を超えた山地・山脈や河川などを大規模な生態回廊として位置づけることも必要です。こうしたことから、国土レベルで野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク化の目標やそれを重点的に推進すべき区域を設定するなど、国による構想の策定を働きかけていきます。

また、国土レベルで特に重要な地域については、公有地化を図るための財源の確保や、ナショナルトラストに寄付する土地の税制上の優遇措置などを講じて、より一層の保護が図られるよう要請をしていきます。

(2) 市町の取組

市町に対しても、この長期構想の実現への理解を求め、公共事業や公共施設の建設等を行う場合に、重要拠点区域の保全や生態回廊の確保に配慮し、野生動植物の生息・生育に影響の少ない計画の策定、工法の実施を要請します。

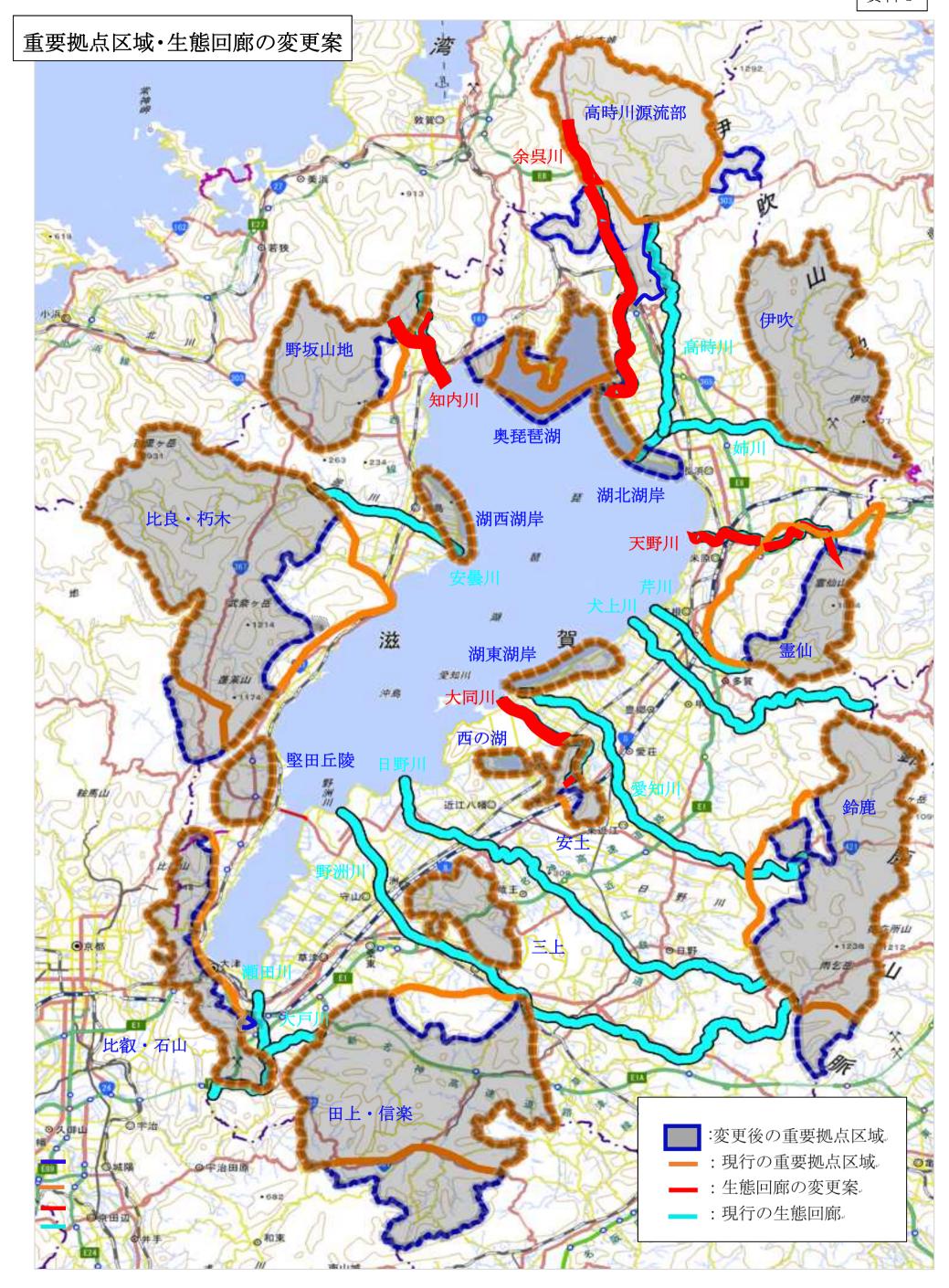
さらに、この長期構想では、重要拠点区域や生態回廊などを県域の レベルで示していますが、市町においては、その趣旨を十分に踏まえ て、より住民に身近な田園域や市街地域のビオトープとして、雑木林 や湿原、水田、ため池、水路、社寺林、緑地公園などの価値を再発見 し、それぞれの市町の区域内において野生動植物の生息・生育環境の (同左)

(2) 市町の取組(同左)

保全・再生・ネットワーク化の目標やそれを重点的に推進すべき区域を設定するなど、市町がその地域の自然特性にふさわしい独自の構想を策定することを働きかけます。市町をまたがるビオトープの保全や、生態回廊を含めたビオトープのつながりやまとまりの確保については、県が市町間の調整を担うこととします。

9 近隣府県との連携

野生動植物の生息・生育地域は、もちろん行政界により制限される ものではなく、府県境界を越えて分布しているものも多くあります。 そのような、近隣府県をまたがって 分布している野生動植物の生息・ 生育環境の保全・再生・ネットワーク化を図るために、連携した取組 が実施できるよう関係府県と意見・情報の交換を行います。 9 近隣府県との連携 (同左)



参考資料

○ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例の抜粋

平成18年3月30日 滋賀県条例第4号

改正 平成27年3月23日条例第8号

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例をここに公布する。

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第7条)
- 第2章 基本計画等(第8条—第11条)
- 第3章 希少野生動植物種の保護に関する規制
 - 第1節 指定希少野生動植物種(第12条)
 - 第2節 個体の取扱いに関する規制(第13条―第18条)
 - 第3節 生息地等の保護に関する規制 (第19条―第25条)
 - 第4節 保護増殖事業 (第26条)
- 第4章 外来種による生態系等に係る被害の防止 (第27条―第38条)
- 第5章 野生鳥獣種による農林水産業等に係る被害の防止(第39条―第43条)
- 第6章 県民等との協働の推進(第44条―第48条)
- 第7章 雑則 (第49条—第52条)
- 第8章 罰則 (第53条—第57条)

付則

私たちのふるさと滋賀は、およそ400万年の歴史を有し我が国最大の湖である琵琶湖を擁し、 その周りに肥沃な平野が広がり、さらにその周りを鈴鹿山脈、伊吹山地、比良山地、比叡山地な どの山々が取り囲む豊かな自然環境を有している。この水と緑に囲まれた環境には、50種を超え る固有種をはじめ、1万種を超えるといわれる在来の多種多様な野生動植物が生息し、生育して おり、生物の多様性の宝庫となっている。

こうした多種多様な野生動植物が織りなすいのちのにぎわいは、悠久の時間の流れの中ではぐくまれてきたものであり、それ自体が尊重されるべきものである。多種多様な野生動植物は、微妙な均衡の下、相互に影響しあいながら豊かな生態系を形成しており、こうした生物の多様性は、すべてのいきものの生存の基盤でもある。また、多種多様な野生動植物が四季を通じて織りなすいのちの輝きは、私たちの日々の暮らしに安らぎと潤いを与えるものであり、心のよりどころでもある。ふるさと滋賀の地に暮らす人々は、こうした豊かな自然がもたらす様々な恵みに対する

畏敬の念と感謝の気持ちを持って、多種多様な野生動植物との共生を図りながら、豊かな文化を はぐくむ地域社会を築いてきた。このふるさと滋賀の豊かな生物の多様性を次の世代へと引き継 いでいくことは、現在に生きる私たちの責務である。

しかしながら、野生動植物の生息および生育の環境の悪化、野生動植物の過剰な捕獲および採取、様々な外来種の侵入および定着などにより、悠久の時間の流れの中ではぐくまれてきた生態系の微妙な均衡が崩れ、県内の数多くの野生動植物について絶滅のおそれが指摘されるなど、ふるさと滋賀の豊かな生物の多様性は今や危機的な状況にある。一方で、一部の野生鳥獣種については、生息数が増えすぎたり、人里近くに生息域を移したりしたため、農林水産業等に深刻な被害を及ぼすようになっており、人間と野生鳥獣種との軋轢が様々な場面で生じている。

こうした野生動植物を巡る様々な課題を解決し、ふるさと滋賀の豊かな生物の多様性を将来の世代へと引き継いでいくためには、多種多様な在来の野生動植物と人間とが良好な関係を保ちながら将来にわたって共に生きていくという共生の実現を旨として、野生動植物の適正な保護と管理を進めることが重要である。

私たち人間も自然の一員であり、野生動植物との共生の実現に向けて様々な取組が求められる。 ふるさと滋賀の地に暮らす私たちみんなが生物の多様性の重要性を深く認識し、知恵を出し合い、 連携しながら、野生動植物との共生が図られる地域社会を創造し、発信することを決意し、ここ にふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、野生動植物(外来種に属する野生動植物を除く。以下同じ。)との共生について、基本理念を定め、県、事業者および県民等の責務を明らかにするとともに、希少野生動植物種の保護、外来種および野生鳥獣種による被害の防止その他の必要な事項を定めることにより、生物の多様性の確保および生活環境等の保全を図り、もって現在および将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「県民等」とは、県民、滞在者および旅行者をいう。
- 2 この条例において「希少野生動植物種」とは、県内に生息し、または生育する野生動植物の 種(亜種または変種がある種にあっては、その亜種または変種とする。以下同じ。)であって、 次の各号のいずれかに該当するものとして規則で定めるものをいう。
 - (1) 県内におけるその種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ない野生動植物の種
 - (2) 県内におけるその種の個体の数が著しく減少しつつある野生動植物の種
 - (3) 県内におけるその種の個体の主要な生息地または生育地が消滅しつつある野生動植物の 種

- (4) 県内におけるその種の個体の生息または生育の環境が著しく悪化しつつある野生動植物 の種
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県内におけるその種の存続に支障を来す事情がある野生動植物の種
- 3 この条例において「外来種」とは、県内に導入され、または他の都道府県に導入された後に 県内に生息し、もしくは生育することとなることにより、その本来の生息地または生育地の外 に存することとなる動植物の種をいう。
- 4 この条例において「野生鳥獣種」とは、鳥類または哺乳類に属する野生動物(外来種に属する野生動物を除く。)の種をいう。

(基本理念)

- 第3条 野生動植物との共生は、人の活動がすべての生物の生存の基盤である生態系に多大な影響を及ぼし生物の多様性を損なうおそれを生じさせていることにかんがみ、県民等が、その影響を深く認識し、自らの活動において生物の多様性が確保されるよう配慮することを通じて、多様な生物により構成される良好な自然環境が保全されることを旨として推進されなければならない。
- 2 野生動植物との共生は、生態系が微妙な均衡を保つことにより成り立っていることにかんが み、野生動植物の種の個体およびその生息または生育の環境が一体として適切に保全されると ともに、野生鳥獣種による被害の防止等を通じて野生動植物と人の生活環境との調和を保ち、 野生動植物がその本来の自然環境において存続することを旨として推進されなければならな い。
- 3 野生動植物との共生は、多様な生物により構成される良好な自然環境が、野生動植物と人との相互のかかわり合いの中で連綿と受け継がれ、県民等に様々な恵沢をもたらしてきたものであることにかんがみ、県民等がその恵沢に対する理解と関心を深め、その下で県と県民等が協働し、現在のみならず将来の県民等がその恵沢を享受することができるよう長期的な視点に立って、推進されなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める野生動植物との共生についての基本理念(以下「基本理念」という。) にのっとり、野生動植物との共生に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施する ものとする。
- 2 県は、野生動植物との共生に関し、県民等、事業者および市町と相互に連携を図りながら協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、野生動植物との共生の確保に配慮するとともに、県が実施する野生動植物との共生に関する施策に協力しなければならない。

(県民等の責務)

第6条 県民等は、基本理念にのっとり、野生動植物との共生の確保に寄与するよう努めるとともに、県が実施する野生動植物との共生に関する施策に協力しなければならない。

(県の施策における配慮)

第7条 県は、地域の開発および整備その他の野生動植物の種の個体の生息または生育の状況に 影響を及ぼすと認められる施策の策定および実施に当たっては、野生動植物との共生について 配慮しなければならない。

第8条省略

(生息および生育の環境に関する長期構想)

- 第9条 知事は、基本計画に即して、野生動植物の種の個体の生息および生育の環境の保全および再生ならびにネットワーク化に関する長期的な構想(以下「長期構想」という。)を策定するものとする。
- 2 長期構想には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 野生動植物の種の個体の生息および生育の環境の保全および再生ならびにネットワーク 化に関する方針
 - (2) 野生動植物の種の個体の生息および生育の環境の保全および再生ならびにネットワーク 化を重点的に推進すべき区域
 - (3) 野生動植物の種の個体の生息および生育の環境の保全および再生ならびにネットワーク 化を図るための方策
 - (4) その他野生動植物の種の個体の生息および生育の環境の保全および再生ならびにネット ワーク化のために必要な事項
- 3 前条第3項から第5項までの規定は、長期構想の策定および変更について準用する。この場合において、同条第4項中「の意見」とあるのは、「および関係市町の長の意見」と読み替えるものとする。

(長期構想の推進のための取組)

- 第10条 県および規則で定める公共団体は、長期構想の円滑な推進を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 知事は、国、他の地方公共団体その他規則で定める公共団体が県内において公共事業または 公共施設の建設等を行う場合において必要があると認めるときは、長期構想の円滑な推進に配 慮するよう要請することができる。
- 3 土地等の所有者または占有者は、長期構想の円滑な推進に配慮するよう努めるものとする。

第11条から第57条まで省略

〇滋賀県環境審議会条例

平成6年3月30日滋賀県条例第17号

改正

平成9年3月31日条例第4号 平成12年3月29日条例第90号 平成15年3月20日条例第11号 平成19年3月20日条例第7号 平成26年3月31日条例第20号

滋賀県環境審議会条例をここに公布する。

滋賀県環境審議会条例

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第1項および自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、滋賀県環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 審議会は、委員45人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。
 - (1) 関係行政機関の職員
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) その他知事が適当と認める者

(任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

- 第4条 審議会に、会長および副会長各1人を置く。
- 2 会長および副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (部会)
- 第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の所掌事務に係る調査審議の経過および結果を審議会に報告するものとする。
- 5 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項および第2項中「会長」 とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(専門委員)

- **第7条** 審議会は、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係行政機関の職員または学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 3 専門委員は、審議会および部会の会議に出席し、専門的な立場から意見を述べることができる。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 (関係者の出席)
- 第8条 審議会は、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。 (幹事)
- 第9条 審議会に、幹事を置く。
- 2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員および専門委員を補佐する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、滋賀県琵琶湖環境部において処理する。ただし、温泉に関する審議事項 に係る庶務は、滋賀県健康医療福祉部において処理する。

(雑則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って

定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように 改正する。

[次のよう] 略

(滋賀県公害防止条例の一部改正)

3 滋賀県公害防止条例(昭和47年滋賀県条例第57号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例の一部改正)

4 滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例(昭和54年滋賀県条例第37号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則 (平成9年条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年条例第90号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように 改正する。

[次のよう] 略

(滋賀県自然環境保全条例の一部改正)

3 滋賀県自然環境保全条例(昭和48年滋賀県条例第42号)の一部を次のように改正する。

「次のよう〕略

(滋賀県立自然公園条例の一部改正)

4 滋賀県立自然公園条例(昭和40年滋賀県条例第30号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(滋賀県自然環境保全条例および滋賀県立自然公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行前に行われた従前の滋賀県自然環境保全審議会に係る諮問、答申その他の行為 は、改正後の滋賀県環境審議会条例の規定に基づく滋賀県環境審議会に係る諮問、答申その他の 行為とみなす。
 - 付 則(平成15年条例第11号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成19年条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成26年条例第20号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。